

現場における工事の生産性向上をめざして



北陸地方整備局

※ 本資料は、国土交通省本省及び北陸地方整備局が作成した資料等により構成されています。

令和7年度（後期）生産性向上等説明会 内容

説明会の趣旨と品確法	資料－1
工事施工の円滑化4点セット	資料－2
工事書類スリム化ガイド	資料－3
工事事故の発生状況	資料－4
営繕工事の生産性向上等の取組	資料－5（午後）

説明会の趣旨と品確法

- 公共工事は、国民へ良質な社会インフラを提供することが求められる
- 将来にわたる公共工事の品質確保のためには、より一層の生産性の向上が必要不可欠とされる
- 北陸地方整備局では受発注者が対等の立場で協働し、コミュニケーションの充実を図るために「工事の円滑化推進会議」（工事施工の円滑化4点セット）を運用。
工事の生産性を向上させるための有効な手段として活用
- 令和6年2月に「工事書類スリム化ガイド ～現場技術者の負担軽減のために～」を発刊。
受注者・発注者間における役割分担の明確化など、現場技術者の負担を軽減するための、現場技術者の負担を軽減するための観点を示し、具体的な取組み事例を紹介。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正：令和6年6月19日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その**担い手の中長期的な育成及び確保の促進**その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、**現在及び将来の公共工事の品質確保の促進**を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

8 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、**地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保**されるとともに、**災害応急対策又は災害復旧に関する工事等**（以下「災害応急対策工事等」という。）が**迅速かつ円滑に実施される体制が整備**されることにより、**将来にわたり確保**されなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正：令和6年6月19日公布・施行

9 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正：令和6年6月19日公布・施行

十 地域における**公共工事等の実施の時期の平準化を図るため**、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三條第二項に規定する繰越明許費をいう。第十二号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四條に規定する**債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定**、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

十一 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

十二 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと**。

この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正：令和6年6月19日公布・施行

(受注者等の責務)

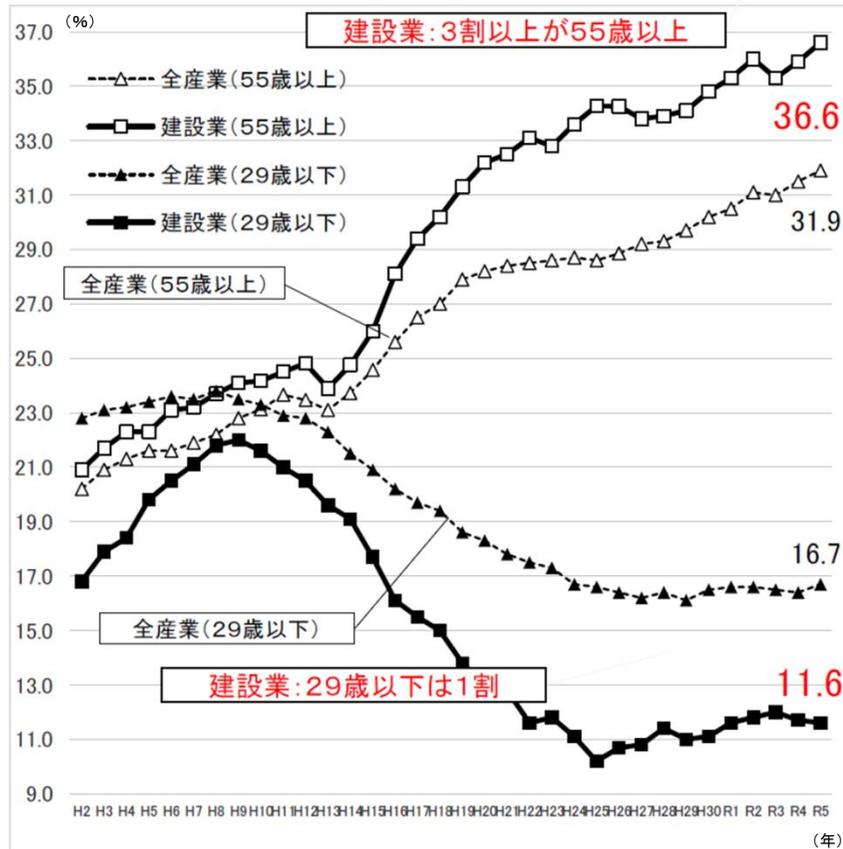
第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

- 2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。
- 3 **公共工事等を実施する者**（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる**公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。**

建設業就業者の現状

- 今後、中長期的には、60代以上が大量離職(引退による退職)する可能性。
- 担い手の確保、育成が喫緊の課題。

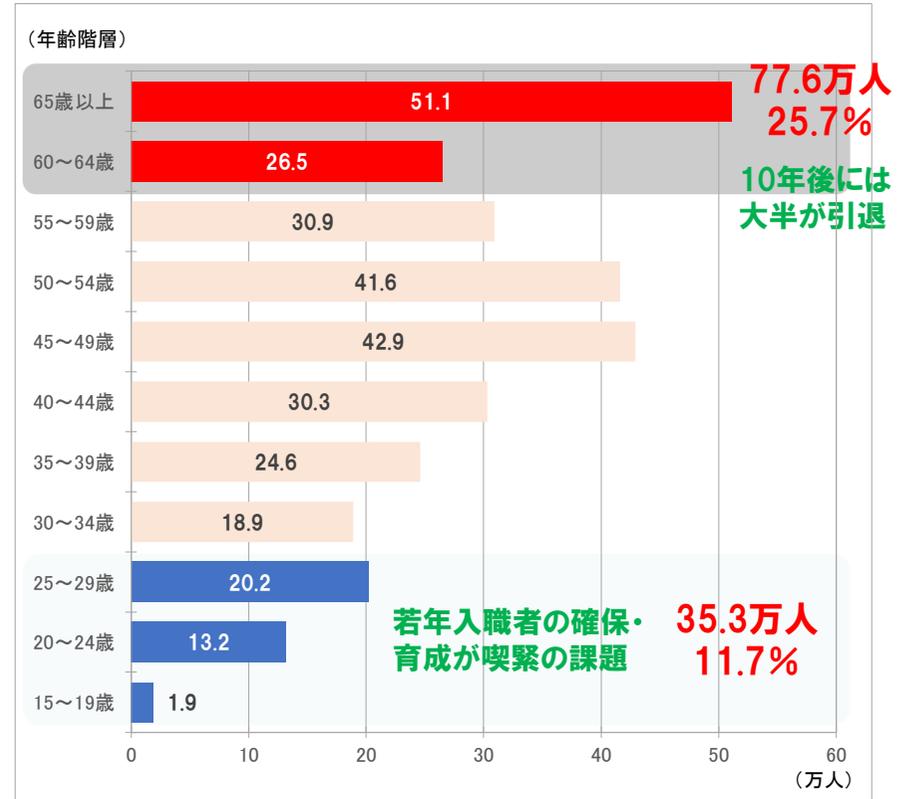
建設業の年齢階層別構成比の推移(全国)



出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

- ◆ 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ◆ 令和5年度は、実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。

建設従事者の年齢構成分布(全国)



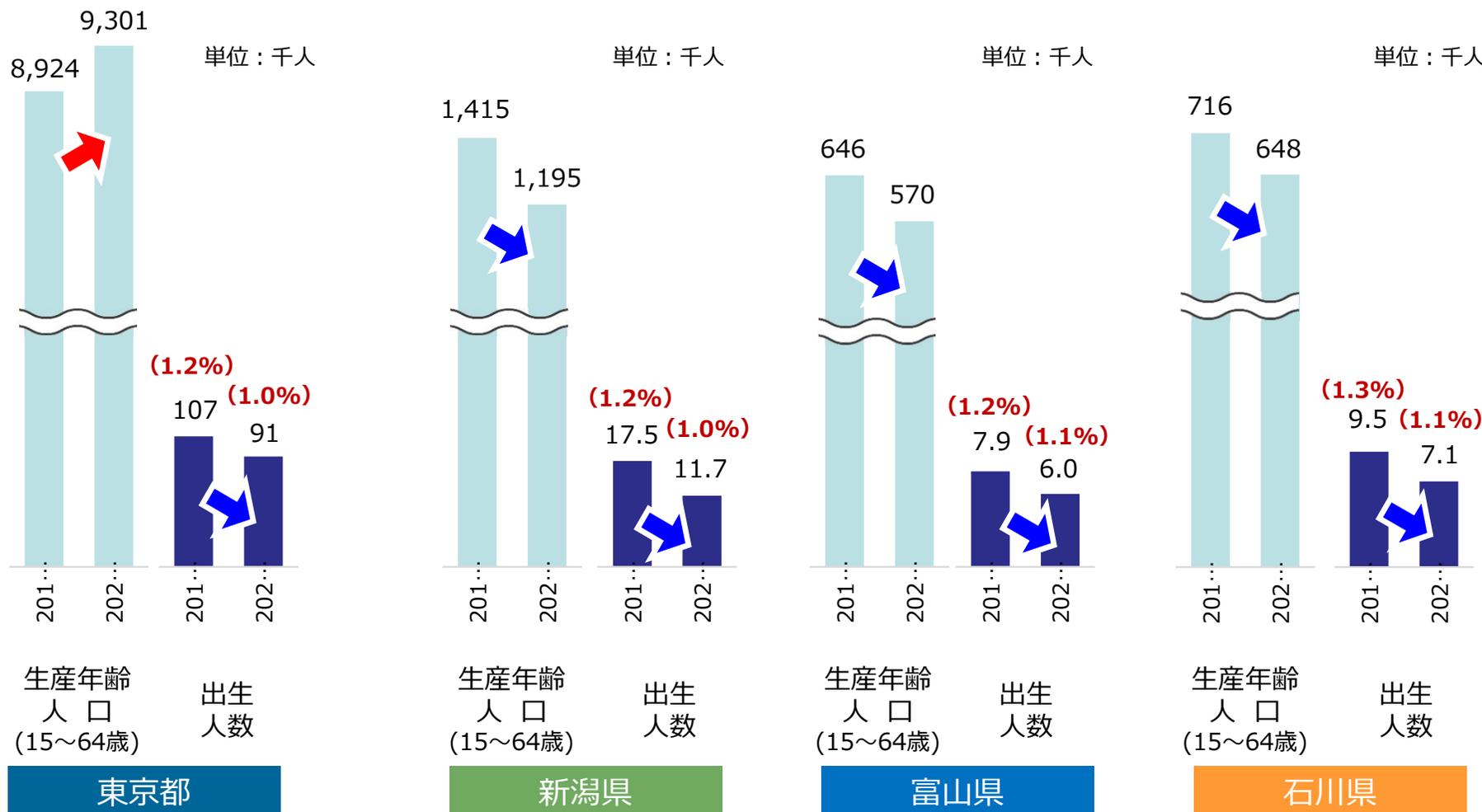
出所: 総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

- ◆ 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- ◆ これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

- 東京都では生産年齢人口は増加しているが、出生人数は減少している。
- 北陸3県(新潟県、富山県、石川県)では、生産年齢人口と出生人数がともに減少している。

■ 東京都と北陸3県における生産年齢人口・出生人数の比較

※カッコ内の割合は生産年齢人口に対する出生人数の割合



データ：人口推計(総務省)、人口動態統計(厚生労働省)

「工事施工の円滑化4点セット」 について

国土交通省 北陸地方整備局
企画部 技術管理課



目次

工事施工の円滑化4点セット	・ ・ ・	P 2
工事円滑化推進会議	・ ・ ・	P 5
土木工事条件明示の手引き（案）	・ ・ ・	P 8
土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）	・ ・ ・	P 19
工事一時中止に係るガイドライン（案）	・ ・ ・	P 30
土木工事設計変更ガイドライン	・ ・ ・	P 49
良くわかるシリーズ	・ ・ ・	P 65

工事施工の円滑化4点セット

工事施工の円滑化4点セット 作成の背景

◆ 公共工事の基本的考え方

- 公共工事の品質を確保するためには、適切な工期、適正な予定価格をもとに発注し、技術と経営に優れた建設企業が適切に施工することが基本となる。

◆ 現状における課題

- 土木工事は、当初発注時点では予見できない事態が発生しやすい。
- 施工過程において発生する地質など自然条件の変化に伴う設計条件の変更に対し、受発注者における費用等のとらえ方に相違がある場合もあり、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたしている。
- 予見できない事態に備え、前提条件を明確にし設計変更を円滑に行う必要がある。
- 工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由等により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

◆ 工事施工の円滑化4点セットの活用

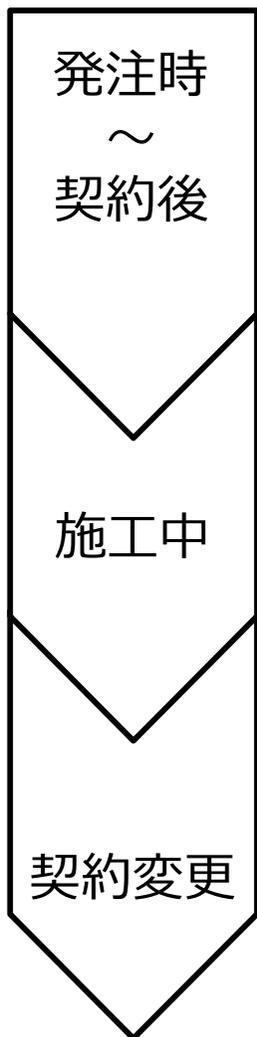
- 円滑な工事施工を図るため、三つの段階（設計段階、工事着手段階、施工～完成段階）の打合せ、協議等において、受発注者の出席者、必要なコミュニケーションの内容を明記したガイドライン等を作成した。
- 建設業が魅力ある産業として認知されるため、工事の現場環境や受発注者コミュニケーションの更なる改善に取り組む際に本ガイドライン等を参考として活用されたい。

工事施工の円滑化4点セット 活用のポイント

より一層円滑な工事の執行を目指すため、
工事施工対策部会において**官民協働**で作成

北陸地方建設事業促進協議会 工事施工対策部会

受注者	発注者
(一社)新潟県建設業協会	新潟県・富山県
(一社)富山県建設業協会	石川県・新潟市
(一社)石川県建設業協会	東日本高速道路(株)新潟支社
(一社)日本建設業連合会北陸支部	中日本高速道路(株)金沢支社
(一社)日本道路建設業協会北陸支部	北陸地方整備局
(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	



土木工事条件明示の手引き (案)

設計積算にあたって、工事内容に関する条件明示が必要な項目をチェックし明示を徹底

土木工事設計図書の照査ガイドライン (案)

工事着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**照査や責任の範囲を明確化**

工事の一時中止に係るガイドライン (案)

受注者の責に帰することができない理由により施工できなくなった場合は発注者に中止指示義務があり、工期・金額の変更について適正に対応

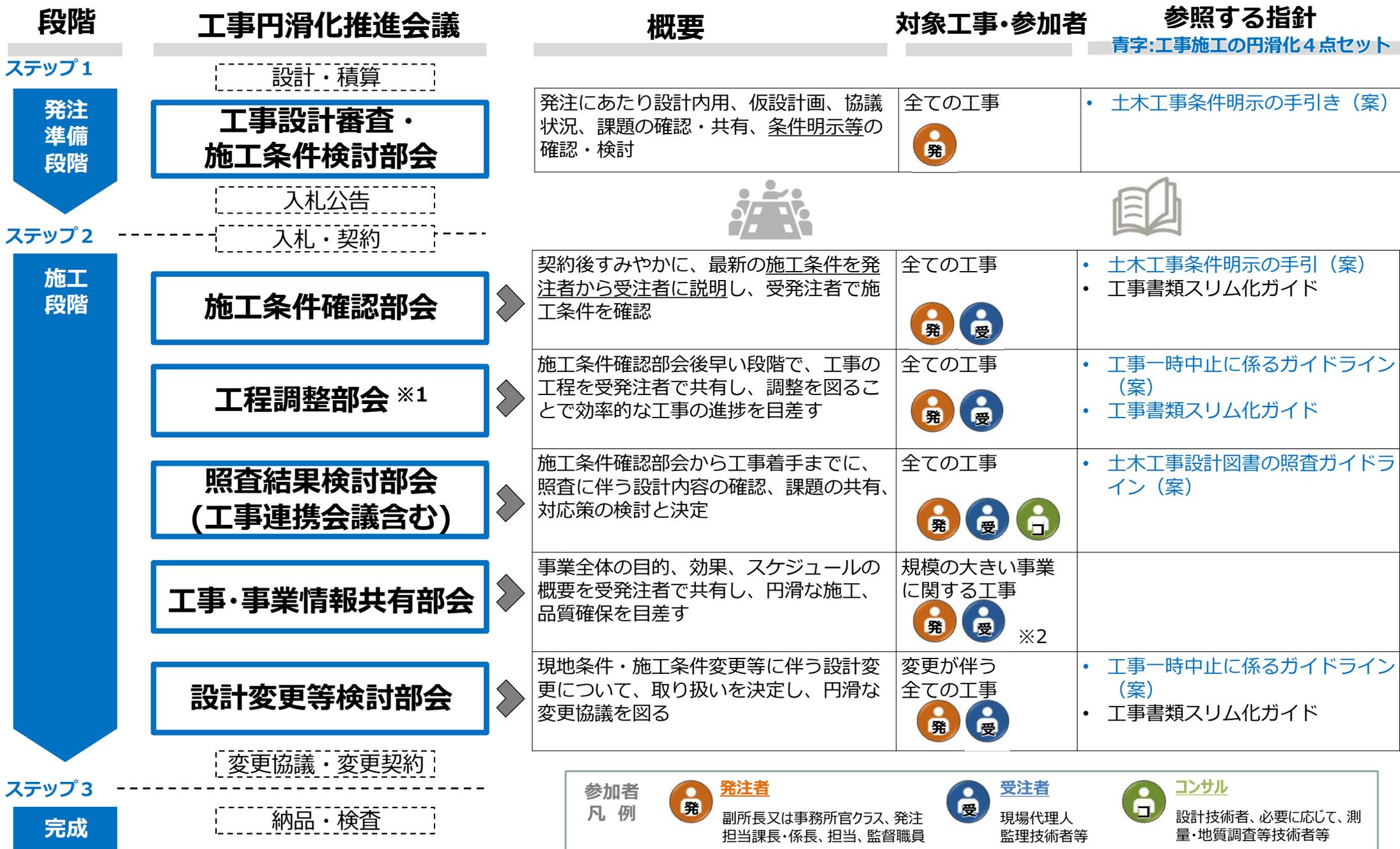
土木工事設計変更ガイドライン (案)

予め設計変更業務の改善を図るために、設計変更の課題と留意点をとりまとめ

工事円滑化推進会議

工事円滑化推進会議

全体像



※1 工事連携会議と兼ねての開催が可能

※2 元請本社事務社員なども参加可。必要に応じて地域の方も参加いただく。

工事円滑化推進会議 取り組み状況

- 平成20年11月から、「工事設計審査・施工条件検討部会」等の試行を開始
- さらに、平成26年以降「工程調整部会」等の試行を開始し、現在は原則全ての工事で実施

工事円滑化推進会議	取り組み状況
工事設計審査・ 施工条件検討部会	<p>H20 試行 → H22 全ての工事</p>
施工条件確認部会	<p>H27 試行 → H29 全ての工事</p>
工程調整部会	<p>H26 試行 → H29 全ての工事</p>
照査結果検討部会 (工事連携会議を含む)	<p>H20 試行 → H22 全ての工事</p> <p>※工事連携会議は平成16年から設置</p>
工事・事業情報共有部会	<p>H27 規模の大きい事業に関する工事</p>
設計変更等検討部会	<p>H20 試行 → H22 変更が伴う全ての工事</p>

原則、全ての工事で実施

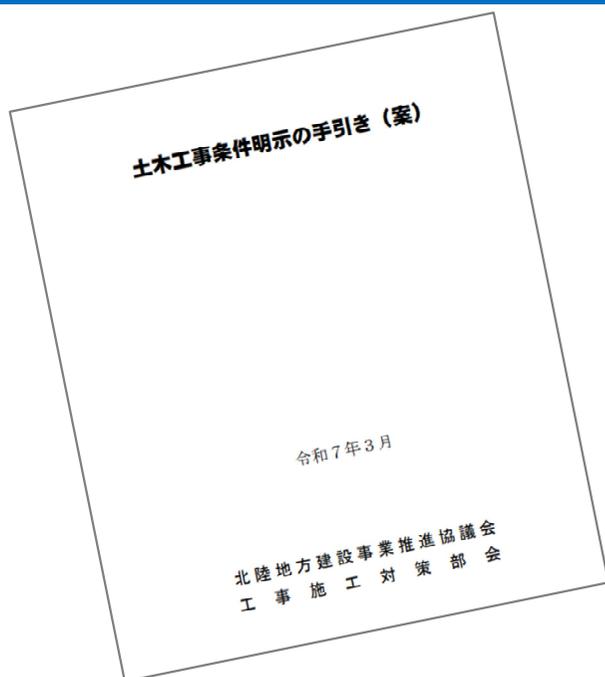
土木工事条件明示の手引き（案）

土木工事施工条件明示の手引き（案）

1. 背景・目的

- ✓ 工事の発注に際しては、施工地域の自然条件や社会条件、施工時期などの制約条件が工事ごとに異なることから、関連する**施工条件を設計図書に明示**することによって、**工事の適正で円滑な施工が可能**
- ✓ しかし実態は、受発注者間で表現や受け取り方などに相違が生じ、積算額に大きな差が生じるケースや、条件の考え方に相違が生じるケースが見受けられた

条件明示の徹底を図るため「土木工事条件明示の手引き（案）」を作成



・・・ 目次 ・・・

- I. はじめに
- II. 「手引き（案）」の活用
- III. 「手引き（案）」活用時の留意事項
- IV. 「手引き（案）」作成時の参考資料
- V. 条件明示の項目別チェックリストと記載例

2. 内容

II. 「手引き(案)」の活用

受発注者共通の活用

- ✓ 事例集ではなく、各種工事に対応できる基本的事項を掲載した**チェックリスト**として活用

発注者の活用

- ✓ 積算や設計図書作成に先立ち、予め現場の条件、環境、制約等を調査・確認する際の手引きとして、また条件を整理するフォーマット（様式）として実践的な様式
- ✓ 積算担当者の現場確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化
- ✓ 現場条件に適合した積算及び特記仕様書の作成を支援
- ✓ 積算部署と監督職員が情報共有することにより、施工時の調整や協議の際の内訳データとして活用し、円滑化に寄与

受注者（見積者）の活用

- ✓ 施工経験の少ない場合には、参考資料として活用
- ✓ 現場条件の確認時の手引きとして位置づけることにより、現場調査・測量時に活用
- ✓ 現場説明時の質問事項の検討資料として活用
- ✓ 契約締結後の契約書第18条「条件変更等」の確認資料として活用
- ✓ 施工途中における施工条件に係る変更や新規条件の検討時の手引きとして活用

2. 内容

Ⅲ. 「手引き(案)」活用時の留意事項

本手引き（案）は、積算や設計図書、施工計画書等の作成時の参考資料として活用するものであり、**請負契約上の拘束力を生ずるものではありません。**

- ✓ すべての施工条件を網羅することは不可能。
必要に応じて明示事項を追加して活用
- ✓ 「明示されない施工条件」「明示事項が不明確な施工条件」がある場合は、受発注者協議により適切に対応

Ⅳ. 「手引き(案)」作成時の参考資料

「条件明示について」※ における明示項目、明示事項を基本として作成

※平成14年3月28日付国官技第369号 国土交通省大臣官房技術調査課長（次頁参照）

土木工事施工条件明示の手引き（案） 参考

条件明示について（平成14年3月28日付国官技第369号 国土交通省大臣官房技術調査課長）

◆ 目的

工事を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

◆ 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

◆ その他

（1）明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき 甲・乙協議できるものであること。

（2）現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。

（3）施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

土木工事施工条件明示の手引き（案） 参考

条件明示について（平成14年3月28日付国官技第369号 国土交通省大臣官房技術調査課長）

◆ 明示項目及び明示事項（案）（1/3）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none">1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none">1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

土木工事施工条件明示の手引き（案） 参考

◆ 明示項目及び明示事項（案）（2 / 3）

明示項目	明示事項
公害関係	<ol style="list-style-type: none">1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策 関係	<ol style="list-style-type: none">1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制約がある場合は、その内容3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全施設が必要な場合は、その内容5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道 路関係	<ol style="list-style-type: none">1. 一般道路を搬入路として使用する場合<ol style="list-style-type: none">（1）工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等（2）搬入路の使用後及び使用後の処理が必要である場合は、その処置内容2. 仮道路を設置する場合<ol style="list-style-type: none">（1）仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間（2）仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）（3）仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容

土木工事施工条件明示の手引き（案） 参考

◆ 明示項目及び明示事項（案）（3 / 3）

明示項目	明示事項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none">1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none">1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none">1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none">1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔園長及び注入量、注入圧等2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none">1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

2. 内容

V. 条件明示の項目別チェックリストと記載例



記載例

- 1 施策関係
- 2 工程関係
- 3 用地関係
- 4 公害関係
- 5 安全対策関係
- 6 工事用道路関係
- 7 仮設備関係
- 8 建設副産物関係
- 9 工事支障物件等
- 10 薬液注入関係
- 11 無線設備関係
- 12 その他

1 影響を受ける他の工事		対象 有	対象 無	特記該当項目
① 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④
② 後から発注される予定の工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ その他、関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
他工事の名称	その発注者	影響を受ける箇所		影響を受ける期間
影響を受ける工事内容		⑤ 具体的制約内容		備考

- ① 明示項目・明示事項
- ② 条件明示のポイント・・・明示対象を判断する際のポイント
- ③ 対象の有無・・・当該工事において明示対象か否か
- ④ 特記該当項目・・・特記仕様書の該当箇所(例：P.1 第2条 3項)
- ⑤ 条件明示の具体内容・・・明示対象となる具体的内容

土木工事施工条件明示の手引き（案） P5～

2. 内容

V. 条件明示の項目別チェックリストと記載例

例) 工程関係

2. 工程関係

各項目の○付数字には、条件明示のポイントを記載した。

影響を受ける他の工事		対象 有	対象 無	特記該当項目
① 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 既に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ その他、関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
他工事の名称	その発注者	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける時間
影響を受ける工事内容	具体的制約内容			備考
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等		対象 有	対象 無	特記該当項目
① 交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。 (観光シーズン期の施工中止や、交通渋滞等を回避するための夜間施工等の検討)				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 出水期や積雪・融雪期において、施工を中止する又は休止する必要があるか。 (河道内の出水期での施工や、雪崩の恐れのある区域の施工は要検討)				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ 漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④ 自然環境の保全に關しての制約の有無を明示する。 (猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約)				
自然的・社会的要因	施工内容	施工箇所	施工時期	施工時間
施工方法	具体的制約内容			備考
① 協議の成立時期が具体的に見込める場合は、「現在、協議中であることと、成立見込みの時期およびその制約される内容等」を明示する。 (成立見込みがない場合にも、成立目途の目安を明示する。例：○○年○○月目途)		対象 有	対象 無	特記該当項目
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 協議が成立し、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無、具体的な制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間等について明示する。				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ 協議の必要性はあるが、未実施である場合は関連機関、内容、協議実施予定者(発注者/受注者)を明示する。				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
関連機関等	制約内容	協議内容	成立見込時期	協議状況 備考
4 関係機関、自治体等との協議の結果、工程に影響を受ける特定条件		対象 有	対象 無	特記該当項目
① 施工時期等について付された条件を、具体的に明示する。				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、処理および対策についての協議を行うことを明示する。				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
機関・自治体名	影響項目	影響範囲・内容	規制期間	規制時間 協議状況 備考

影響を受ける他の工事

先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無

(影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)

関連機関等との協議に未成立のものがある場合の制約等

協議の成立時期が具体的に見込める場合は、

「現在、協議中であることと、成立見込みの時期およびその制約される内容等」を明示する

(成立見込みがない場合にも、成立目途の目安を明示する。
例：○○年○○月目途)

土木工事施工条件明示の手引き（案）

3. 工事円滑化推進会議における活用フロー

発注者の活用方法

「チェックリスト」を作成

「チェックリスト」を踏まえ積算や設計図書（特記仕様書）に必要事項を記載

「チェックリスト」を見積参考資料（別紙）として提示



工事円滑化推進会議

設計・積算

工事設計審査・
施工条件検討部会

入札公告

入札・契約

施工条件確認部会

工程調整部会

照査結果検討部会
（工事連携会議含む）

工事・事業情報共有部会

設計変更等検討部会

変更協議・変更契約

納品・検査

受注者の活用方法

公告資料に対する
質問事項の検討資料として活用

現場調査・測量時の「チェック
リスト」として活用

条件変更等（契約書第18条）の
確認資料として活用



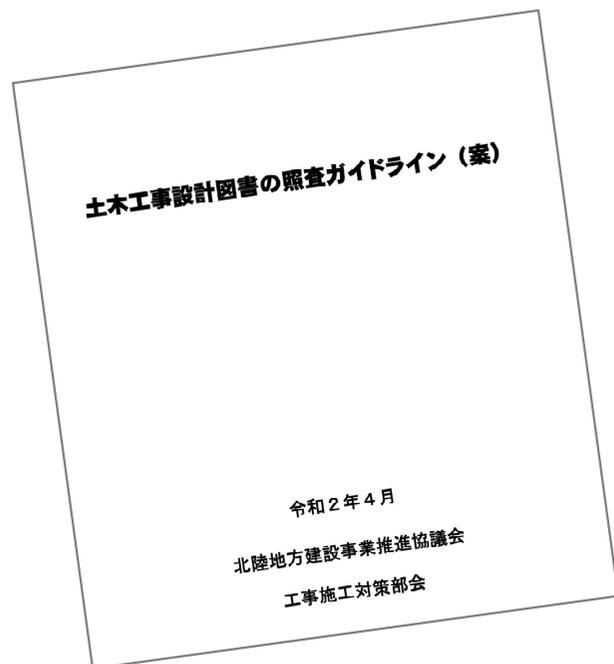
土木工事設計図書の 照査ガイドライン（案）

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）

1. 背景・目的

- ✓ 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に基づき、**受注者には「設計図書の照査」が義務づけ**られている
- ✓ しかし、受発注者間の解釈の違いにより、照査や責任の範囲の取扱いが工事ごとに異なることから、受注者側に過度の負担を強いているという意見がある

照査における基本的な考え方や範囲をできる限り明示するため
「土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）」を作成



・・・ 目次 ・・・

はじめに

I. 「設計図書の照査」の基本的考え方

1. 設計図書の照査に係わる規定について
2. 受注者が実施する「設計図書の照査」の位置づけ
3. 設計図書の訂正又は変更に必要な期間
4. 「土木工事条件明示の手引き(案)」の取扱いについて
5. 「設計図書の照査」範囲を超える場合の取扱いについて

II. 設計図書の照査項目及び内容

III. 土木工事設計図書の照査項目チェックリストの活用について

2. 内容

I. 「設計図書の照査」の基本的考え方

1. 設計図書の照査に係わる規定について

(1) 工事請負契約書第18条（条件変更等）

- 第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



(2) 土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

2. 受注者が実施する「設計図書の照査」の位置付け

設計図書の照査に関連する作業の位置付け

必要な設計図書の照査内容

「Ⅱ. 設計図書の照査項目及び内容」
(受注者が自らの負担で実施する)

A 「Ⅱ. 設計図書の照査項目及び内容」以外の照査
(受注者が実施する場合は、発注者の費用負担)

照査後

設計図書の訂正、変更、追加調査

B

設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、
図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等
(発注者の責任で行う。受注者が実施する場合は発注者の費用負担)

(凡例)

「土木工事設計図書の
設計照査ガイドライン(案)」に
記載の照査項目

発注者の責任または費用負担が必要な部分
受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの

※ **A** **B** の具体例は次頁

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案） P4

「計図書の照査」の範囲を超えると考えられる事例

A 「Ⅱ. 設計図書の照査項目及び内容」以外の照査 に該当するもの

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠の見直しやその工事費の算出。

B 設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、
図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等 に該当するもの

- ④ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。
又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑥ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ⑦ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑧ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案） P4

B 設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、
図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等

に該当するもの

- ⑨ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑩ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑪ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑫ 舗装修繕工事で土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「3-2-6-17オーバーレイ工」等に該当する場合、当初の設計図書における縦横断設計にて縦横断図が、
 - ・示されている場合 ⇒ その修正を行うことは照査の範囲を超える。
 - ・示されていない場合⇒ 発注者の責任または費用負担で縦横断設計を行い、共通仕様書の記載事項は設計照査に含まれる。
- ⑬ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑭ 概略発注工事における構造計算及び図面作成。
- ⑮ 要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。
- ⑯ 照査の結果必要となった追加調査の実施。
<例> ・ボーリング調査 ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策 ・移設不可能な埋設物対策
・マスコンクリートの温度応力解析及び対策費
- ⑰ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成。

設計変更に必要な資料作成を受注者が実施する場合の手続き

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、**受発注者間で確認**する。
- ② 設計変更するための必要な資料の作成について**書面により協議**し合意を図った後、**発注者が具体的な指示を行う**。
- ③ 発注者は書面による指示に基づき**受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認**する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については**契約変更の対象とする**。



3. 設計図書の訂正又は変更に必要な期間

工事請負契約書において、18条第3項に定める調査結果の通知については、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4. 「土木工事条件明示の手引き（案）」の取扱いについて

施工条件は設計図書の中に明示されるものであることから、当該工事の条件明示内容の照査として、「条件明示の手引き（案）」に基づく明示事項の不足の有無や明示事項と現場条件の相違の有無についても、「設計図書の照査」における照査項目の一つに位置付け

5. 「設計図書の照査」範囲を超える場合の取扱いについて

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に必要な費用の負担は、発注者の責任において行う

II. 設計図書の照査項目及び内容

項目	主な内容（例）
1 当該工事の条件明示内容の照査	<ul style="list-style-type: none">・「土木工事条件明示の手引き（案）」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2 関連資料・貸与資料の確認	<ul style="list-style-type: none">・地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認
3 現地踏査	<ul style="list-style-type: none">・境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか・使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか
4 設計図	<ul style="list-style-type: none">・各設計図がお互いに整合されているかの確認（一般平面図と縦断図、構造図と配筋図など）・形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認
5 数量計算	<ul style="list-style-type: none">・数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
6 設計計算書	<ul style="list-style-type: none">・使用されている設計基準等は適切かの確認

Ⅲ. 土木工事設計図書の照査項目チェックリストの活用について

照査結果については「照査項目チェックリスト」を打合せ簿に添付して監督職員に報告

照査項目チェックリスト				提出年月日: _____						
				照査対象		照査実施		該当事実		備考
No.	項目	主な内容		有	無	済	日付	有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認		<input type="checkbox"/>					
		1-2	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認		<input type="checkbox"/>					

＜照査対象＞
工事内容から判断し照査が必要か

＜照査実施＞
照査が完了した項目は「済」にチェックし、日付を記入

＜該当事実＞ 契約書第18条第1項第1号から第5号に該当するか「有」の場合は確認できる資料も添付

照査項目チェックリスト作成にあたっての留意事項

- ①各照査段階において、完了している、今回実施、照査対象であるが未照査の項目を明確にする。
- ②1つの項目の中に複数の確認事項がある場合、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて確認済の内容がわかるようにする。
- ③照査内容の項目が漠然とし、発注者の認識と異なる恐れがある場合は、備考欄等に具体的確認項目を明確にしておく。
- ④照査項目や内容を追加する必要がある場合は、項目を追加して利用する。ただし、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、項目を削除することは行わないこと。

土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）

3. 工事円滑化推進会議における活用フロー

発注者の活用方法



「チェックリスト」を
照査結果として受理し確認

工事円滑化推進会議

設計・積算

工事設計審査・
施工条件検討部会

入札公告

入札・契約

施工条件確認部会

工程調整部会

照査結果検討部会
(工事連携会議含む)

工事・事業情報共有部会

設計変更等検討部会

変更協議・変更契約

納品・検査

受注者の活用方法



「チェックリスト」を
照査結果として活用

工事一時中止に係る ガイドライン（案）

工事一時中止に係るガイドライン（案）

1. 背景・目的

- ✓ 受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、**発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない**
- ✓ しかし、一部において、一時中止指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある

工事の一時中止について適正な対応を行えるよう

「工事一時中止に係るガイドライン（案）」を作成

工事一時中止に係るガイドライン(案)

令和4年4月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

・・・ 目次 ・・・

1. ガイドライン策定の背景
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事を中止すべき場合
5. 中止の指示・通知
6. 基本計画書の作成
7. 工期短縮計画書の作成
8. 請負代金額又は工期の
9. 増加費用の考え方
10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

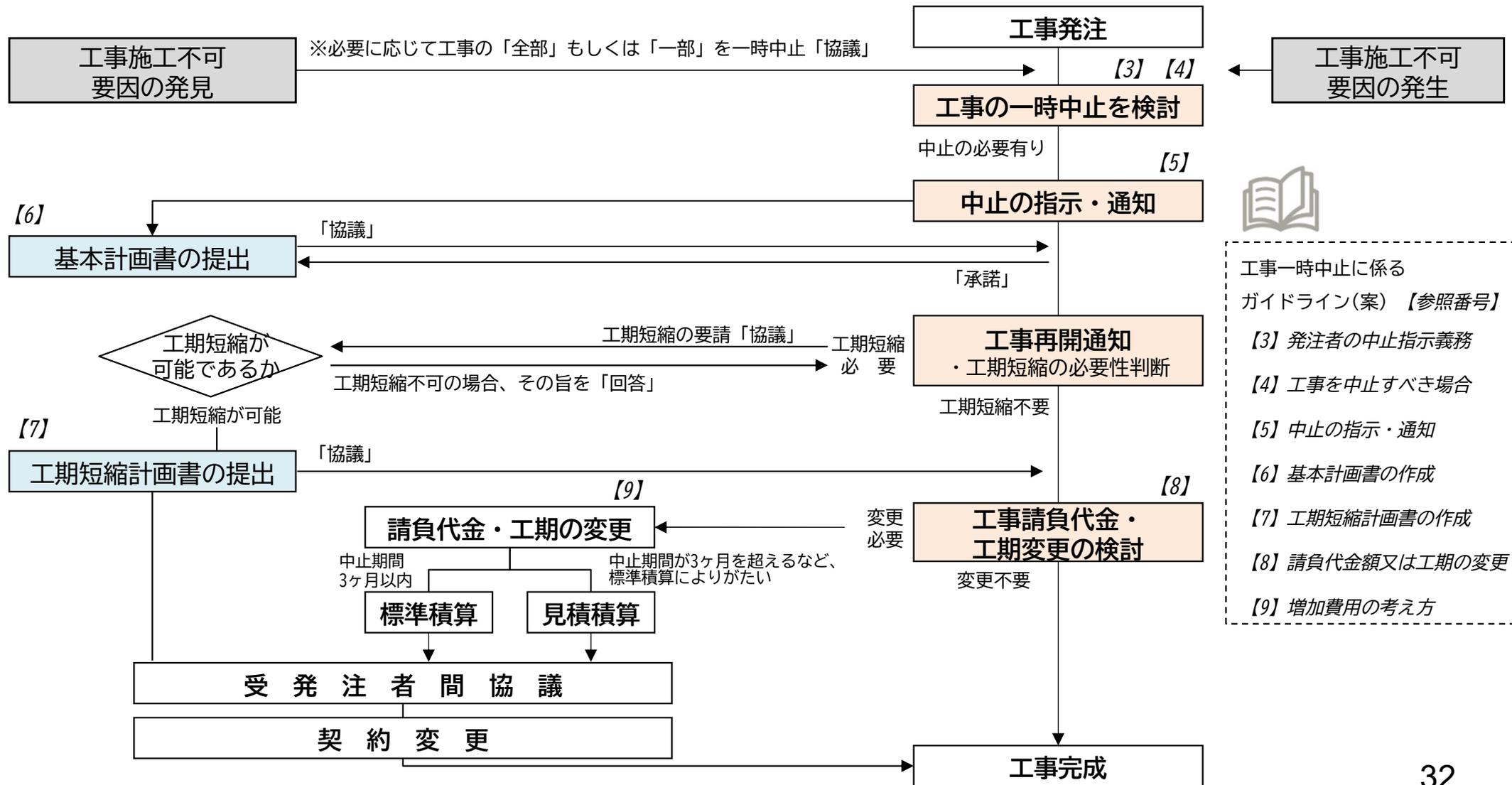
工事一時中止に係るガイドライン（案） P6

2. 内容

2. 工事の一時中止に係る基本フロー

受注者

発注者



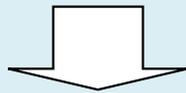
3. 発注者の中止指示義務

（関係法令：契約書第20条）

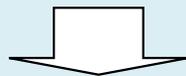
- ◆ 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。

受注者

◇ 受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができない



◇ 受注者は、工事を施工する意志があっても、工事が中止状態



◇ 発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる



発注者

◇ 発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある



- ◇ 工事請負契約書第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する
- ◇ 発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

4. 工事を中止すべき場合

（関係法令：契約書第20条）

- ◆ 工事を施工できないと認められる場合は、①工事用地等の確保ができないため②自然的又は人為的な事象のための2つが規定されている

① 工事用地等の確保ができない等のため、工事を施工できない

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（工事請負契約書第16条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（工事請負契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

② 自然的又は人為的な事象であって工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、工事を施工できない

- 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

上記規定によるほか、必要があると認められるときは中止させることができる。

5. 中止の指示・通知

（関係法令：契約書第20条）

- ◆ 発注者は、工事を中止するにあたっては、**中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。**
- ◆ また、工事現場を適正に維持管理するために、**最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。**

発注者の中止権

- 発注者は、**「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止**することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。
- 受注者は、**受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議**することができる。

工事の中止期間

- 中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- 中止の原因の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- 発注者は、施工可能と認めたときに工事の再開を指示。
- **中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。**

6. 基本計画書の作成

（土木工事共通仕様書第1編1-1-1-16）

- ◆ 受注者は、施工を中止する場合は、工事中止期間中の工事現場の維持・管理に関する**基本計画書**を監督職員を通じて**発注者に提出し、承諾を得る。**

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

記載内容

- 中止時点における工事の**出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認**に関すること
- 中止に伴う工事現場の**体制の縮小と再開**に関すること
- 工事現場の**維持・管理**に関する基本的事項

管理責任

- 中止した工事現場の**管理責任は、受注者に属する**ものとする。
- 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆ 発注者は一時中止期間の解除にあたり**工期短縮を行う必要がある**と判断した場合は、受注者と**工期短縮について協議**し合意を図る。
- ◆ 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する**工期短縮計画書を作成**し、発注者と協議を行う。

記載内容

- 工期短縮に必要となる**施工計画、安全衛生計画等**に関すること
- 短縮に伴う**施工体制**と短縮期間に関すること
- 工期短縮に伴い、**新たに発生する費用**について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

- 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- **工期短縮に伴う増加費用**については、**工期短縮計画書に基づき設計変更**を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

（関係法令：契約書第20条）

- ◆ 工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等
例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更

- 発注者は、工事の施工を中止させた場合に**請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。**
 - **増加費用**
 - ・ 工事用地等を確保しなかった場合
 - ・ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
 - **損害の負担**
 - ・ 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - ・ 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- **工期の変更期間**は、原則、**工事を中止した期間が妥当**である。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

工事一時中止に係るガイドライン（案） P13

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事※**施工中に中止した場合の増加費用の範囲** ※工事目的物又は仮設に係る工事

増加費用の適用

発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示しそれに伴う増加費用等について**受注者から請求があった場合に適用**

増加費用の範囲

工事現場の維持に要する費用

- ◇ 中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために要する費用等
- ◇ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用



工事体制の縮小に要する費用

- ◇ 中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

中止により工期延期となる場合の費用

- ◇ 工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇ 工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工事短縮を行った場合の費用

- ◇ 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等

※工期短縮の要因が受注者に起因する場合は見込まない

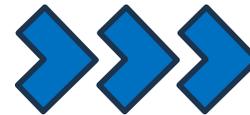
9. 増加費用の考え方

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

工期短縮の要因が

増加費用を

発注者に起因するもの



見込む

例) 工種を追加したが工期延期せず当初工期のまま

受注者に起因するもの



見込まない

例) 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない

自然条件に起因するもの



見込む

例) 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない

例) 自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、当初工期のまま施工

※災害による損害については、工事請負契約書第29条（不可抗力による損害）に基づき対応

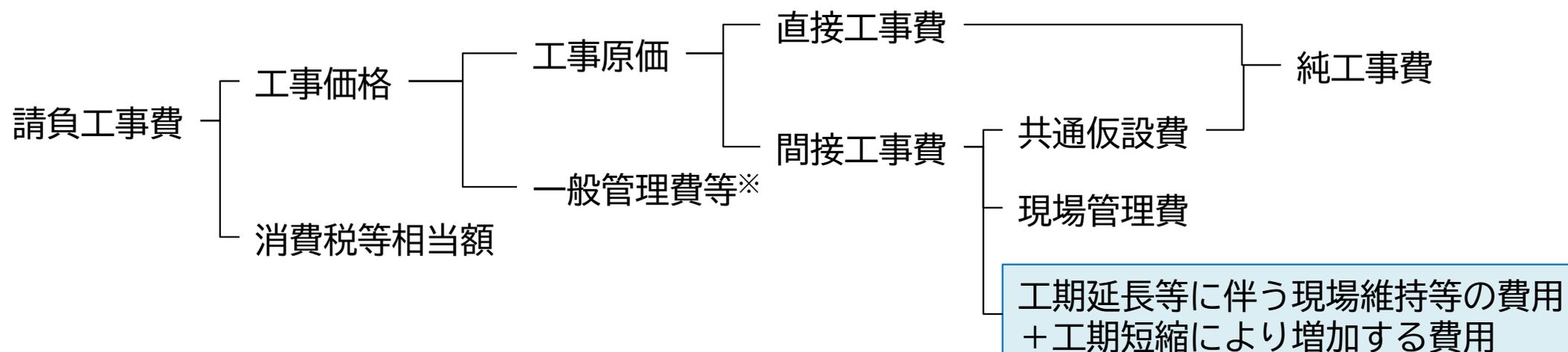
9. 増加費用の考え方



増加費用の算定

- ◆ 受注者が基本計画書に従って実施した結果、**必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議**して行う。
- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更を行う
- ◆ **一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更**を行う

増加費用の構成



※工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

工事原価内の間接工事費の中で計上し、
一般管理費の対象とする

工事一時中止に係るガイドライン（案） P16, 17

9. 増加費用の考え方

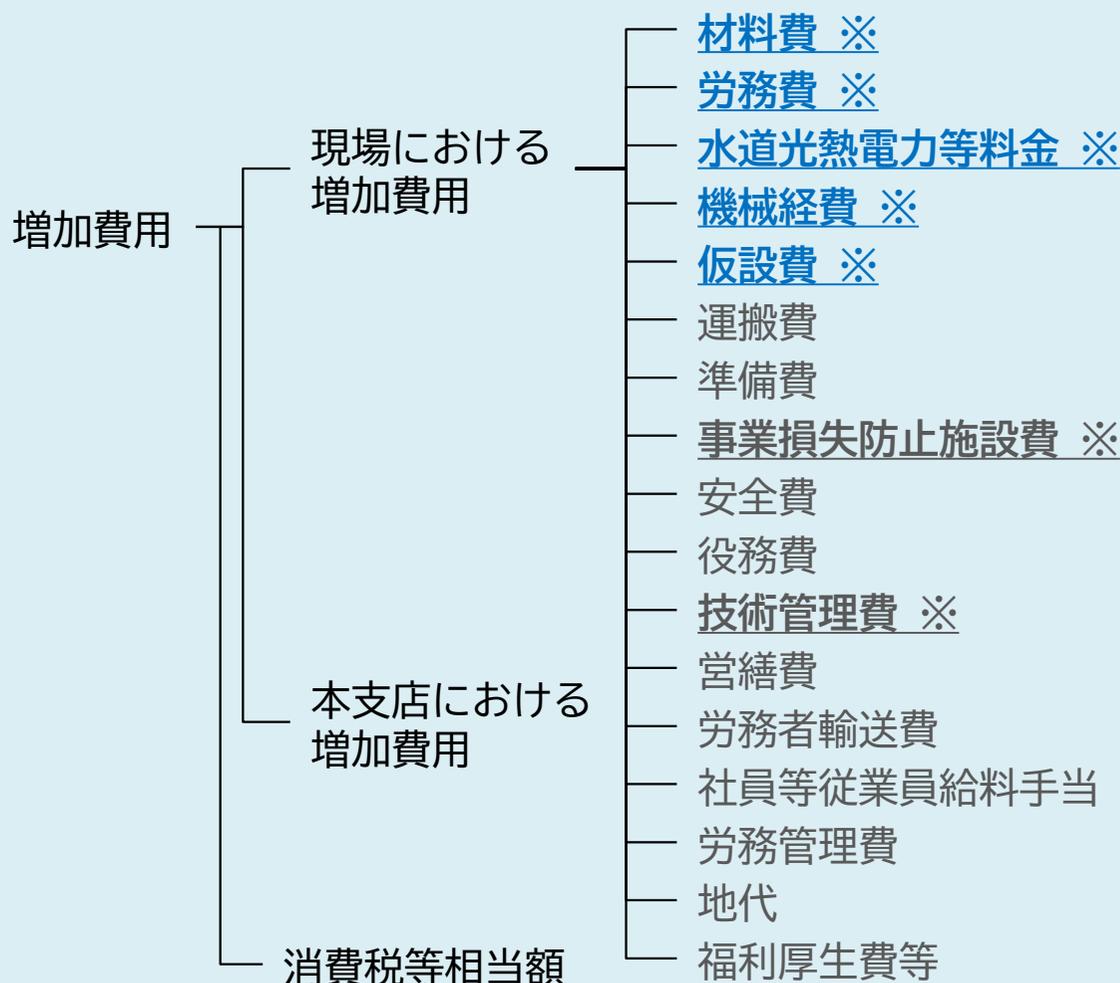
- ◆ 中止期間 **3ヶ月以内は標準積算** により算定
- ◆ 中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、**標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者協議** を行い増加費用を算定
- ◆ 増加費用は、原則、**工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定**

※施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用 (標準積算)

構成項目

青字：元設計における直接工事費目
黒字：元設計における間接工事費目
※ 積み上げ項目



9. 増加費用の考え方

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

算定方法 $G = dg \times J + \alpha$

dg : 一時中止に係る現場経費率（単位：% 少数第4位四捨五入3位止め）

J : 対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位：円 1,000円未満切り捨て）

◆率で計上する項目

◇運搬費

- 現場搬入済みの**建設機械の工事現場への搬出**又は工事現場への再搬入に要する費用
- 大型機械類等の**現場内小運搬**

◇安全費

- 工事現場の維持**に関する費用
※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用

◇役務費

- 仮設費に係る**土地の借り上げ等**に要する費用、**電力及び用水等**の基本料金

◇営繕費

- 現場事務所、**労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料**に要する費用

◇現場管理費

- 現場維持のために**現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等**に要する費用



◆積み上げ項目

- ◇ 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における**材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費**で**現場維持等に要する費用**
 - ・ 直接工事費に計上された**材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費**に計上された仮設材等の中止期間中に係る**損料額及び補修費用**
 - ・ 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で**現場維持等に要する費用**

9. 増加費用の考え方

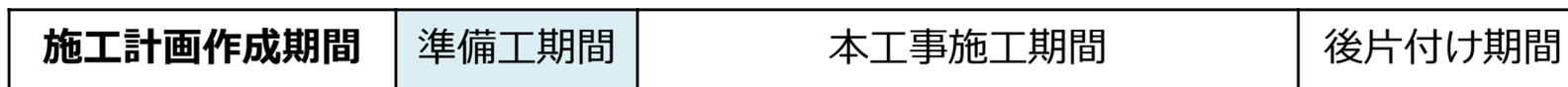
（3）契約後準備工着手前※に中止した場合

※契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態では測量等の準備工に着手するまでの期間

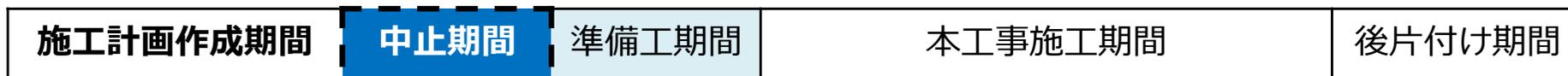
契約締結



当初契約工期



変更契約工期



◇ 基本計画書の作成

- 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇ 増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない

工事一時中止に係るガイドライン（案） P20

9. 増加費用の考え方

（４）準備工期間※に中止した場合

※契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間

契約締結



当初契約工期

施工計画作成期間	準備工期間	本工事施工期間	後片付け期間
----------	-------	---------	--------

変更契約工期

施工計画作成期間	準備工期間	中止期間	準備工期間	本工事施工期間	後片付け期間
----------	-------	------	-------	---------	--------

◇ 基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、発注者に提出し承諾を得る。

※請求する場合のみ。参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇ 増加費用

○増加費用の適用は、**受注者から請求があった場合に適用**する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定（積算は受注者から見積を求め行う。）

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

増加費用の設計書における取扱い

- ◆ 増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆ 増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◆ 増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆ 増し分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

工事一時中止に係るガイドライン（案） P32～38

工事の一時中止に係る手続き様式

『土木工事現場必携（北陸地方整備局）』に手続き様式を掲載しています
※北陸地方整備局ホームページに掲載（<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hikkei/yousiki/yousiki.htm>）

（北陸地整版参考様式）

様式 No.〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（受注者） 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 〇〇〇〇 印

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局
〇〇河川国道事務所長 印

工事の中止について（通知）

工 事 名 工 事

令和〇〇年〇〇月〇〇日契約締結した上記工事について、下記により工事の施工の（注1）を一時中止するよう、契約書第20条第〇項の規定に基づき通知する。
なお、再開予定日は令和〇〇年〇〇月〇〇日頃とするが再開の日は確定次第通知する。
また、協議開始の日については再開の日が確定次第通知する。

記

1 中止理由

2 中止年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 中止箇所（注2）

.....

注1：工事の施工の全部を中止する場合は文中に「全部」を、一部を中止する場合は文中に「一部」の語句を記入すること。

注2：一部を中止する場合は、中止箇所欄に中止する箇所を記載すること。

様式 No.〇〇 **（北陸地整版参考様式）**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長
〇 〇 〇 〇

分任支出負担行為担当官 殿
〇〇〇河川国道事務所長
〇 〇 〇 〇

受 注 者
住 所
氏 名 印

工事の一時中止に伴う基本計画書の提出について

請負工事契約書第20条第 〇 項に基づく通知を受けたので、土木工事共通仕様書第〇編〇-〇-〇（工事の一時中止）〇、に基づき、下記工事に対する基本計画書を提出しますので、承諾願います。

記

1 工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇工事

2 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 中止に関わる概算費用 〇〇,〇〇〇円（参考値）

工事一時中止に係るガイドライン（案）事例集

適用にあたって

「工事一時中止に係るガイドライン（案）事例集」は北陸地方で実際に発注された工事の一時中止事例（工期・金額変更の有無）を集めたものですが、土木工事は千差万別の自然条件・社会条件の制約の下で多岐にわたる目的物を生産するものであり、必ずしも事例集と同様に対応できるということを保証するものではありません。

(https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0404_4tenset-stop_jirei.pdf)

工事一時中止に係るガイドライン(案) 事例集

令和4年4月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

1 OO川100耐震対策工事

【1. 工事概要】
 〇〇川右岸3.2km(〇〇橋上流)において、低水護岸工及び耐震対策工を施工するものである。
 工期：H21.2.24 ~ H22.3.26 (当初：H21.8.31)

【2. 中止概要】
 ①本工事の耐震対策工については、当初、特記仕様書において、修正設計成果の提示を平成21年3月下旬としていたが、別途、別仕様書にて、修正設計成果の提示を平成21年4月中旬より行い、修正成果の検討資料とする事となり、提示が遅れた事となったため、当初、特記仕様書において、本工事の迂回路設置に伴う借地を予定していたが、用地手続の承諾を得られず、工事着手ができない状況となった。
 ②及び地元協議の承諾が平成21年6月30日頃となり、それまでの期間、施工を中止に伴う基本計画書を提出し、協議の結果、中止期間(70日間)の算入により算定) ※積上げ項目は特になし
 ③増工のため工期変更の必要性が生じた。8月12日に第1回で工期延伸(207日)とした。

費用増 ○ 工期延伸 ○

○：増加・延伸
 ×：増加なし・延伸なし

2 OO下水道工事

【1. 工事概要】
 工程：開削工法(φ200VU)L=166m。(φ250VU)L=79m。推進工法(φ200VU)L=51m
 工期：H20.2.12 ~ H21.6.30 (当初：H21.3.25)

【2. 中止概要】
 工事路線一部について地元から同意が得られず、工事の進捗を図ることが出来ないことにより、やむを得ず工事中止(56日間)を余儀なくされた。(ガイドラインP8「工事用地等の確保ができない等のため工事施工できない場合」に該当)

【3. 中止期間】

年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
山田計画工期	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25	10/25
実施工期																	

【4. 増加費用の協議・費用が計上された項目等】
 工事中止期間は56日と3ヶ月未満であったため、一時中止の増加費用は標準積算にて計上した。(ガイドラインP15「標準積算」により算定)

【5. コメント】
 ・受注者の責によらない理由により施工不可能となったため、工事中止の措置を取り、工期・金額について受発注者で協議し必要な対応を行った。
 ・工期延伸(97日)は、中止期間①+②(56日)に舗装の本復旧に要する期間(増工41日)を加算したものである。

土木工事設計変更 ガイドライン（案）

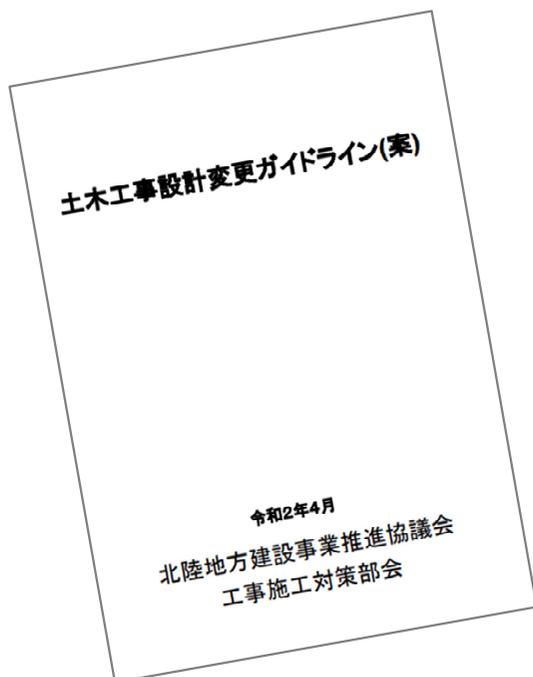
土木工事設計変更ガイドライン（案）

1. 背景・目的

- ✓ 当初発注時に予見できない事態に備え、その**前提条件を明確にして設計変更の円滑化を図る**必要がある。
- ✓ 発注者と受注者における費用等のとらえ方に相違があり、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたす場合がある。

設計変更業務の改善を図るため

「土木工事設計変更ガイドライン（案）」を作成



・・・ 目次 ・・・

1. ガイドライン策定の背景
2. 設計変更が不可能なケース
3. 設計変更が可能なケース
4. 設計変更手続きフロー
5. 関連事項

2. 内容

1. 策定の背景

設計変更において発生している課題

契約図書に**明示**されている事項

契約図書に**明示されている内容**
と実際の現場条件が一致しない

契約書の関連条項に基づき、**設計図書に明示した事項を変更し**
、併せて金額変更が必要となる

契約図書の**明示が不明確**な事項

任意仮設等の一式計上されている事項や**設計図書に脱漏又は表示が不明確**

変更対応が問題となる

※契約図書とは、契約書、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、工事数量総括表をいう。

2. 内容

2. 設計変更が「不可能」なケース

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている所定の手続きを経していない場合
(契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15)
- 正式な書面によらない事項(口頭のみでの指示・協議等)の場合

※「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対応な立場で合議し、結論を得ることをいう。

※「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者または受注者が書面により同意すること。

2. 内容

3. 設計変更が「可能」なケース

- 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず **当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要。）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合**
- **所定の手続き（協議等）を行い、発注者の「指示」**によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- 受注者が行うべき **「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合

設計変更・先行指示にあたっての留意事項

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

3. 設計変更が「可能」なケース

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

（関係法令：契約書第18条第1項の二）

例)

条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合

//

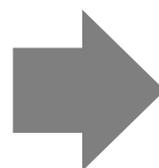
地下水位に関する一切の条件明示がない場合

//

交通整理員についての条件明示がない場合

 受注者

契約書 第18条（条件変更等）
第1項二 に基づき、
その旨を直ちに監督職員に通知



 発注者

契約書 第18条（条件変更等）
第4項、第5項 に基づき、
必要に応じて設計図書の訂正・変更
（当初積算の考え方に基づく条件明示）



 受注者

 発注者

契約書 第23条（発注者の請求による工期の短縮等）、
第24条（工期の変更方法）に基づき、
「協議」により工期及び請負代金額を定める

3. 設計変更が「可能」なケース

設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

（関係法令：契約書第18条第1項の四）

例) 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
第3者機関等による制約が課せられた場合

 受注者

契約書 第18条（条件変更等）
第1項四 に基づき、
その旨を直ちに監督職員に通知

 発注者

調査の結果、その事実が確認された
場合は契約書 第18条（条件変更等）
第4項、第5項 に基づき、
必要に応じて設計図書の訂正・変更

 受注者  発注者

契約書 第23条（発注者の請求による工期の短縮等）、
第24条（工期の変更方法）に基づき、
「協議」により工期及び請負代金額を定める

3. 設計変更が「可能」なケース

工事の一時中止を行った場合

（関係法令：契約書第20条）

『工事一時中止に係るガイドライン（案）』による

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等
例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更

工期の変更

増加費用の範囲 … 受注者から請求があった場合に適用

工事現場の維持に要する費用

工事体制の縮小に要する費用

工事の再開準備に要する費用

3. 設計変更が「可能」なケース

「設計図書の照査」の範囲を超える場合

（関係法令：契約書第18条、土木工事共通仕様書 1-1-1-3）

『土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）』による

必要な設計図書の照査内容

「Ⅱ. 設計図書の照査項目及び内容」
（受注者が自らの負担で実施する）

「Ⅱ. 設計図書の照査項目及び内容」以外の照査
（受注者が実施する場合は、発注者の費用負担）

照査後

設計図書の訂正、変更、追加調査

設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、
図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等
（発注者の責任で行う。受注者が実施する場合は発注者の費用負担）

（凡例）

「土木工事設計図書の
設計照査ガイドライン(案)」に
記載の照査項目

発注者の責任または費用負担が必要な部分
受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの

一部変更指示等への概算額の記載

止むをえない事情により契約変更を行うことができず、契約変更に先立ち指示（先行指示）を行う場合は、

受発注者間で認識の共有を図るため、指示書等（書面）にその内容に伴う増減額の**概算金額を記載**すること

- ・ 明示する概算金額は、直工及び共通仮設費「積み上げ分」のみ。
- ・ 概算額の明示は、新規の工種・種別・細別。
- ・ 算定に時間を要する場合は「後日通知する」ことを添えて指示。

「概算金額」の留意事項

- 下記を参考に記載することが可能
 - ・ 土木工事標準積算基準書
 - ・ 見積、協会資料
 - ・ 類似する他工事の例
 - ・ 設計業務等の成果 等
- 参考値であり**変更契約額を拘束するものではない**

効果

 **受注者**

注文書・請書等の作成

 **発注者**

予算管理の参考

土木工事設計変更ガイドライン（案） P12

4. 設計変更手続きフロー

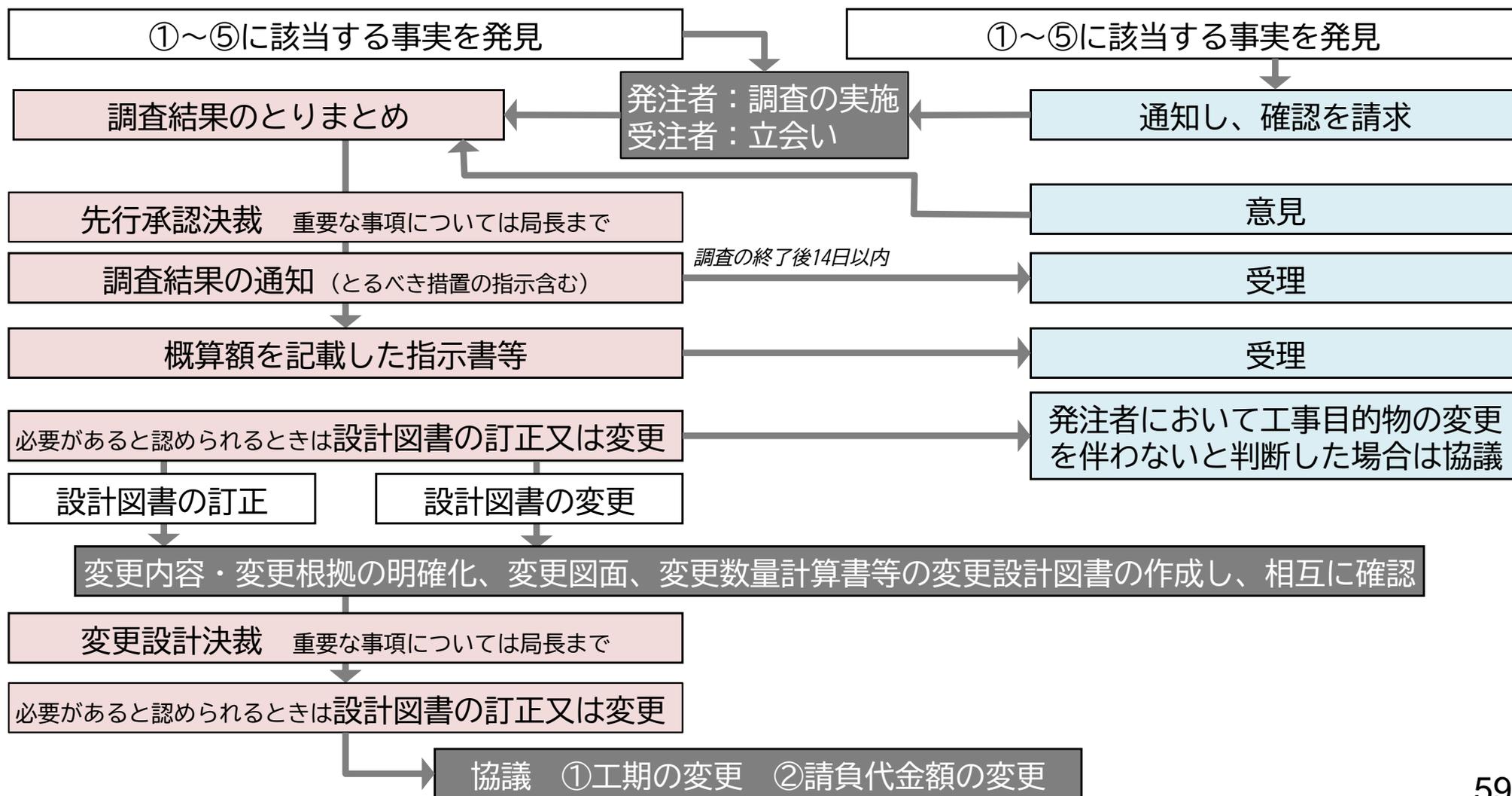
- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- ② 設計図書に誤謬、脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



発注者



受注者



5. 関連事項

指定・任意の正しい運用

（関係法令：契約書第1条第3項）

- ◆ 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする
- ◆ 任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられており、原則として変更の対象としない

発注者（監督者）は、**任意の趣旨を踏まえ、適切な対応**をする

任意における不適切な対応例

- ・ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- ・ 標準歩掛かりではバックホで施工となっているので、「クラムシルでの施工は不可」との対応
- ・ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

5. 関連事項

入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ◆ **契約図書等についての疑義**は、**各段階で解決**しておくことがスムーズな設計変更につながる



入札前の段階

- 工事の入札（又は見積書提出）に当たっては、入札公告（入札説明書を含む）又は指名通知書（もしくは見積もり依頼書）、北陸地方整備局競争契約入札心得、契約書案、特記仕様書、工事数量総括表、契約図面、参考資料及びこの現場説明書を**熟覧**のうえ、入札書（又は見積書）を提出するものとする。（現場説明資料 説明事項 1. 入札（又は見積書の提出）について（1））
- 入札参加者は、仕様書、契約図面、契約書案及び現場等を**熟覧**のうえ、入札しなければならない。この場合において**仕様書、契約図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。**（競争契約入札心得 第4条（入札等））

5. 関連事項

入札・契約時の契約図書等の疑義の解決



契約後の段階

- 総価契約単価合意方式は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等をもって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施するものである。
(総価契約単価合意方式 実施要領 1. 目的及び内容)
- 受注者は、**施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。**なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。
- また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。 (共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等)

土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集

適用にあたって

「土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集」は北陸地方において実際に発注された工事の設計変更となった事例、及びならなかった事例を集めたものですが、土木工事は千差万別の自然条件・社会条件の制約のもとで多岐にわたる目的物を生産するものであり、必ずしも事例集と同様に変更契約できるということを保証するものではありません。

https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h3104_4tenset-henkou_jirei.pdf

土木工事設計変更ガイドライン(案) 事例集

平成31年4月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

護岸工事・水替工(数量変更) 設計変更となった事例 1

【工事概要】 護岸工 L=110m、根固工D741 N=97個
【変更協議の要点(ポイント)】
低水護岸工事において、仮締切内で護岸基礎工のため掘削するが、その際、地下水が浸透して
るため、仮締切からの排水いわゆる水替工が必要となった。
当初設計では、近隣現場の工事実績をもとに、ポンプ規模等を積算するが、実際には、地下水位
の変化等に伴い、排水量、日数、ポンプ規格等が異なることがある。

【経緯と変更結果】
・特記仕様書に明示してある。記載例参照
・排水量、ポンプ規格の根拠が明らかであった。
・排水量は測定。
・監督職員と協議済み
・直接工事費で約12.7百万円の増額変更

工事特記仕様書の記載例
水替工
における排水ポンプは潜水ポンプ口径200mm×5台を予定しているが、受注者は排水量を測定するう
えと協議するものとし、設計変更の対象とする。

水替工については、条件等を特記仕様書に明示することを原則とする。
仕様書に具体的な条件明示がない場合、現地状況が一致しない場合は、契約書18条
第1項の四により、所定の協議に基づき、変更の対象とできる。

工期H18.3.28~H18.7.20



排水量の三角堰による測定状況

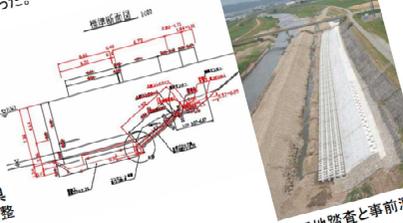
護岸工事・法覆護岸工(法長の調整) 設計変更となった事例 2

【工事概要】 河川土工 V=28,100m³ 護岸基礎工 L=261m 法覆護岸工 A=1420m²
根固工 N=290個 工期 H21.2.5~H21.7.10

【変更協議の要点(ポイント)】
○○○地区において、低水護岸を新設し既設の地防護岸に平張コンクリートで一体化する
設計になっていたが、現地測量の結果、新設部の計画護岸高と既設護岸が擦りあわない事が判明し
たため、新設護岸の法長を調整する必要があった。

【経緯と変更結果】
・契約書第18条四項に基づき、下記の
内容で協議を行った結果、変更に至
った。
・新設低水護岸の計画基礎高さを重要
視し、低水護岸と既設高水護岸との景
観を考慮に入れ、嵩上げコンクリートで
調整した。
又、既設と新設との護岸法線も不具
合なので、嵩上げコンクリートでの調整
は必然的であった。
・直接工事費で約8.7百万円の増額変更

【コメント】
・発注者より、施工内容の一部変更指示を頂き施工に取り掛かったが、着手前の現地踏査と事前測
量が重要である。



完成写真



土木工事設計変更ガイドライン（案）

3. 工事円滑化推進会議における活用フロー

発注者の活用方法

工事円滑化推進会議

受注者の活用方法

設計変更協議や手続き等を円滑化に行うための参考資料として活用



設計・積算

工事設計審査・
施工条件検討部会

入札公告

入札・契約

施工条件確認部会

工程調整部会

照査結果検討部会
(工事連携会議含む)

工事・事業情報共有部会

設計変更等検討部会

変更協議・変更契約

納品・検査

設計変更協議や手続き等を円滑化に行うための参考資料として活用



良くわかるシリーズ

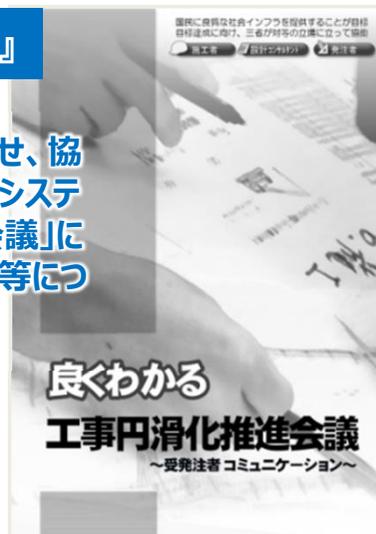
「良くわかるシリーズ」

- 工事の施工に係る受注者・発注者間のコミュニケーション向上の仕組みや設計業務等の品質確保の取り組みについて、その内容、進め方等について詳しく解説した手引き書を作成

工事関係

『良くわかる工事円滑化推進会議』

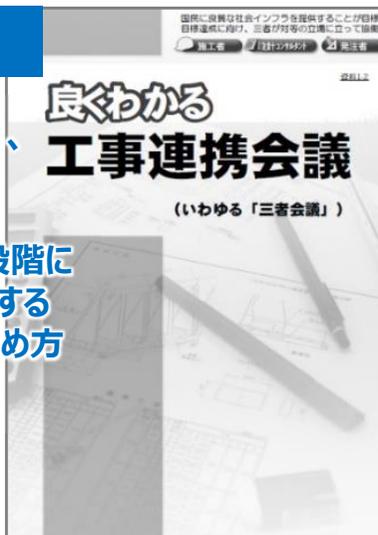
受注者、発注者における工事施工の打合せ、協議等のコミュニケーションに関する進め方をシステムとして捉えた仕組み「工事円滑化推進会議」について、会議の目的、定義、内容、進め方等について詳しく解説



工事関係

『良くわかる工事連携会議』

工事の発注者、設計者（コンサルタント）、施工者（建設業）が一堂に会し、設計意図等の施工段階への継承と反映、3者の責任の範囲と明確化、工事施工段階における条件変更時の対応等について調整する「工事連携会議」の目的、定義、内容、進め方等について詳しく解説



工事関係

『良くわかる設計と工事の図面』

図面の取り扱いについて、発注者（設計業務と工事がある）、設計者（コンサルタント）、施工者（建設業）の三者において、図面の種類ではなく、図面の取り扱いに関して、その名称、作成主体、位置づけ等について詳しく解説



設計業務等関係

『良くわかる設計業務等の品質確保』

設計業務等の品質確保に関する取り組みを受・発注者の責任を明確にし、わかりやすくとりまとめ、詳しく解説



工事書類スリム化ガイド

～ 現場技術者の負担軽減のために ～



本ガイドの目的、狙い

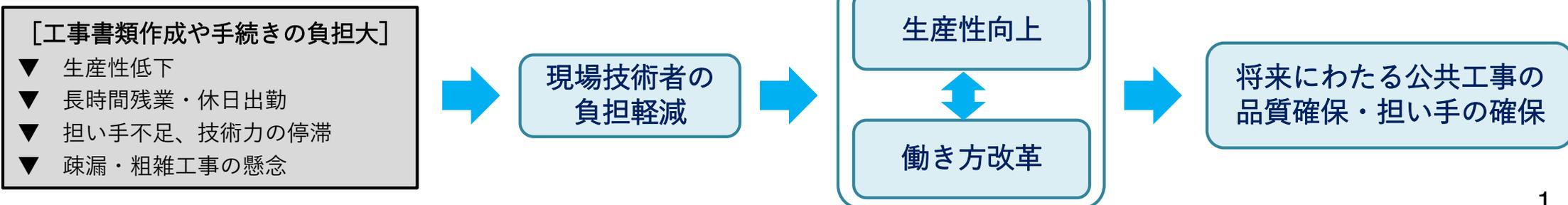
公共工事の施工にあたっては、過去からの時時の要請や多様化するニーズに応じて様々な書類の作成や手続きが求められてきました。その中には慣行として行われているものも多く、現場の技術者等がその対応に追われているといった状況がうかがえます。

時間外労働の削減や休日の確保等の働き方改革は、現在の建設業従事者の就業環境改善のみならず、将来にわたる社会資本整備の担い手確保のためにも喫緊の課題となっています。

また、技術者に余裕が無く疲弊した状況は、デジタル技術のさらなる活用等、各現場において技術力向上を目指す取組みの妨げともなります。

このガイドは、建設現場における生産性向上・働き方改革の実現に向けて、工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化等、現場技術者の負担を軽減するための観点を示すとともに、具体的な取組み事例を紹介するものです。

受・発注者双方で本ガイドを十分に理解し、実践することが重要となります。



1. 受注者と発注者の適切な役割分担

P2～

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

P10～

3. 真に必要な書類のみを適時作成

P17～

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

P33～

5. 情報通信機器の活用等により、各種打ち合わせ・段階確認・検査等を効率化

P37～

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-1 受・発注者双方で作成すべき書類を明確化し、その役割分担を徹底する



受注者

[受注者の分担例]

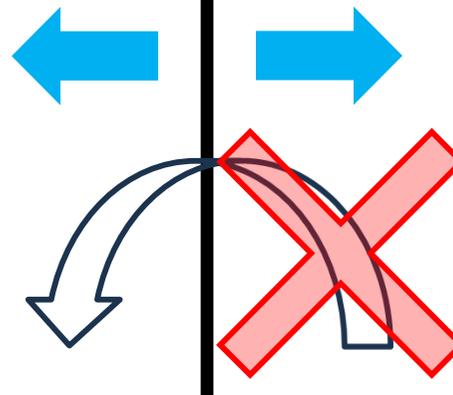
- ・ 工事のお知らせ（自治会、住民等への工事内容の周知）
- ・ 道路使用許可、交通規制、工事看板等仮設物設置のための手続き
- ・ 契約書・共通仕様書に基づく設計図書の照査資料

[発注者の分担例]

- ・ 関係機関協議のための資料作成、手続き
- ・ 占用物件の移設の調整
- ・ 事業説明資料（自治会、住民等への事業の説明、周知）
- ・ 設計図書の訂正、変更



発注者



発注者は、自らが作成すべき書類を受注者に作らせない

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-2 発注者は、特記仕様書における「協議事項」を削減する

- 発注者は、「協議」に伴う受注者の発議・資料作成等の負担軽減と責任区分の明確化のため、安易に「協議事項」を記載しない。

例

- は○○○とすること。詳細については監督職員と協議すること。

削減

例

- について事前に監督職員から指示する。
- の場合には、○○に確認のうえ監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

※ 協議 ⇒ 指示・承諾・提出・報告とし、責任区分を明確化する

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-3 工事書類の作成・提出は、「工事関係書類一覧表」により行う

- 「工事関係書類一覧表」は、北陸地方整備局ホームページから入手できる。

https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka_index.html

工事関係書類一覧表

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				電子納品の対象	備 考		
作成時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出			提示			その他	
								監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管			監督職員へ連絡	監督職員へ納品
	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○	○								
		設計図書	2	共通仕様書	—	—	○								
	3		特記仕様書	—	—	○									
	4		契約図面	—	—	○									
	5		現場説明書	—	—	○									
	6		質問回答書	—	—	○									
	7		工事数量総括表	—	—	○									
	8		現場代理人等通知書	工	工	工	○		○						
	9	請負代金内訳書	工	工	工	○		○						契約書を作成する全ての工事	

作成役割分担

提出先

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-4 図面の種類、作成者、責任区分は下表による

- 「良くわかる設計と工事の図面」にて、「工事の施工に係る図面の分類と定義」「図面作成にあたっての留意点」「図面作成の流れ」「図面の種類と責任区分」等について解説している。



		設計者		発注者		施工者	
		作成	責任	作成	責任	作成	責任
設計図	設計	○			○		
	工事 (当初設計図)			設計図を分類	○		
参考図				設計図を分類	○		
変更設計図 (変更比較図を含む)				○	○		
施工図						○	○
完成図						○	○

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-5 受注者が行った照査の結果により生じた設計図書の見直し修正、追加調査等は、発注者の責任で実施する

- ・ 受注者は、契約締結後に設計照査を行い、必要に応じて監督職員へ発見した事実を通知する。

[事例]

- ・ 現地測量により、新たな横断図の作成、又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ・ 構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ・ 概略発注工事における構造計算及び図面作成
- ・ 新たに必要となる地質調査などの追加調査
ほか

詳細は、

「土木工事設計図書の照査ガイドライン」
「土木工事設計変更ガイドライン」
「良くわかる設計と工事の図面」

を参照のこと

発注者が対応すること

※ 良くわかるシリーズ及びガイドライン類は、北陸地方整備局ホームページから入手できる。

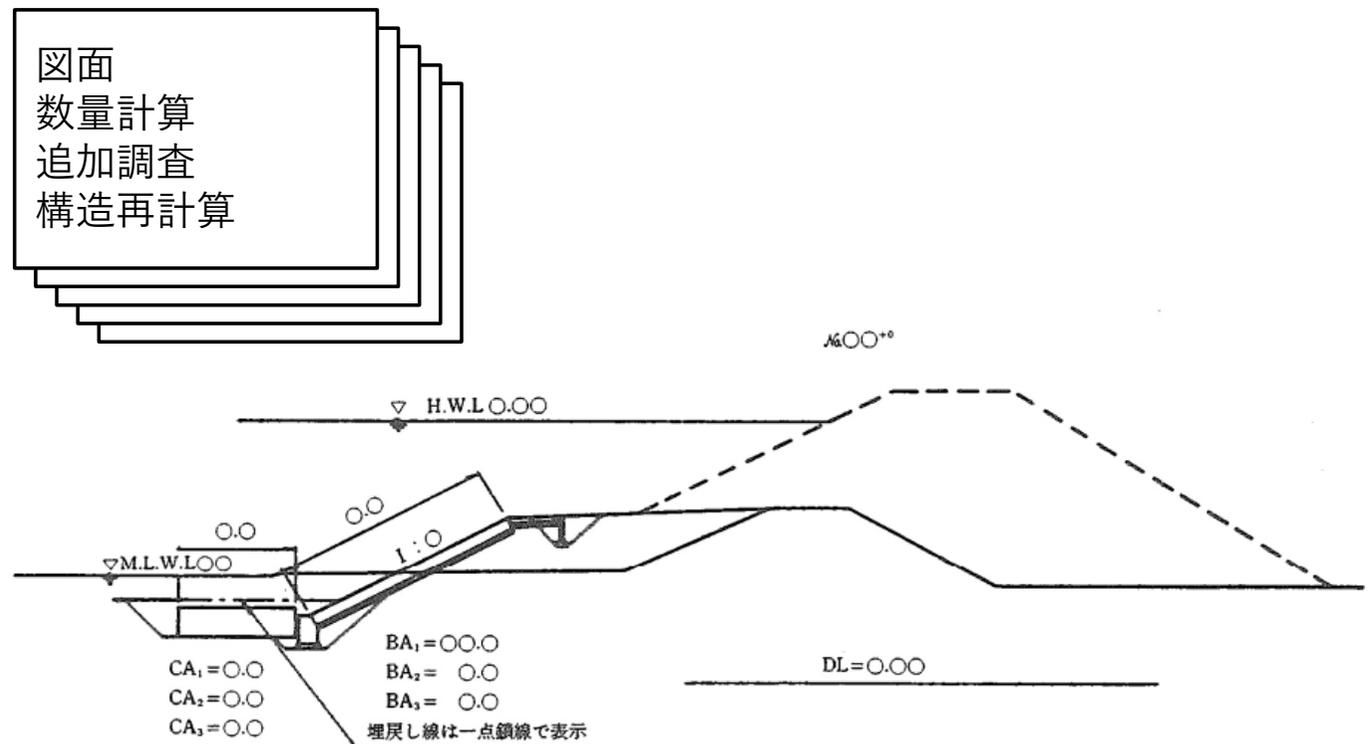
<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-6 概略発注等における測量・地質調査、詳細設計、数量計算、施工計画検討は、発注者が行う

- 発注者は、概略発注工事・概数発注工事において、設計や工事内容を確定させるために必要となる調査、設計、数量計算、施工計画検討を自ら行い、速やかな契約変更を実施する。
- 発注者が発議する資料は、発注者が作成する。

工事打合せ簿	
発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者 発議年月日 令和●●年●●月●●日
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他
工事名	●●●工事
●●工について、添付図面のとおり指示します。	
添付図	業、その他添付図書
処理 ・ 回答	発注者 上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 年月日:
	受注者 上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 年月日:



1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-7 一部変更指示や変更契約に必要な図面、数量計算書の作成は、発注者が行う

- 発注者は、当初設計に入っていない工種や大幅に設計図書の変更を行う場合の図面、数量計算書の作成を行うこと。（現地地形や既設構造物との取り合わせなど、施工図に基づいた設計寸法・数量の精査を除く）

受注者側で図面と数量計算を用意しないと、設計変更の対象としません。

NG



発注者

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-8 現場技術員は、担当する業務の履行について監督職員に説明する資料は自ら作成する

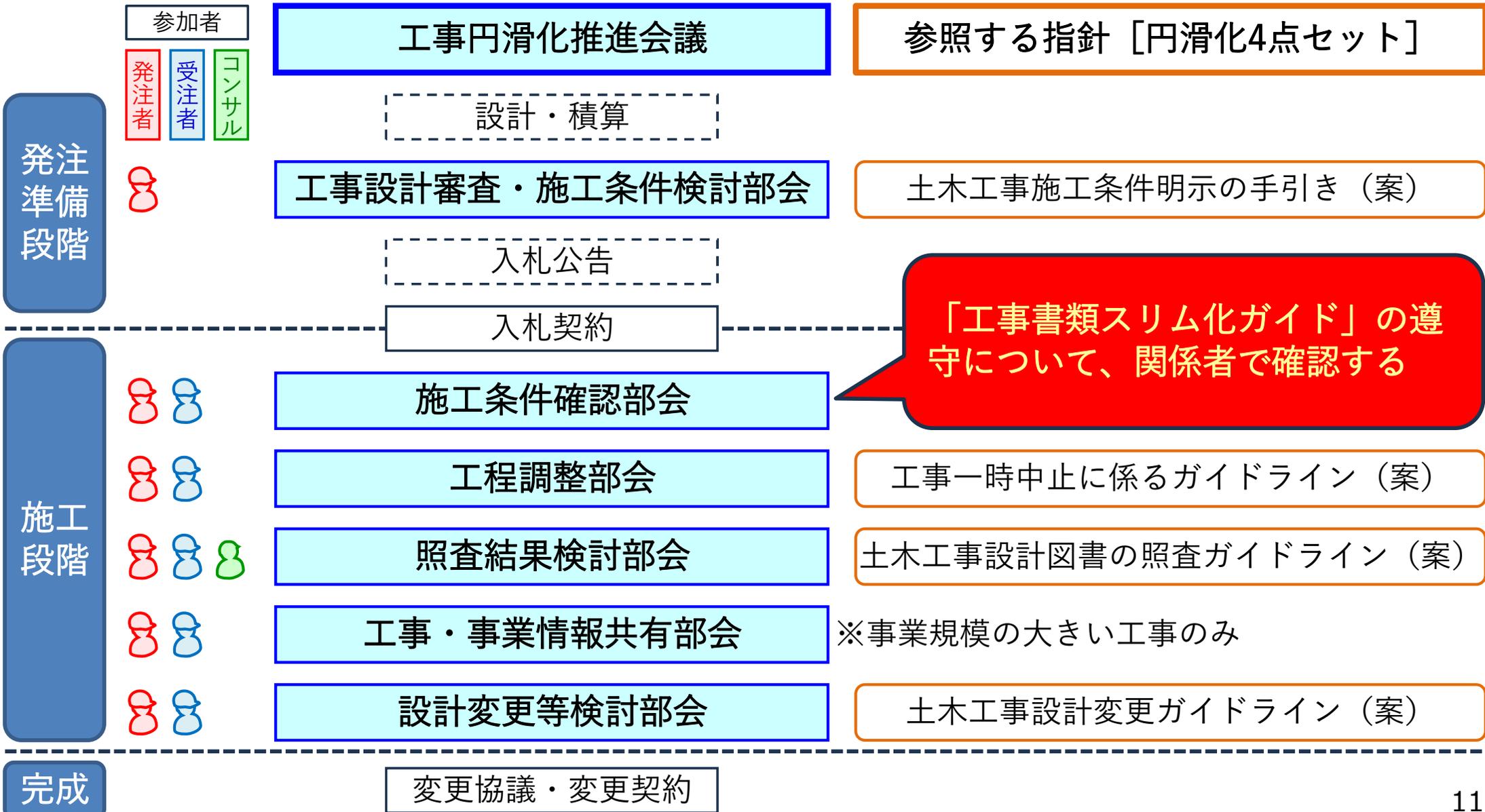
参考

現場技術員の業務内容 [工事監督支援業務共通仕様書一部抜粋]

- ・ 業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等
- ・ 業務対象工事の施工状況の照合等
- ・ 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- ・ 工事検査等への臨場
- ・ その他（災害発生時の情報収集等）

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

「工事円滑化推進会議」とは、工事施工の円滑化4点セットを活用しつつ、施工段階に応じて関係者が一堂に会して各部会を開催し、課題の共有や解決を図る取組み



2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-1 発注者は、工事発注にあたり適切な工期設定及び施工条件の明示を行う

- 発注者は、「工事設計審査・施工条件検討部会」において、用地補償未了案件、関係機関協議や地元対応等の制約条件を整理・共有し、設計図書へ適切に明示する。

2-2 発注者は、協議等の未了案件について、設計図書で示した期日までに完了させるよう対応する

- 発注者は、協議等が未処理のままとならないよう、誰が、いつまでに対応するのか関係者で共有する。
- 担当者の異動時期にもしっかりと引き継がれるよう、協議先も含め、十分に確認する。

私に対応しています。



発注者

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-3 契約締結後、速やかに「施工条件確認部会」を開催し、関係機関協議の進捗状況、施工上の課題等について、受・発注者間で共有する

- ・ 公告時に示した施工条件等の最新の状況について受・発注者間で共有を図る。
- ・ 発注者から開催の連絡を行い、受注者へ説明する。
- ・ 受注者は、確認した事項を的確に施工計画に反映する。

先月の大雨の影響で工事用道路が通れなくなっています。



発注者

2-4 「施工条件確認部会」により「工事書類スリム化ガイド（本ガイド）」を遵守することを確認する

- ・ 「施工条件確認部会」では、工事書類の作成や手続きにおいて「工事書類スリム化ガイド」を遵守することを受・発注者（発注担当課・監督職員・現場技術員）で確認する。

スリム化ガイドを遵守しましょう！

わかりました



受注者



発注者

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-5 工事の「一時中止」を適切に運用する

- ・ 受注者の手待ちや手戻り等が生じないように、「工程調整部会」で工程計画及び施工上の課題等を共有する。
- ・ 発注者は、受注者の責めに帰することができない事由（関係機関協議の未了が原因となる場合を含む）においては、その影響範囲等に応じ、施工内容の全部または一部の「一時中止」を通知する。
- ・ 工程上クリティカルパスではない工種においても、「一時中止」の通知は必要とする。

参考

契約書第二十条において、受注者の責によらず工事の施工ができないと認められるとき、発注者は直ちに工事の中止を通知する義務が規定されている。



受注者

〇〇工の施工について、一時中止を掛けてください。

〇〇工施工に必要な支障移転の関係機関協議が遅れています。



発注者

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-6 前工事の施工の遅れにより、後工事で着手待ちが生じる場合、発注者が主体となって調整する

- 工程が連続または重複する工事については、発注者が主体となり、それぞれの受注者と「**工程調整部会**」を開催し、工程の見通しや課題等の共有に努める。
- 発注者は、後工事や隣接工事の受注者に手待ち等が生じる場合は、工事の一時中止や工期延伸等の措置を適切に講じる。



受注者①

関係機関協議に伴い、
着手が2ヶ月遅れた影響
で、指定部分の完成も
2ヶ月遅れる見込みです。



受注者②

いつ頃になれば着手が
可能なのでしょうか。
それまで一時中止を掛
けてください。



発注者

前工事の遅れに伴
い、後工事では一時
中止を通知します。

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-7 発注者は、「照査結果検討部会」により確認を求められた照査項目は速やかに確認・回答を行う

- ・ 発注者は、受注者が滞りなく施工計画を確定し、本格的な現場着手が可能となるよう、照査により確認を求められた事項に対して、回答を先送りせず、速やかに確認・回答する。

設計コンサルに確認を指示しました。回答は○日の予定です。



発注者

2-8 発注者は、「ワンデーレスポンス」を実施する

- ・ 受注者からの協議、相談は「その日のうち」に回答する。
- ・ 確認や検討が必要で「その日のうち」の回答が困難な場合は「回答日」を通知する。

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-9 受・発注者双方が「ウィークリースタンス」を遵守し、それぞれのタイムパフォーマンス向上を図る

「ウィークリースタンス」の取り組み

- マンデー・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない）
- ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅に心がける）
- フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
- ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング
（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
- イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）

（以下は、任意で実施）

- 金曜日も定時の帰宅を心掛ける
- その他、任意で設定する取組（受・発注者間で合意した事項）

※ 災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受・発注者間で対応について協議するものとする。

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-1 施工計画書は、優先して現場着手する工種や工事内容が確定した工種から作成し、提出する

- ・ 準備工の着手にあたっては、必要最小限の項目について施工計画書を提出すればよい。
- ・ 設計照査において重要な確認事項が未回答の場合等においては、工事内容が確定してから施工計画書を作成し、提出すればよい。

参考

準備工（測量、現地調査等）の着手にあたっての必要項目

- 現場組織表
- 準備工の施工方法
- 安全管理
- 緊急時の体制及び対応
- 再生資源の利用の促進と 建設副産物の適正処理方法（必要に応じ提出）
- 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-2 変更施工計画書は、施工計画に大きく影響しない場合は提出不要とする

- ・ 数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の作成、提出は不要とする。

参考

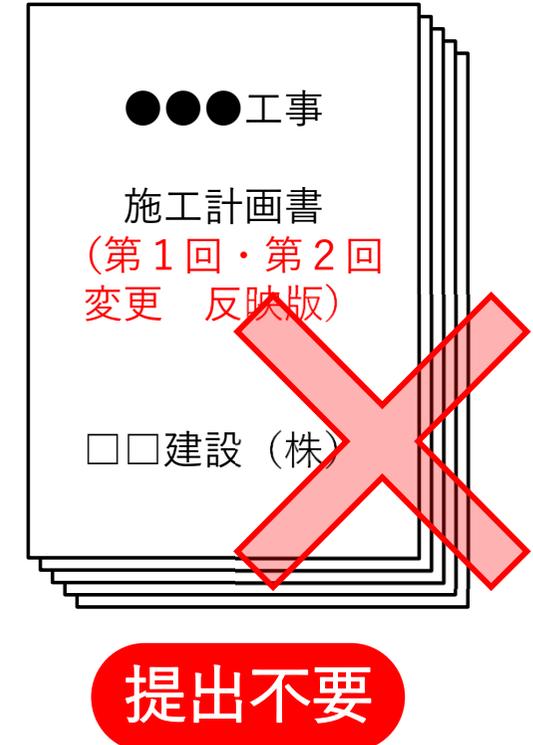
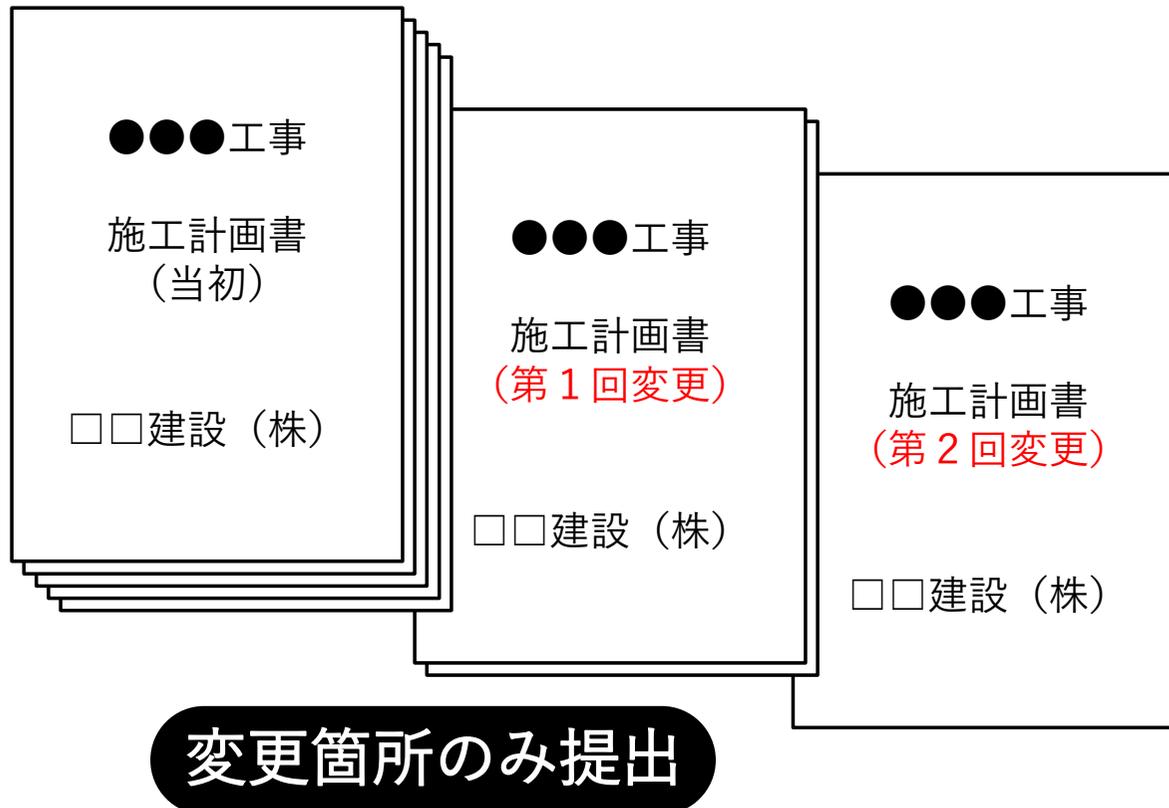
[軽微な変更の事例]

- ・ 工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-3 変更施工計画書は、変更箇所のみ抜粋して提出する

- ・ 変更が生じないページの提出は不要とし、項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要はない。
- ・ 当初計画書に対して変更箇所を加除した全体最新版については監督職員への提出は不要とする。受注者側の使い勝手等から全体最新版を現場事務所等に備えることは任意とする。



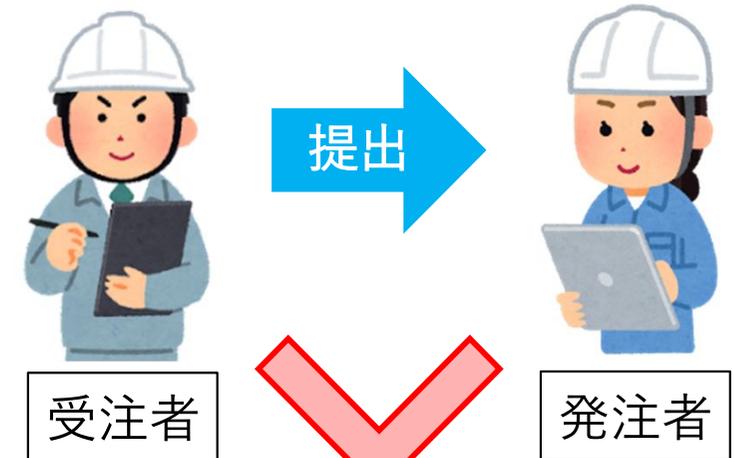
3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-4 工事打ち合わせ簿に添付する資料は必要最小限とする

- 共通仕様書等、HP等で入手可能な一般的な基準類のコピーの添付は不要とする。
(掲載先、引用先がわかればよい)
- 添付資料は、極力、既存図面や既存資料を活用する。(内容が確認出来れば良い)
- 監督職員、現場技術員は、過度な説明用の資料の作成や添付を求めない。

共通仕様書等の一般的な基準類のコピーの添付不要

既存資料、図面を添付
(内容が確認出来れば良い)



発注者は受注者に
過度な説明資料は求めない

3. 真に必要な書類のみを適時作成

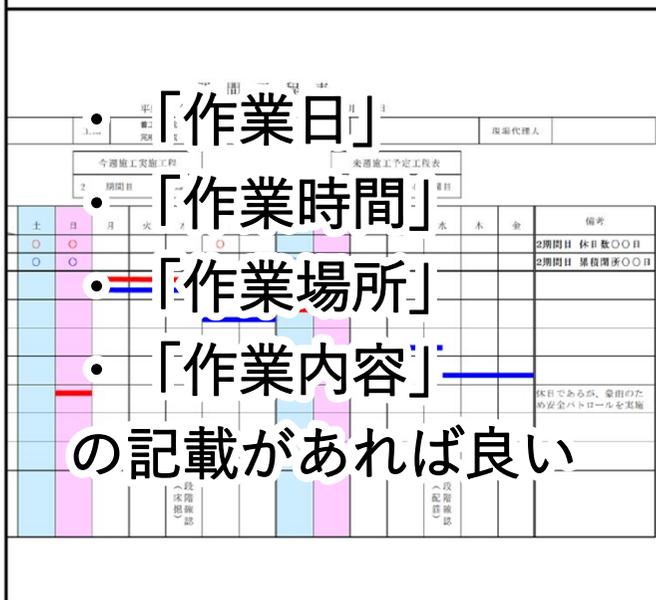
3-7 「休日、夜間作業」は、週間工程表等の提出をもつての連絡とする（※現道上の工事は情報共有システム（以下、ASP）で提出）

- ・ 週間工程表等の「作業日」「作業時間」「作業場所」「作業内容」が把握出来る資料を提出すればよい。
- ・ ただし、現道上の工事は打ち合わせ簿により提出する。

様式-9 工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	〇〇年〇月〇日									
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()											
工事名	〇〇橋梁下部工事											
(内容)	現道上の夜間作業について 標記について、土木工事共通仕様書 1-1-1-37 1項に基づき添付のとおり提出します。(夜間作業期間 〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日)											
添付図	業、その他添付図書											
処理	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他										
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他										
		年月日:										
		年月日:										
<table border="1"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>監督員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		総括監督員	主任監督員	監督員				<table border="1"> <tr> <td>現場代理人</td> <td>主任(監理)技術者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	現場代理人	主任(監理)技術者		
総括監督員	主任監督員	監督員										
現場代理人	主任(監理)技術者											

週間工程表等



・「作業日」

・「作業時間」

・「作業場所」

・「作業内容」

の記載があれば良い

【土木工事共通仕様書】

- 1-1-1-38 施工時期及び施工時間の変更
2. 休日または夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

※作業日毎に提出する必要は無く、
確定している作業日を集約して提出して良い

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-8 安全ヒアリングのための説明用資料は簡略化する

- ・ 安全ヒアリングに用いる施工計画書のコピーはファイル綴じ不要とし、コピー部数は必要最小限を用意する。
- ・ 電子データを事前に共有することで、Web会議システムにより説明してもよい。

ファイルは
不要ですよ。



発注者

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-9 監督職員、現場技術員による臨場確認時の新たな資料、状況写真の撮影・記録は不要とする

- ・ 監督職員、現場技術員が臨場した場合、臨場時の状況写真は不要とする。
(監督職員、現場技術員は臨場時の写真撮影を求めない)
- ・ 遠隔臨場の場合、受注者は映像と音声配信するのみで、記録と保存は必要ない。

(確認者が現場技術員の場合は、現場技術員がPC等にて遠隔臨場の映像を画面キャプチャ等で記録し、ASP等で監督職員へ提出する)

作成・添付不要

紙資料に手書した実測値

確認時の
新たな資料の
作成
(確認結果
記入様式等)



監督職員、現場技術員
の臨場写真

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-10 支給品、貸与品の要求書類は不要とする

- ・ 受領又は借用後に、受領書又は借用書を監督職員を通じて発注者に提出すればよい。

3-11 材料確認は、設計図書において指定された材料以外は不要とする

- ・ 指定材料以外の材料については、設計図書で提出を定めているものを除き、材料の品質を証明する品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示する。

(共通仕様書2-1-2-1 材料編 一般事項 工事材料の品質)

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-12 品質証明員が確認した資料の品質証明書への添付は不要とする

- 品質証明書には、品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類の添付及び品質証明員の押印、受注者の押印（社印）は不要とする。

品質証明書

年月日：○年○月○日

品質証明書

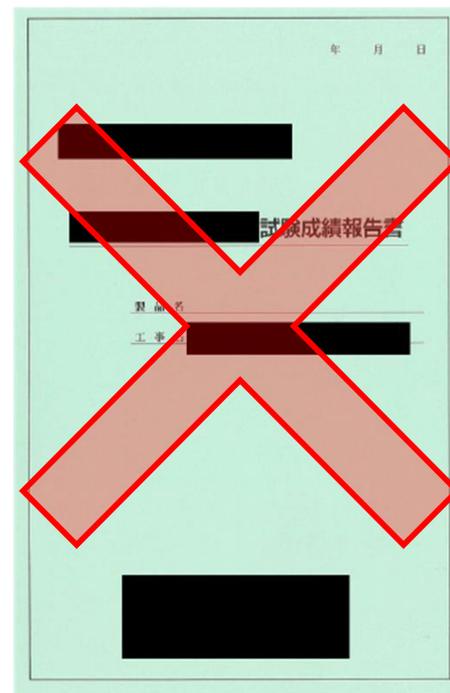
工事名：○○○○工事

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名

添付書類



- 試験成績報告書
- 製品カタログ
- 臨場写真…等

添付不要

- ※品質証明員の押印、受注者の押印（社印）は不要
- ※電子データで作成し、電子データで提出する（品質証明員が手書きで作成する必要は無い）

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-13 排ガス対策型・低騒音型機械の写真撮影は不要とする

- ・ 監督職員、現場技術員は、施工プロセスチェックにあたり、現場で稼働している建設機械について自ら確認する。
- ・ 受注者は、「とりあえず撮影して紙ファイルしておく」という作業を行わない。

排ガス・低騒音機械確認写真



メーカー名 ○○○○○○
形 式 名 ○○○○○○
指 定 番 号 ○○○○○○

写真撮影不要

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-14 特殊車両通行許可証は監督職員から請求があった場合のみ提示するものとし、提出は不要とする

- ・ 特殊車両の走行中の写真撮影は不要とする。

3-15 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は監督職員への提示のみとし、コピーの提出は不要とする

- ・ 契約数量の根拠は、集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた監督職員、現場技術員が集計表を確認する。

通行用 (全国版) 産業廃棄物管理票 (事業系マニフェスト) A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	管理番号	交付担当者 氏名	印	排出事業者控			
事業者 (排出者)	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	事業者 (排出事業場)	名称		所在地 〒	電話番号	
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿			
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 しょう油・燐酸塩くず <input type="checkbox"/> 1400 銻さい <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 2000 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 2100 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 2200 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 2300 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 2400 石綿含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 7100 強酸 <input type="checkbox"/> 7200 有機溶剤 <input type="checkbox"/> 7300 有機燐酸塩 <input type="checkbox"/> 7400 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 7500 汚泥(無害) <input type="checkbox"/> 7600 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 7700 汚泥(無害) <input type="checkbox"/> 7800 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 7900 汚泥(無害)	<input type="checkbox"/> 2500 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> 2600 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 2700 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 2800 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 2900 廃油(有害)	産業廃棄物の名称	有害物質等	処分方法		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					備考・通信欄	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物		
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
運搬受	氏名又は名称		住所 〒		電話番号	運搬先(処分者)	名称	所在地 〒	電話番号

提出不要

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-16 安全教育訓練の実施状況資料の提出は不要とする

- ・ 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管する。
- ・ 資料は監督職員から請求があった場合に提示出来る体制とし、提出は不要とする。



提出不要

3. 真に必要な書類のみを適時作成

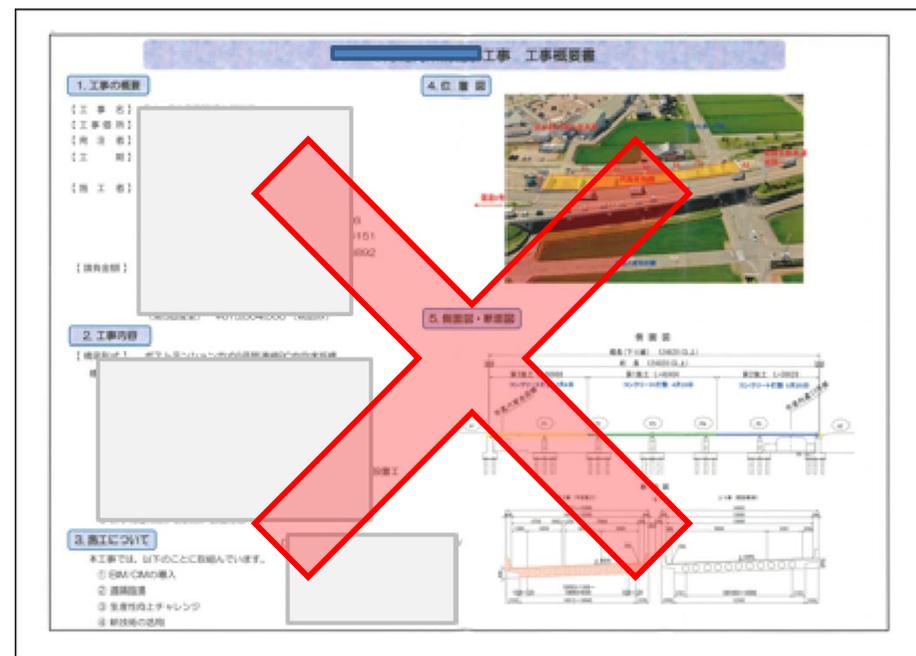
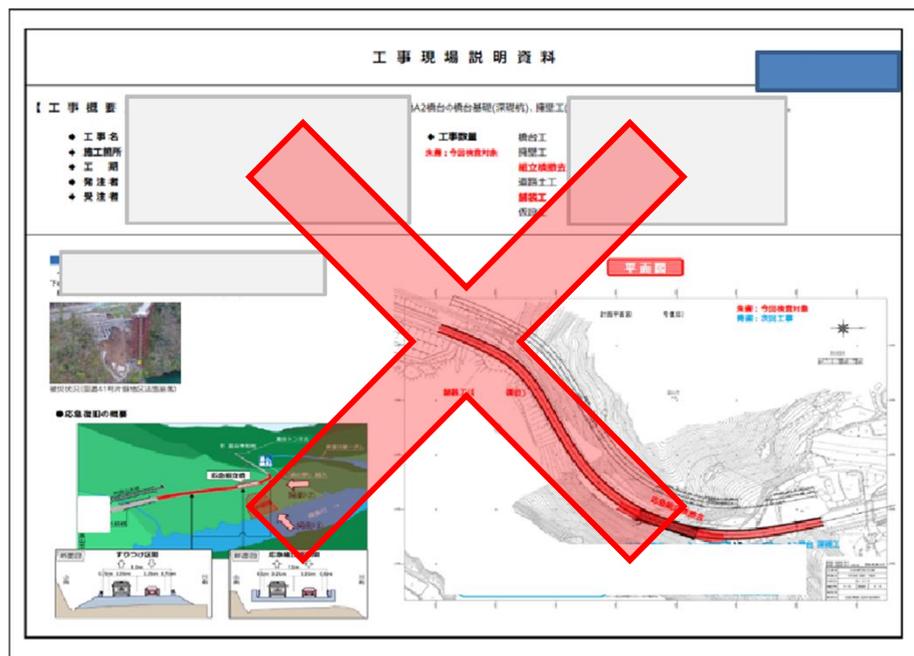
3-17 必要以上の施工管理や資料作成は、工事成績評定に影響しない

- ・ 書類の見栄えや多さは、工事成績評定の評価に影響しないため作成しない。
- ・ 作成意図や目的が明確でない出来形管理、品質管理資料などの資料や、施工管理基準に規定された測定頻度以上の管理は、評価の対象としない。
- ・ 「測定結果総括表」「度数表（ヒストグラム）」は提出不要であり、やみくもに作成しない。
- ・ 「無いよりはあったほうがよいだろう・・・」という意識から脱却すること。
- ・ 検査職員、監督職員、現場技術員は、不要な書類の作成、提出、提示を求めない。

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-18 「工事概要説明資料」を工事検査のために新たに作成しない

- 受注者は、検査職員への説明のために新たな資料（ダイジェスト版、説明用の動画等）を作成しない。
ただし、現場見学会等で活用した既存資料を用いた説明は妨げない。
- 検査職員、監督職員、現場技術員は、工事概要説明資料の作成、提示を求めない。



作成不要（検査官のためだけに作成しない）

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

4-1 ASPを活用し、書類は電子データで管理する

- ・ 全ての工事においてASPを活用し、監督職員と受注者の間で交換・共有する書類は電子データで管理し、紙に出力して提出はしない。

参考

【土木工事共通仕様書】

1-1-1-2 用語の定義

25. 情報共有システム

情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

26. 書面

書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのも有効とする。

1-1-1-24 施工管理

10. 工事情報共有化

受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

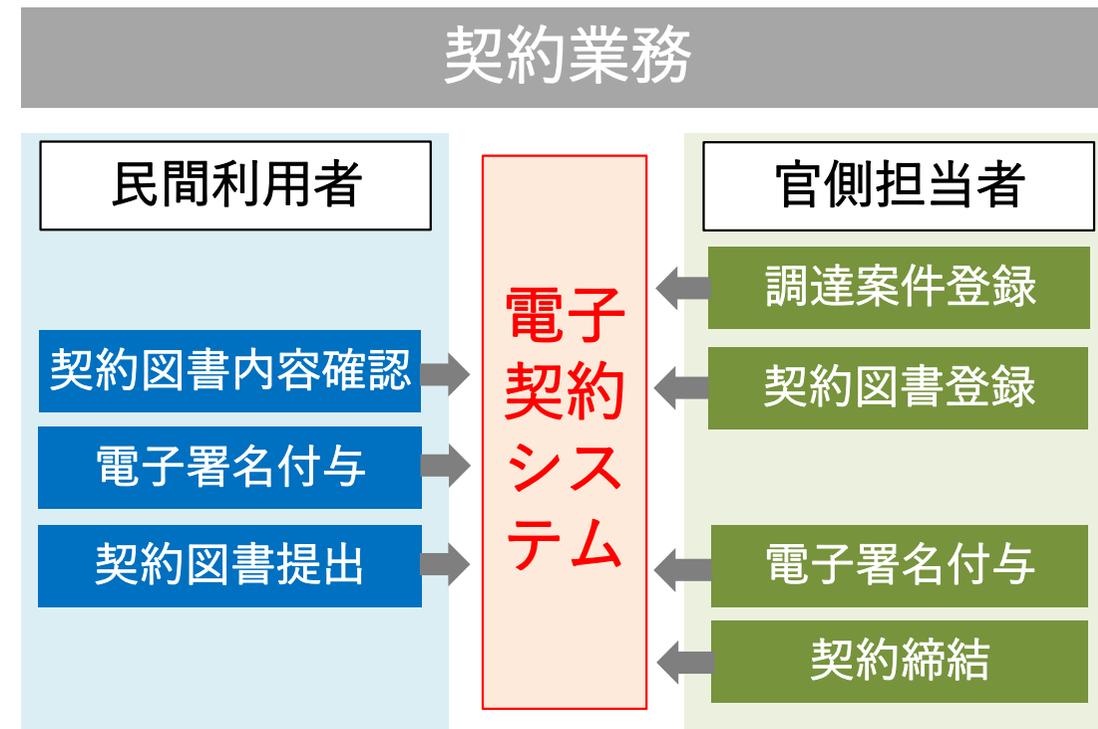
4-2 コリンズ登録は書類による確認は不要とする

- ・ 登録内容の確認は、Web（オンライン）上で実施する。
- ・ 監督職員、現場技術員は、施工プロセスチェックのために受注者に対して印刷した書類の提示・提出を求めない。

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

4-3 電子契約システムで発注者（契約担当課）に提出した書類は、紙での提出は不要とする

- 受注者は、電子契約システムにより発注者（契約担当課）に提出した書類の紙・電子での二重提出は行わない。
- 提出された書類は、契約担当課から監督職員に速やかに共有し、監督職員は受注者に再提出を求めない。
- ただし、「工事完成通知書」は、“監督職員を通じて提出する”※とされているので、ASPにより監督職員に提出する。



※土木工事共通仕様書1-1-1-21「1.工事完成通知書の提出」

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

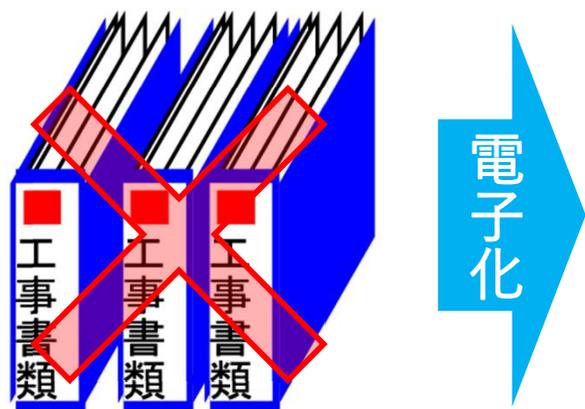
4-4 電子成果品は、ASPを活用して納品（オンライン電子納品の活用）する

- ・ 原則全ての工事において、電子成果品はオンライン電子納品によるものとする。ASPの制限や通信回線の事情等で実施できない場合、受・発注者協議のうえ、電子媒体（CD-R等）に格納して納品する。
- ・ 工事完成図、台帳の紙出力しての納品は不要とする。
- ・ 電子成果品ではない工事写真は、従来どおり電子媒体に格納し提出する。

5. 情報通信機器の活用等により、各種打合せ・段階確認・検査等を効率化

5-1 打ち合わせには電子データを用い、Web会議システムを活用する

- 説明に用いる資料の電子データを事前に共有したうえで、説明には大型モニターやWeb会議システムを活用することで、ペーパーレスとする。あるいは紙で用意する資料の種類数、部数をできるだけ削減する。
- 事前共有したデータにより、各自が必要に応じプリントアウトして打ち合わせに参加するよう申し合わせることで、紙資料を削減する。



紙資料不要



電子モニター、タブレット等
を活用



Web会議等も積極的に活用

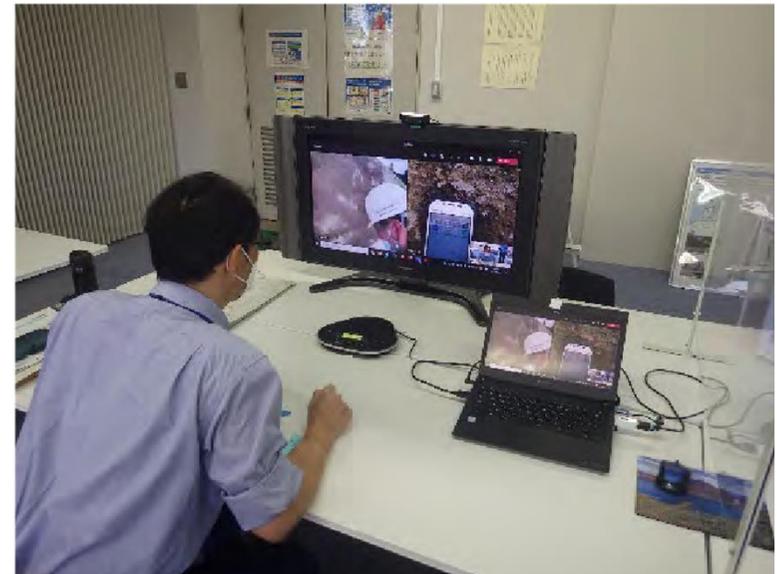
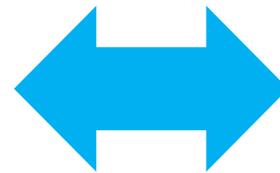
5. 情報通信機器の活用等により、各種打合せ・段階確認・検査等を効率化

5-2 遠隔臨場による立会・確認、検査を活用する

- ・ 遠隔臨場の活用は、移動時間や待ち時間が削減されるなど、受・発注者双方にとってメリットが大きい。
- ・ 受・発注者双方で、創出された時間を有効活用し、優先すべき現場の確認等に努める。



現場での受注者による計測状況



執務室での監督職員による確認状況

5. 情報通信機器の活用等により、各種打合せ・段階確認・検査等を効率化

5-3 工事検査は「書類限定検査」を標準とする

- ・ 書面検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認防止を徹底することで効率化を図る。
- ・ 検査には電子データを有効に活用し、効率的に行う。

検査書類限定型のイメージ

通常検査

検査書類

約40書類

検査書類限定型

検査書類

10書類に限定

上記の書類以外は、
監督職員による施工
プロセスのチェック
リストにより確認

【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）
~~について、受発注者協議のうえ実施。~~

※以下の工事については対象外

- ・ 「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・ 施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類
に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真

書類限定検査が標準化されたため
「協議」は不要

契約書・土木工事共通仕様書 参考条文

参考 契約書および共通仕様書において、**受注者**が設計図書の**照査を行う**ことを規定している。

契約書第十八条 (条件変更等)

- 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(共通仕様書1-1-1-3 設計図書の照査等)

受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により**契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。**

参考 一方、受注者による照査の結果、第一項の該当事項があった場合、同条第2項以降で**発注者が対応すること**を規定している。

契約書第十八条 (条件変更等)

- 2 **監督員は**、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 **発注者は**、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの **発注者が行う**
 - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事的物の変更を伴うもの **発注者が行う**
 - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事的物の変更を伴わないもの **発注者と受注者とが協議して発注者が行う**
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、**発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。**

参考 契約書第二十条において、受注者の責によらず工事の施工ができないと認められるとき、**発注者は直ちに工事の中止を通知する義務が規定されている。**

契約書第二十条 (工事の中止)

- 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって**受注者の責めに帰すことができないもの**により工事的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、**発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。**
- 2、発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

※詳細は、「工事一時中止に係るガイドライン」を参照

用語の定義

出典： 土木工事共通仕様書（現場技術員以外）

- 監督職員** : 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。
- 現場技術員** : 発注者が別途発注する監督支援業務の担当技術者をいう。
- 書面** : 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。
- 指示** : 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 承諾** : 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。
- 協議** : 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 提出** : 提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 提示** : 提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 報告** : 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
- 通知** : 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 連絡** : 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- 情報共有システム** : 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

工事事故の発生状況

○公共工事における安全施工の意義

1. 全国の事故発生状況
2. 北陸地整管内の事故発生状況
3. 北陸地整管内の事故発生事例
4. 墜落・転落事故の防止
5. 事故原因から見た公衆災害防止の着眼点
6. お知らせ

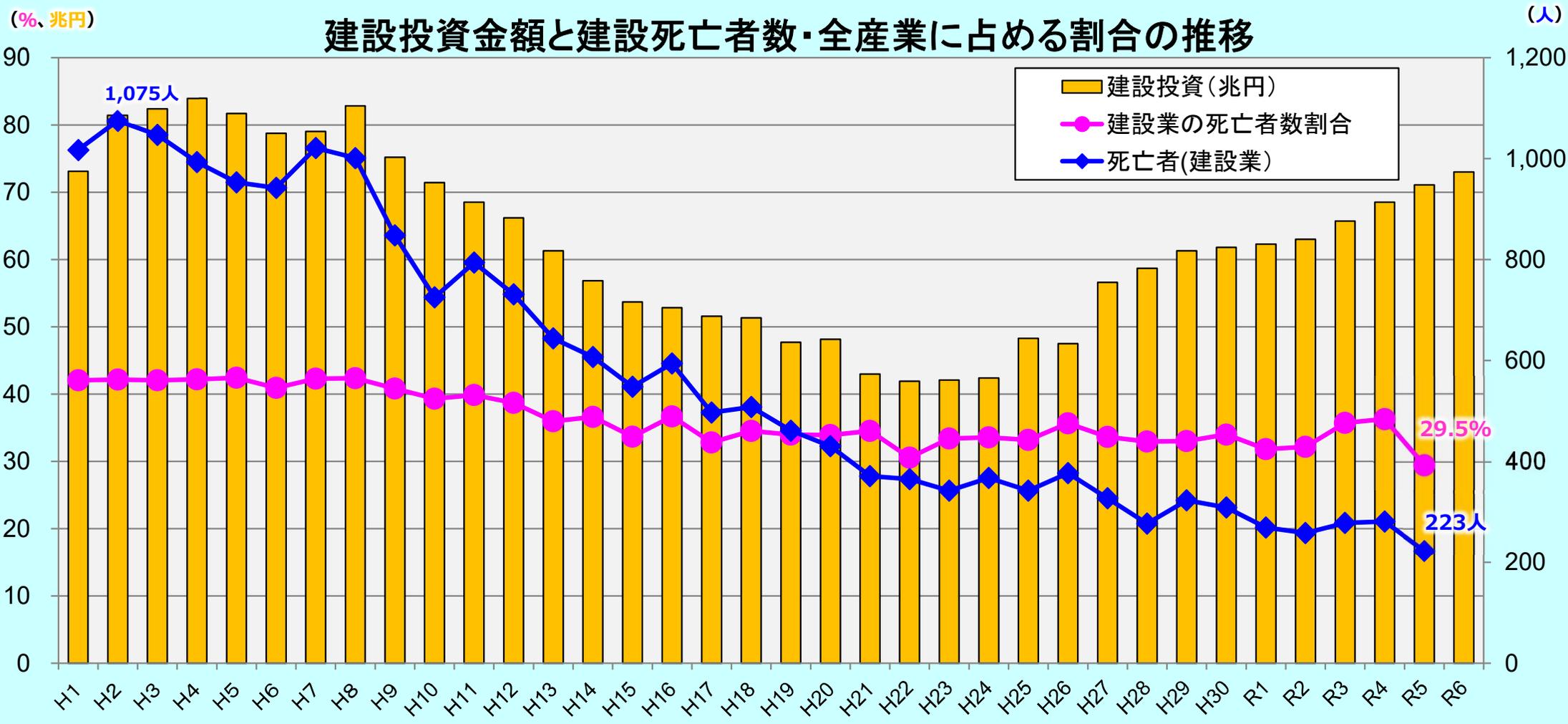
※ 数値には速報値を含むため、今後変更となる場合があります。

公共工事における安全施工の意義

- 労働者の安全と健康を確保する。【労働安全衛生法 第一条(目的)】
- ひとたび施工中に事故が発生すると、工事の一時中止等を余儀なくされ、当該事業の計画的な執行に支障が生じる。
また、受注者にとっても大きな損失・生産性の低下等を招くこととなる。
- さらに、重大な事故の発生が繰り返されてしまうと、
 - 公共工事に対する国民の理解・協力
 - 建設従事者の確保、特に将来にわたる担い手の確保等が損なわれる恐れがあり、結果として国民にとっても大きな損失になりかねない。

1. 全国の事故発生状況

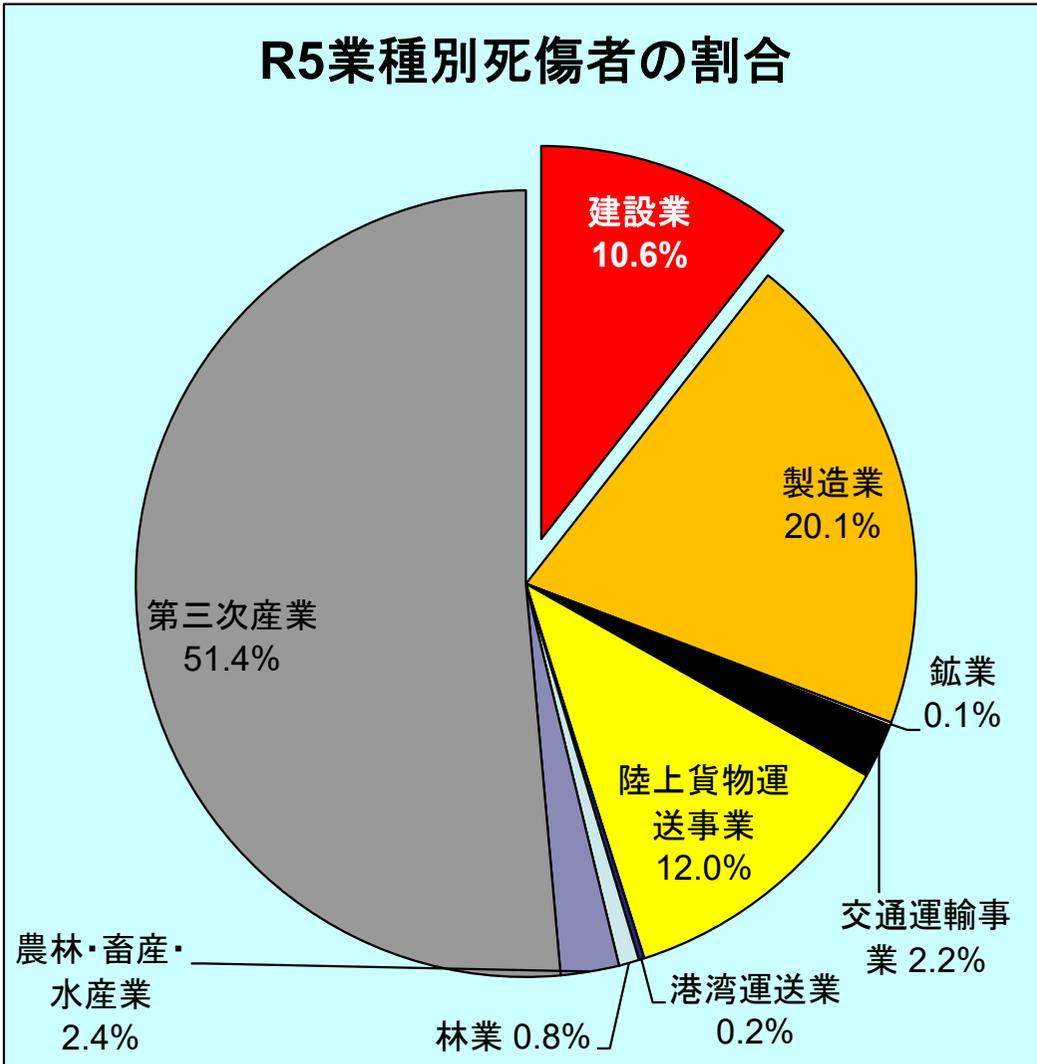
- ・平成元年以降の建設業における死亡者数は、平成2年の1,075人をピークに減少傾向にあり、令和5年は223人、最も少なかった令和2年度の258人に対しては25人少ない結果となった。
- ・全産業の死亡者数に占める建設業の割合は、30%で高い割合である。



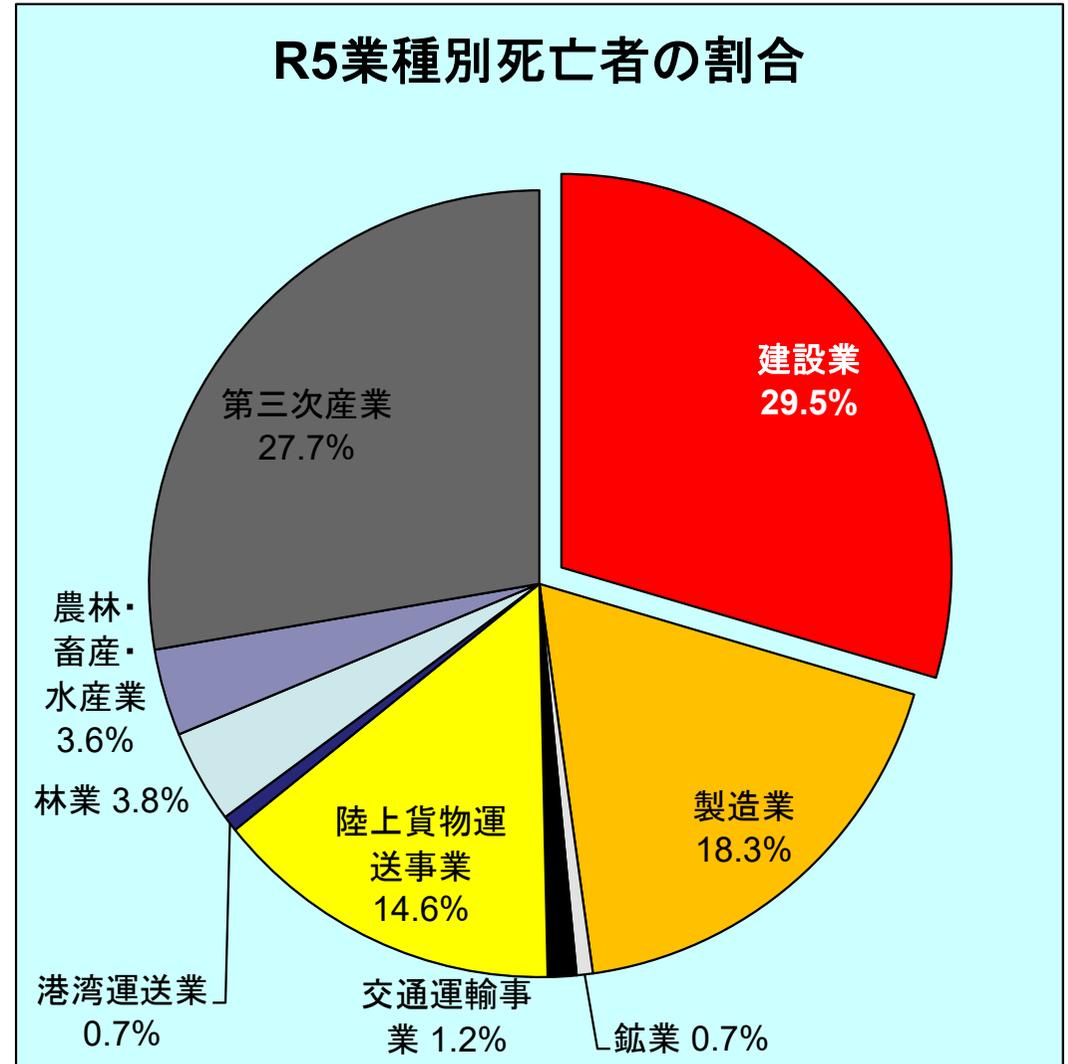
※資料: 厚生労働省 労働災害統計
 ※資料: 国土交通省「建設投資見通し」 R4, R5は見込み、R6は見通し

・全産業に占める、**建設業の死傷者数**は10.6%(14,414人)であり、第三次産業の51.4%(135,371人)製造業の20.1%(27,194人)、陸上貨物運送業の12.0%(16,215人)に次いで、4番目に高い。
 ・**建設業の死亡者数**は全産業(755人)の約29.5%(223人)を占めており、**全産業の中でワースト1**

R5業種別死傷者の割合



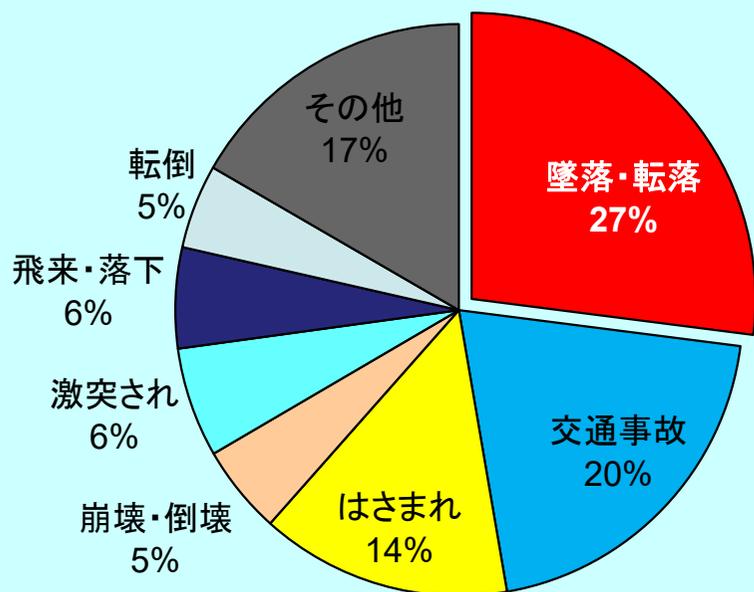
R5業種別死亡者の割合



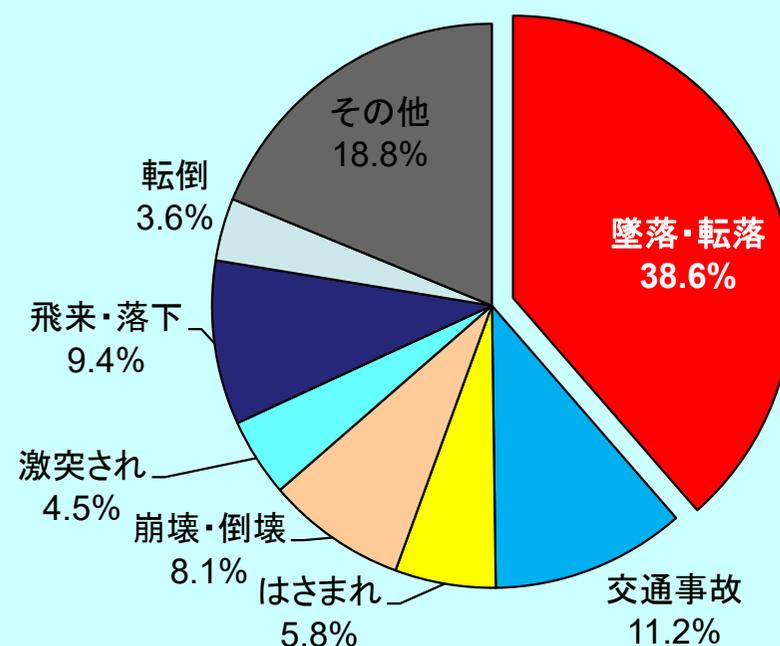
※資料:厚生労働省 労働災害統計より

・建設業における死亡事故原因は、**墜落・転落が39%（86件）**となっており、**全産業の比率より高く、死亡事故の大きな原因**となっている。

R5死亡事故発生原因別（全産業755人）



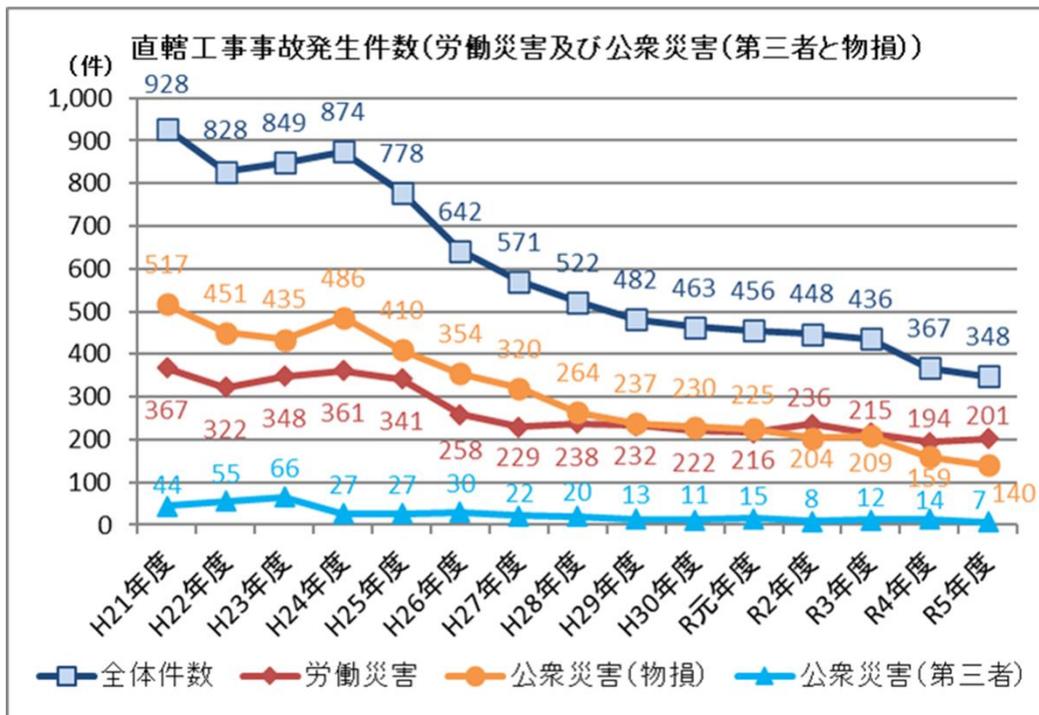
R5死亡事故発生原因別（**建設業**223人）



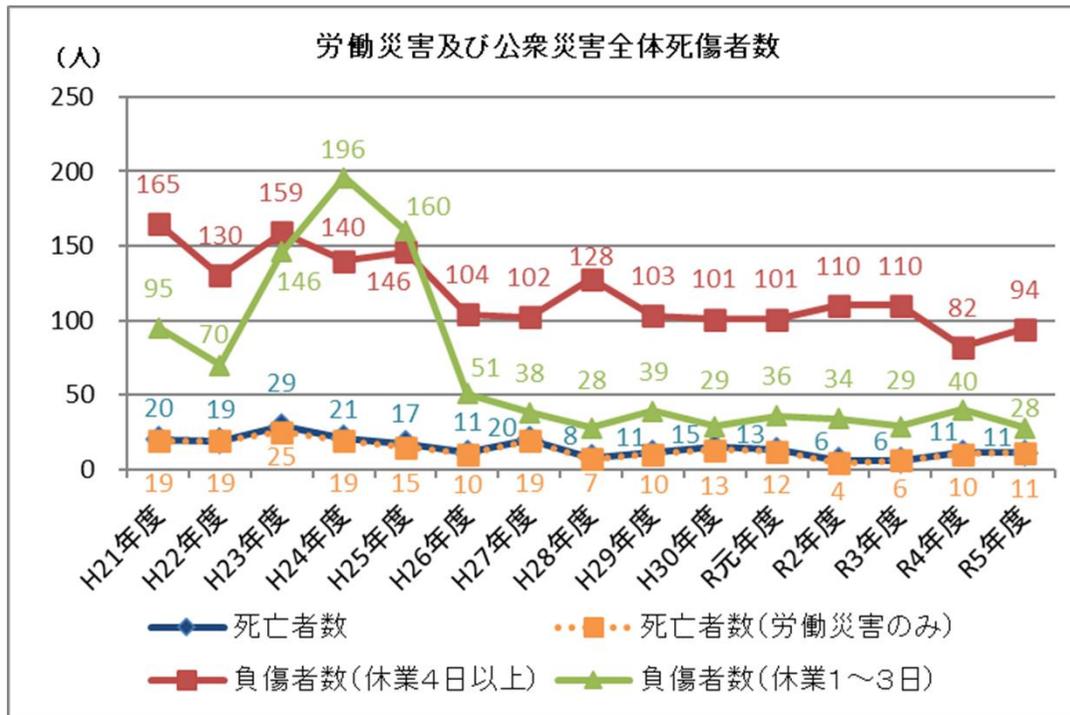
※資料：厚生労働省 労働災害統計より

直轄工事における事故発生状況①（平成21年度～令和5年度）

工事事務発生件数(労働災害及び公衆災害) 平成21年度～令和5年度



死傷者数(労働災害及び公衆災害) 平成21年度～令和5年度

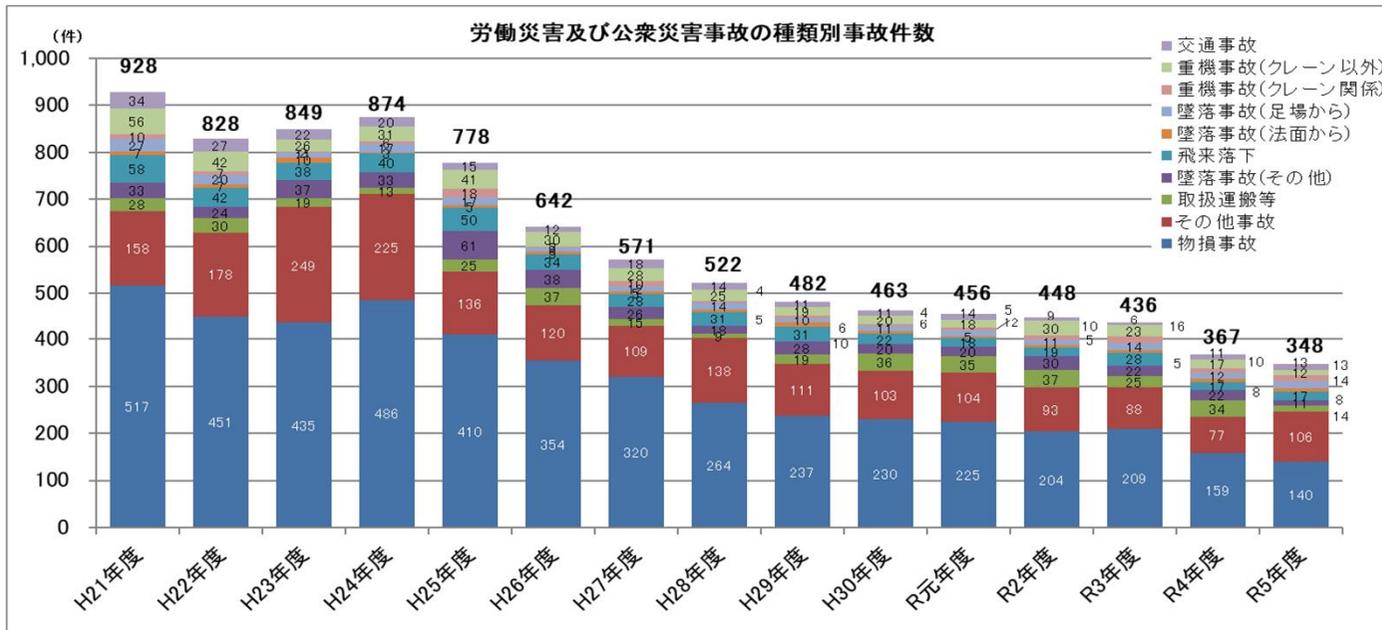


令和5年度の事故発生状況

- 労働災害及び公衆災害による事故発生件数は348件であり、数年間連続で減少傾向にある。
- 労働災害の事故発生件数は201件であり、昨年度より7件増加した。
- 公衆災害(物損)の事故発生件数は140件であり、昨年度より19件減少した。
- 労働災害及び公衆災害による死亡者数は11人であり、昨年度より増減はない。
- 負傷者数(休業4日以上)は94人であり、昨年度より12人増加している。
- 負傷者数(休業1~3日)は28人であり、昨年度より12人減少している。

直轄工事における事故発生状況②（平成21年度～令和5年度）

事故発生件数 平成21年度～令和5年度



【事故発生件数 前年度との比較】

【重機事故】

○ クレーン以外は17件から12件に減少し、クレーン関係は10件から13件と増加した。

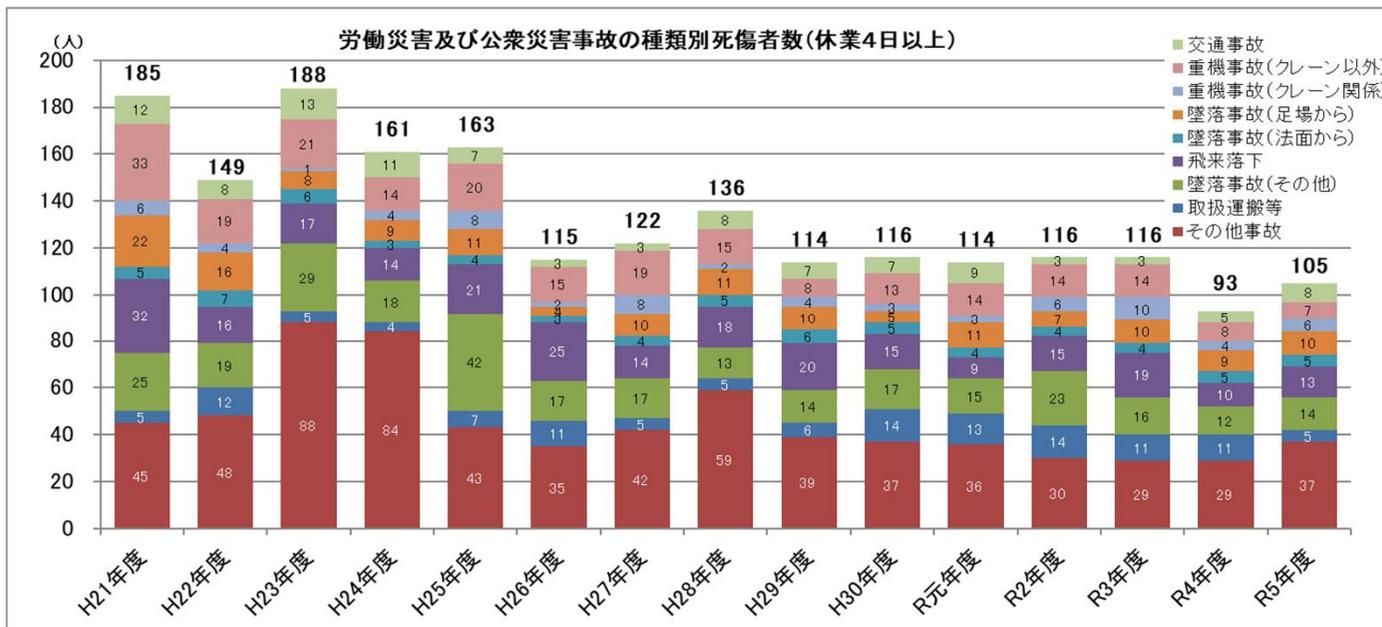
【墜落事故】

○ 足場からの墜落は、12件から14件に増加し、法面からの墜落は8件と前年度と増減はない。

【飛来落下】

○ 17件と昨年度より増減はない。

死傷者数(休業4日以上) 平成21年度～令和5年度



【死傷者数(休業4日以上) 前年度との比較】

【重機事故】

○ クレーン以外は8人から7人に減少し、クレーン関係は4人から6人と増加した。

【墜落事故】

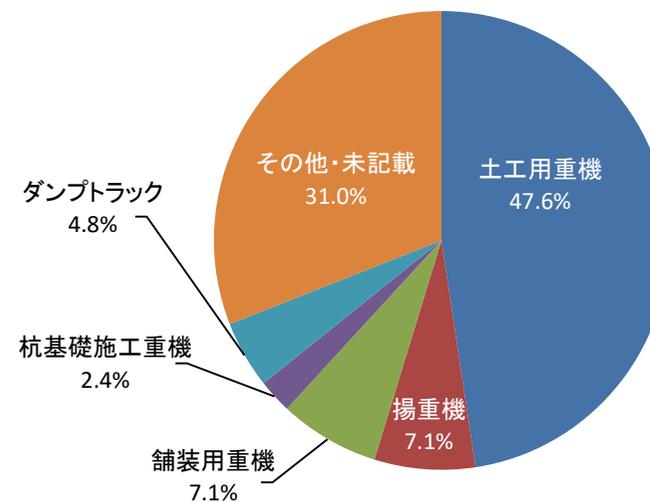
○ 足場・法面ともに昨年度と同程度となった。

【飛来落下】

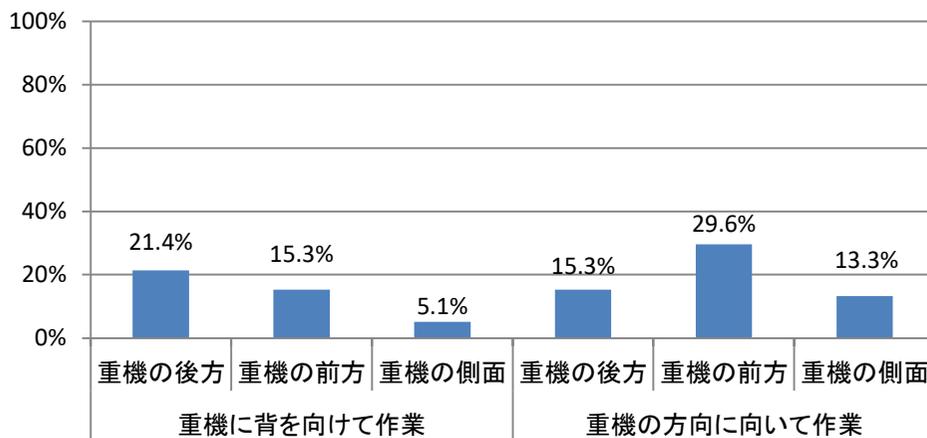
○ 昨年度は減少傾向であったが、10人から13人となり、今年度は増加した。

重機事故のデータ分析①(平成30年度～令和4年度SASデータより)

重機名称	事故件数 (件)	割合 (%)
土工用重機	20	47.6%
揚重機	3	7.1%
舗装用重機	3	7.1%
杭基礎施工重機	1	2.4%
ダンプトラック	2	4.8%
その他・未記載	13	31.0%
計	42	100.0%



重機の種類別事故発生状況(令和4年度)



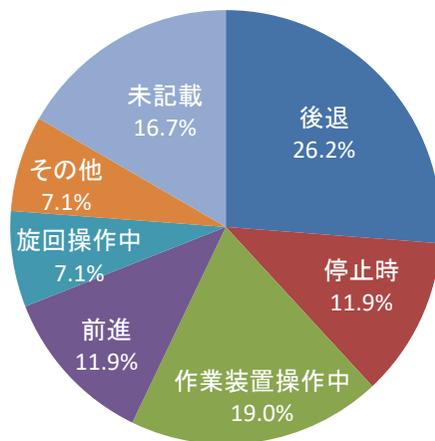
被災者と重機の位置関係(平成30年度～令和4年度)

[重機事故の内訳]

- 重機事故の内訳として、土工用重機（バックホウ等）による事故の割合が47.6%と最も多い。（令和4年度）
- 被災者と重機の位置関係では、「重機の前方」と「重機の後方」での事故が多く、重機の誘導や合図確認が確実に行われていないことが原因と考えられる。

重機事故のデータ分析②(平成30年度～令和4年度SASデータより)

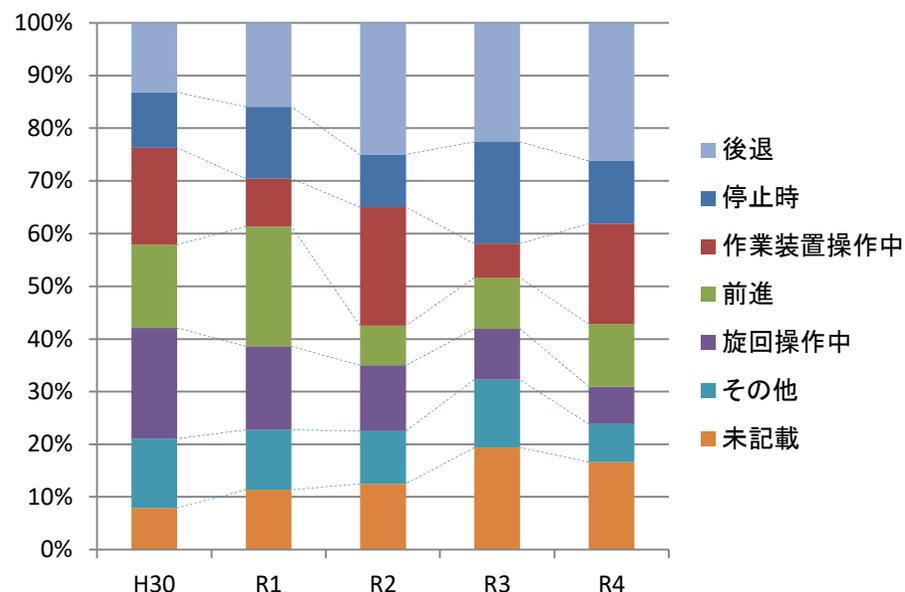
動作状況	事故件数 (件)	割合 (%)
後退	11	26.2%
停止時	5	11.9%
作業装置操作中	8	19.0%
前進	5	11.9%
旋回操作中	3	7.1%
その他	3	7.1%
未記載	7	16.7%
計	42	100.0%



[事故発生時の重機の動作状況]

- 重機の動作状況別の事故件数において、「旋回操作中」の事故に比べて「後退」や「作業装置操作中」の事故発生比率が大きく、過去5年間の推移においても増加傾向にある。
- 作業装置操作中に発生した災害については、重機稼働中の人払いが徹底されていないことが原因と考えられる。

重機の動作状況別事故発生状況(令和4年度)



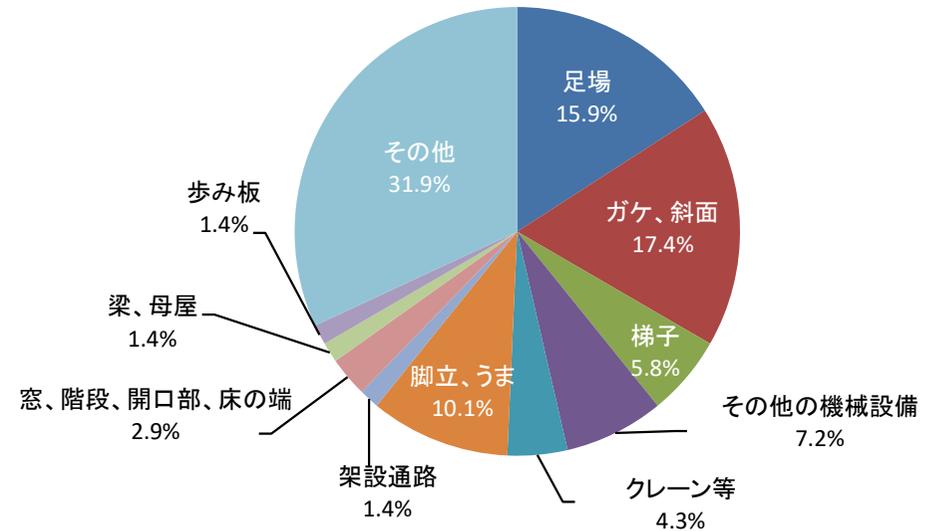
重機の動作状況別事故発生状況
(平成30年度～令和4年度)

[重機事故の対策]

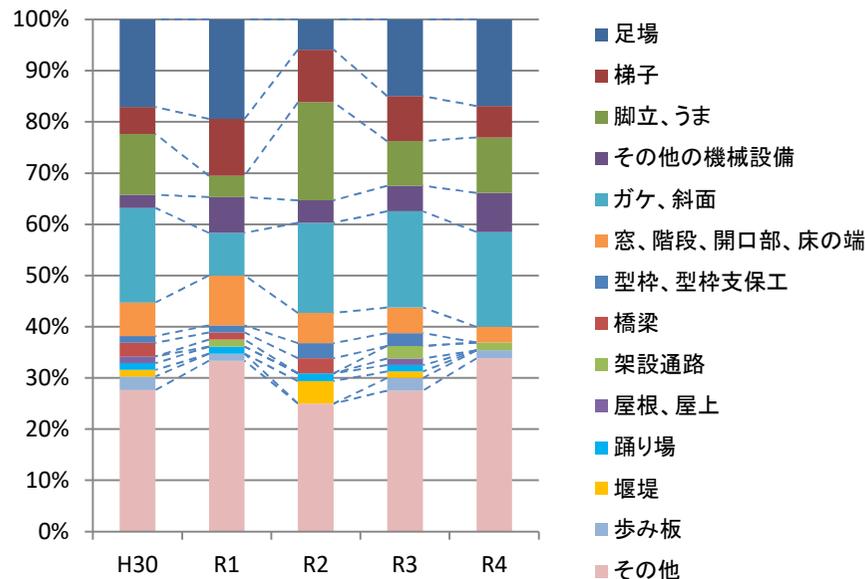
- 重機作業エリアの立入禁止措置を講じること。
- 重機の付近で作業員による作業が必要となる場合は、事前に合図方法を定め、合図者を配置する。
- 重機が移動する際は誘導者の配置を徹底し、重機運転者から見えやすい位置で明確な誘導を行う。
- 重機の運転者ではない作業員を重機の運転席に乗せ、死角の確認などの危険体験教育を実施することも有効である。
- 「安全の見える・聞こえる化」の推進として、作業員への注意喚起やICT技術による接触防止システムの普及推進も重要である。

墜落事故のデータ分析①(平成30年度～令和4年度SASデータより)

場所	事故件数 (件)	割合 (%)
足場	11	15.9%
ガケ、斜面	12	17.4%
梯子	4	5.8%
その他の機械設備	5	7.2%
クレーン等	3	4.3%
脚立、うま	7	10.1%
架設通路	1	1.4%
窓、階段、開口部、床の端	2	2.9%
梁、母屋	1	1.4%
歩み板	1	1.4%
その他	22	31.9%
計	69	100.0%



墜落事故の場所別発生割合(令和4年度)



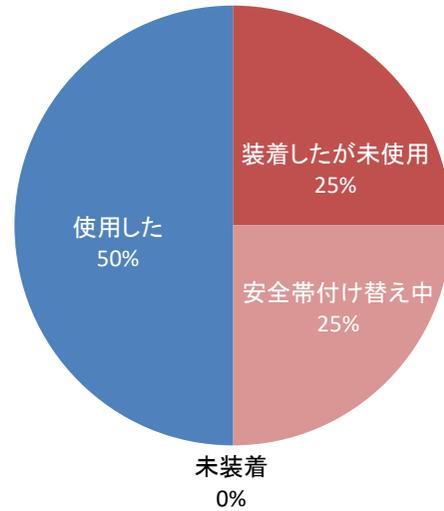
墜落事故の場所別事故件数の推移
(平成30年度～令和4年度)

[墜落事故の場所別発生割合の内訳]

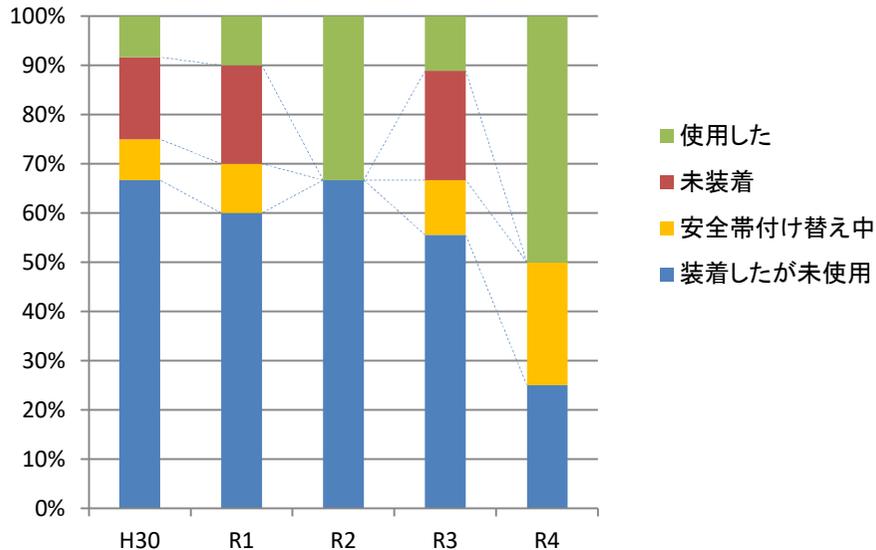
- 最も多いのは「**ガケ、斜面**」の**17.4%**であり、次に「**脚立、うま**」、「**足場**」の順番が多い。(R4年度)
- 過去5年間の推移をみると、令和2年度で割合が減少していた「**足場**」からの墜落が今年度では令和3年度に引き続き増加傾向にある。

墜落事故のデータ分析②(平成30年度～令和4年度SASデータより)

安全帯 使用状況	使用の有無	事故件数 (件)	割合 (%)
装着したが未使用	無	2	25.0%
フック付替中		2	25.0%
未装着		0	0.0%
使用した		4	50.0%
計		8	100.0%



保護具使用状況別事故件数(令和4年度)



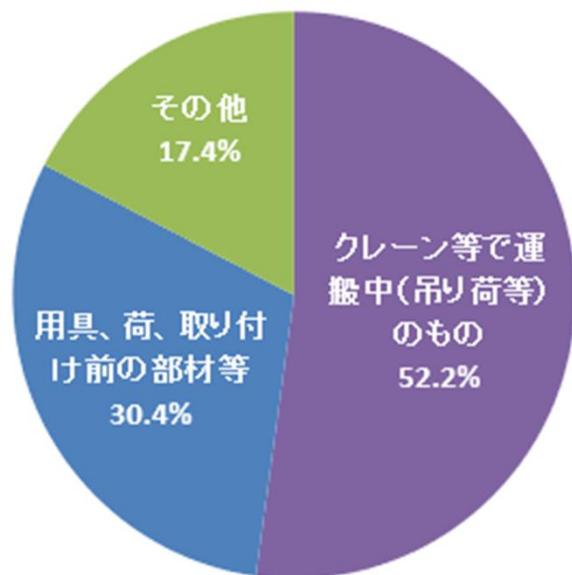
保護具使用状況別事故件数の推移
(平成30年度～令和4年度)

[事故発生時の保護具使用状況]

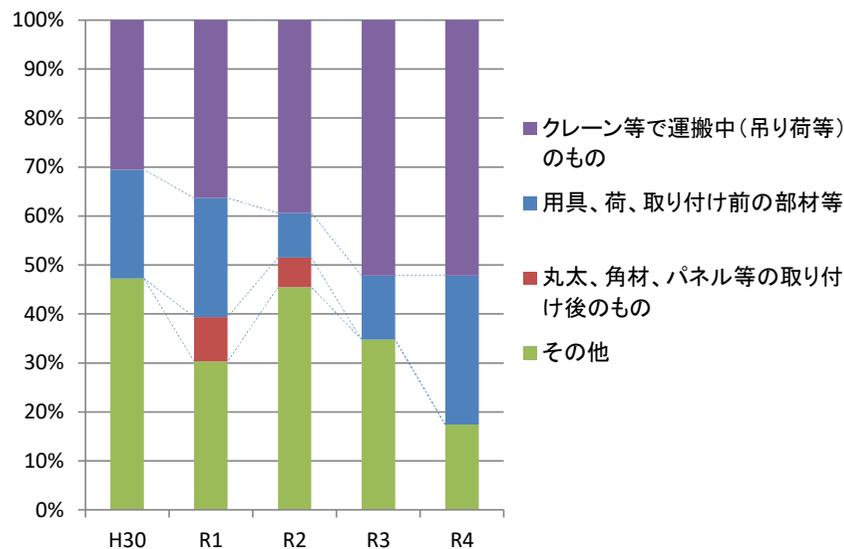
- 「足場から」の墜落事故における保護具使用状況は、「装着したが未使用」と「安全帯付け替え中」の2つを含む、**装着していたが適切に使用することができなかったケースが50%**であり、未装着の事例はみられなかった。
- 過去5年間の推移では、**安全帯を使用していたが事故が発生した**ケースの割合が大きくなっている。例としてはフックを掛けた手すりが外れてしまい、手すりと一緒に転落した事例がみられた。

[墜落事故の対策]

- 高さ2m以上の作業床を設けることができない箇所で作業を行う場合は、**安全帯の取付設備を適切な場所に設け、その設置場所および使用方法を関係者に周知**する。
- **5mを超える高さではフルハーネス型を使用**する。5m以下では条件に適合する胴ベルト型を使用することができる。(フルハーネス型は特別教育の受講が必要)
- フック掛け替え時は、**2丁掛け**を徹底すること。
- 可搬式作業台で1.5mを超えるものは、**手かかり棒、作業床周りに感知バー**のあるものを使用する。



事故種類別の事故発生割合(令和4年度)


 事故種類別の事故発生割合の推移
(平成30年度～令和4年度)

[飛来・落下事故の内訳]

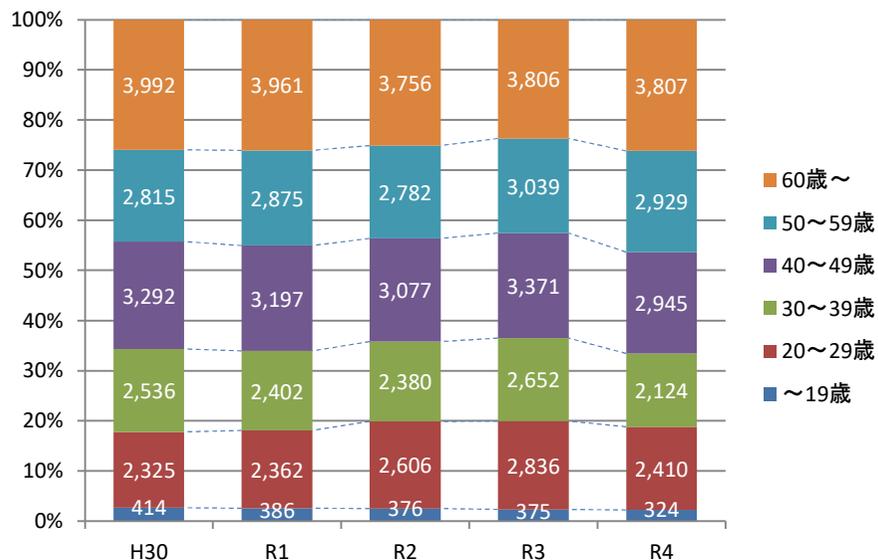
- 最も多いのは、「クレーン等で運搬中(吊り荷等)のもの」の52.2%であり、続いて「用具、荷、取り付け前の部材等」となっている。
- 過去5年間の推移をみると、上記の2項目はともに増加傾向である事がわかる。
- 共通している原因として、「吊り荷の下に入る」、「上下作業を行っている」、「作業手順を無視して近道行為を行っている」などがみられた。

[墜落事故の対策]

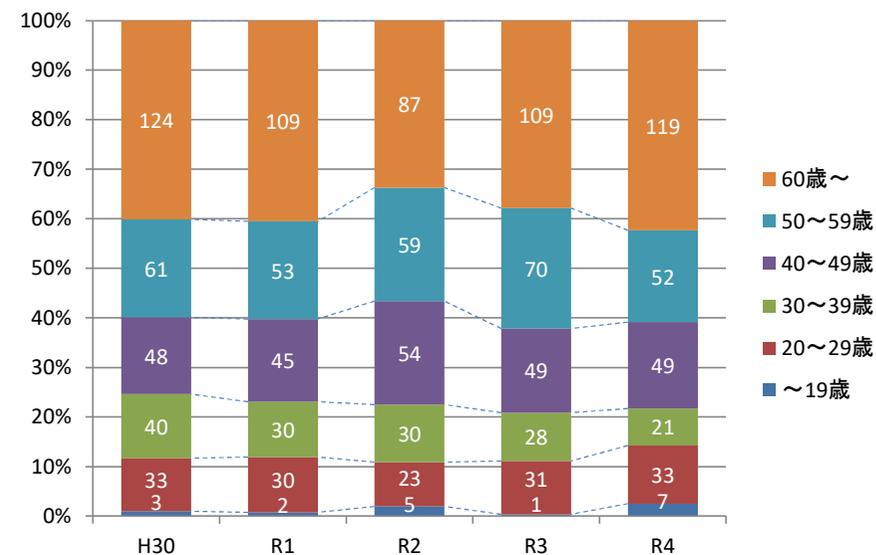
- 「吊荷の下に入らない」「上下作業禁止」「作業手順の遵守」という基本的な安全対策を強化することが必要である。
- 材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ10cm以上の幅木を設置し、落下を防止する。
- 作業の性質上、やむを得ず上下作業を行う場合は、作業間の合図・連絡調整を徹底させるとともに、部材等が落下しないように吊り袋など適切な用具を使用する。

年齢別の死傷者数の推移(平成30年～令和4年)

建設業における年齢階層別死傷者数の推移



建設業における年齢階層別死亡者数の推移

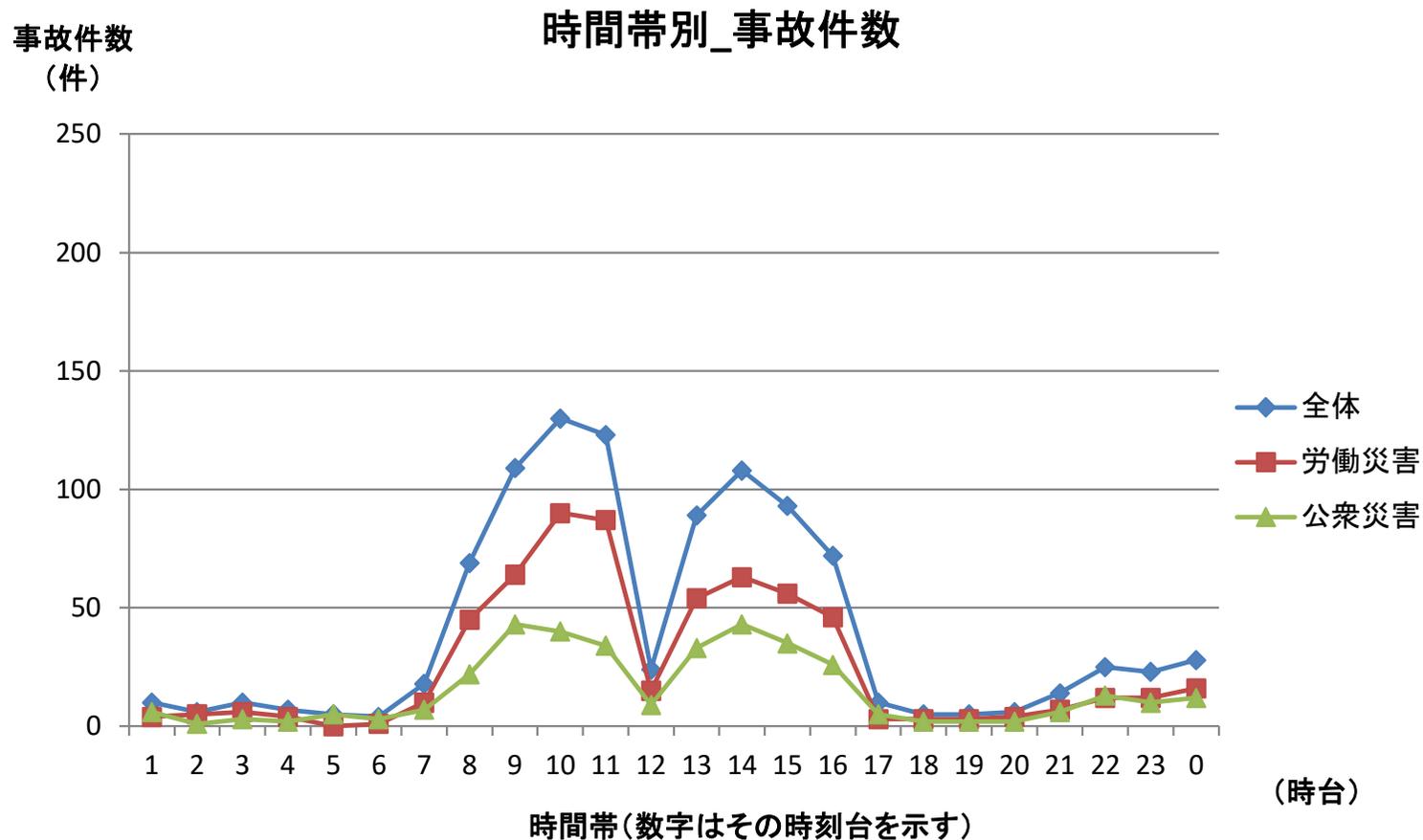


[出典:厚生労働省 労働災害統計「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況(平成30年～令和4年 確定値)]

- 過去5年間の年齢別の死傷者数及び死亡者数の推移は以下の通りである
- ・ **死傷者数が最も多いのは60歳以上**である。
 - ・ 死傷者数全体の推移としては、近年減少傾向を示している。
 - ・ **死亡者数も60歳以上が最多**となっており、その下も高い年齢層の死亡者が多くなっている。



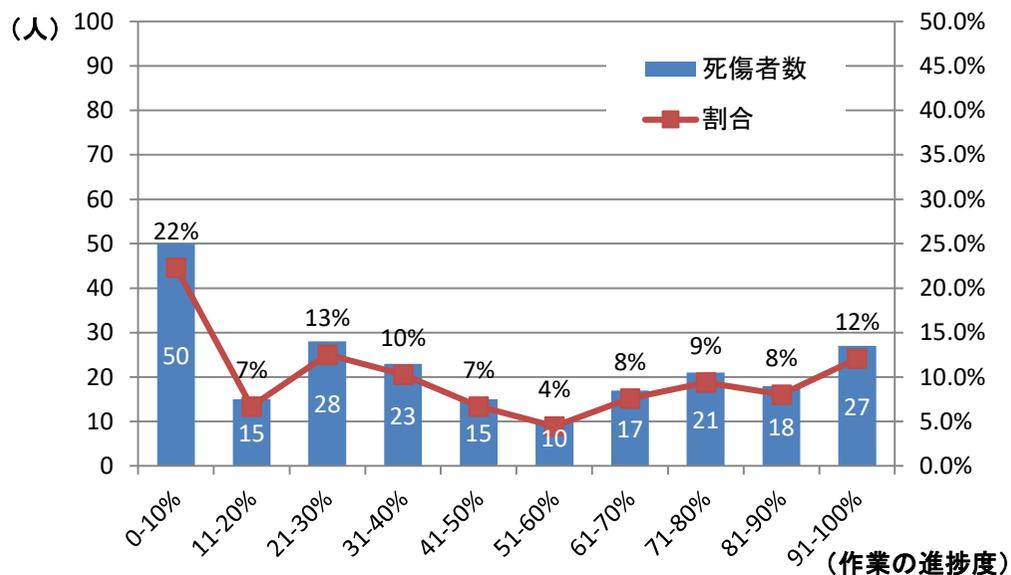
中高齢者の災害を防止するため、段差の解消や明示、通路の確保など**設備面の整備を進めること**や、**適切な人員配置を行うこと**が必要であると考えられる。



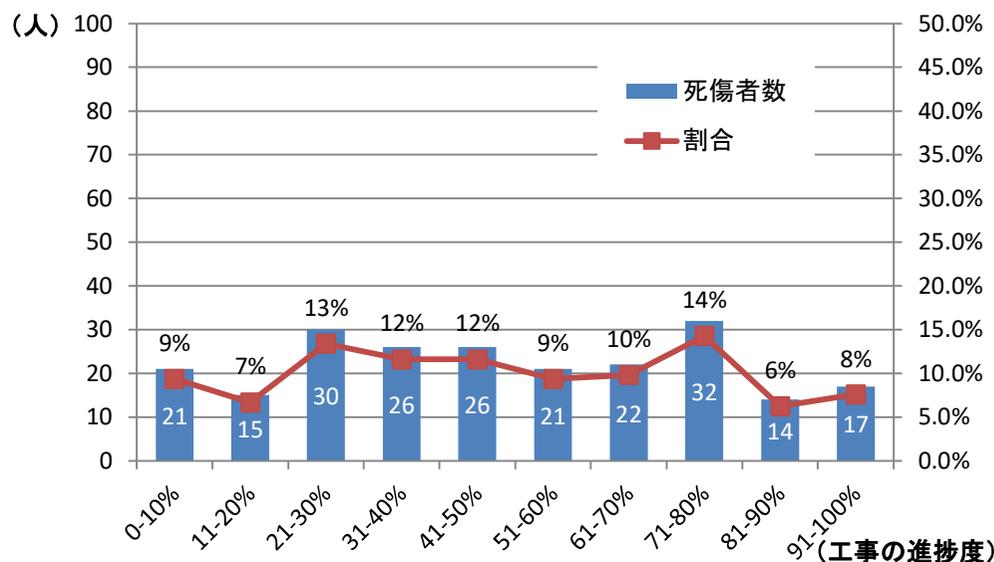
[時間帯別の傾向]

- 午前、特に10時～12時台に事故発生のパークが出現し、午後は14時台に多くなる。
- 上記の傾向は労働災害、公衆災害に共通している。
- 夜間作業では、21時以降から増加し、22時台に小さなパークが出現している。

作業進捗度別の事故データ分析(平成30年度～令和4年度SASデータより)



作業進捗度別の事故について
(平成30年度～令和4年度)



工事進捗度別の事故について
(平成30年度～令和4年度)

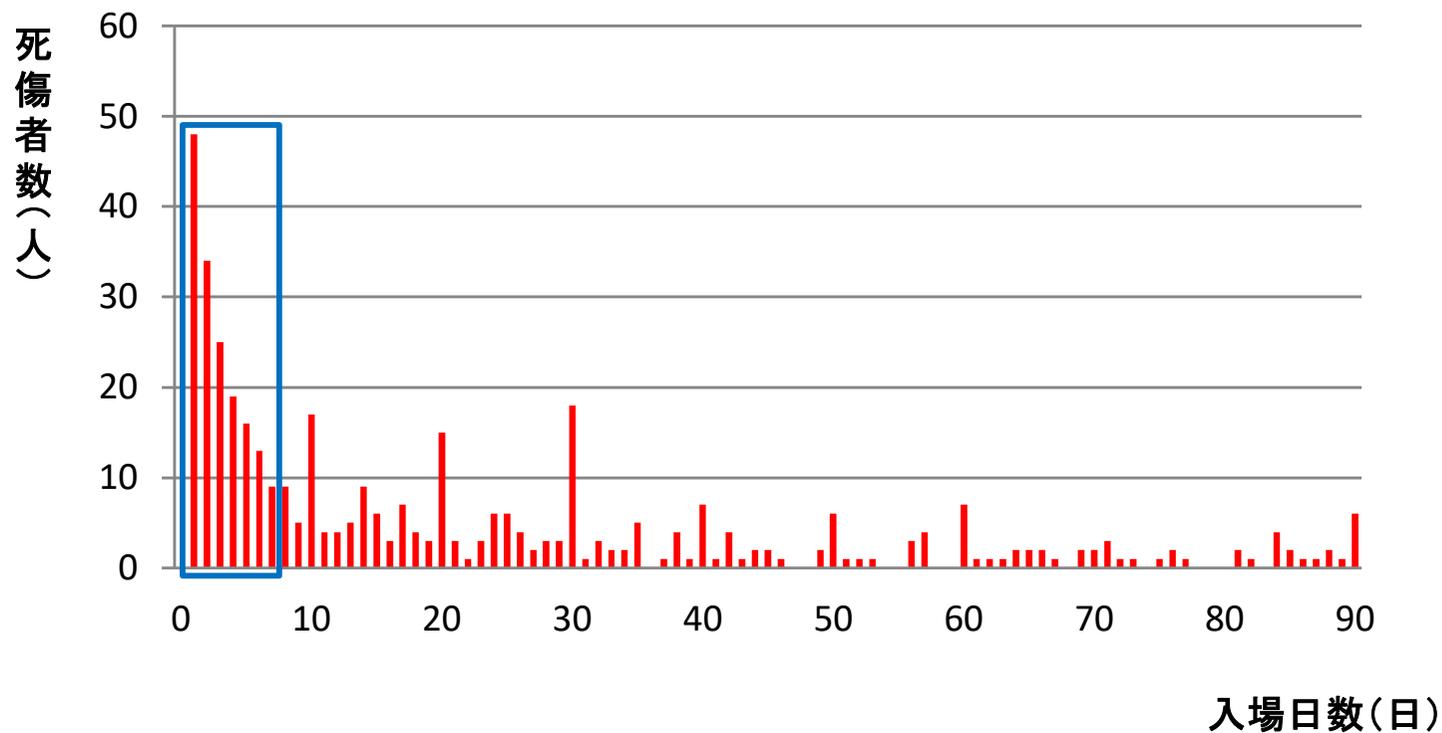
[作業・工事進捗度別の傾向]

【作業進捗度別事故件数】

- 作業初期段階(～10%)における事故件数が全体の22%を占めており、飛びぬけて多い。
- 作業の中盤(51-60%)にかけて件数は減少し、終期(91-100%)に向けて増加している傾向がある。

【工事の進捗度別事故件数】

- 際立った傾向はみられないが、工事の初期段階および終期段階の事故発生件数は少なくなっている。



入場日数別の事故について(平成30年度～令和4年度)

[入場日別の傾向]

- グラフ上に青枠で示す入場1週間までの期間で、全体の約30%の事故が発生している。
- 特に初日の事故発生件数が突出している。

2. 北陸地整管内の事故発生状況

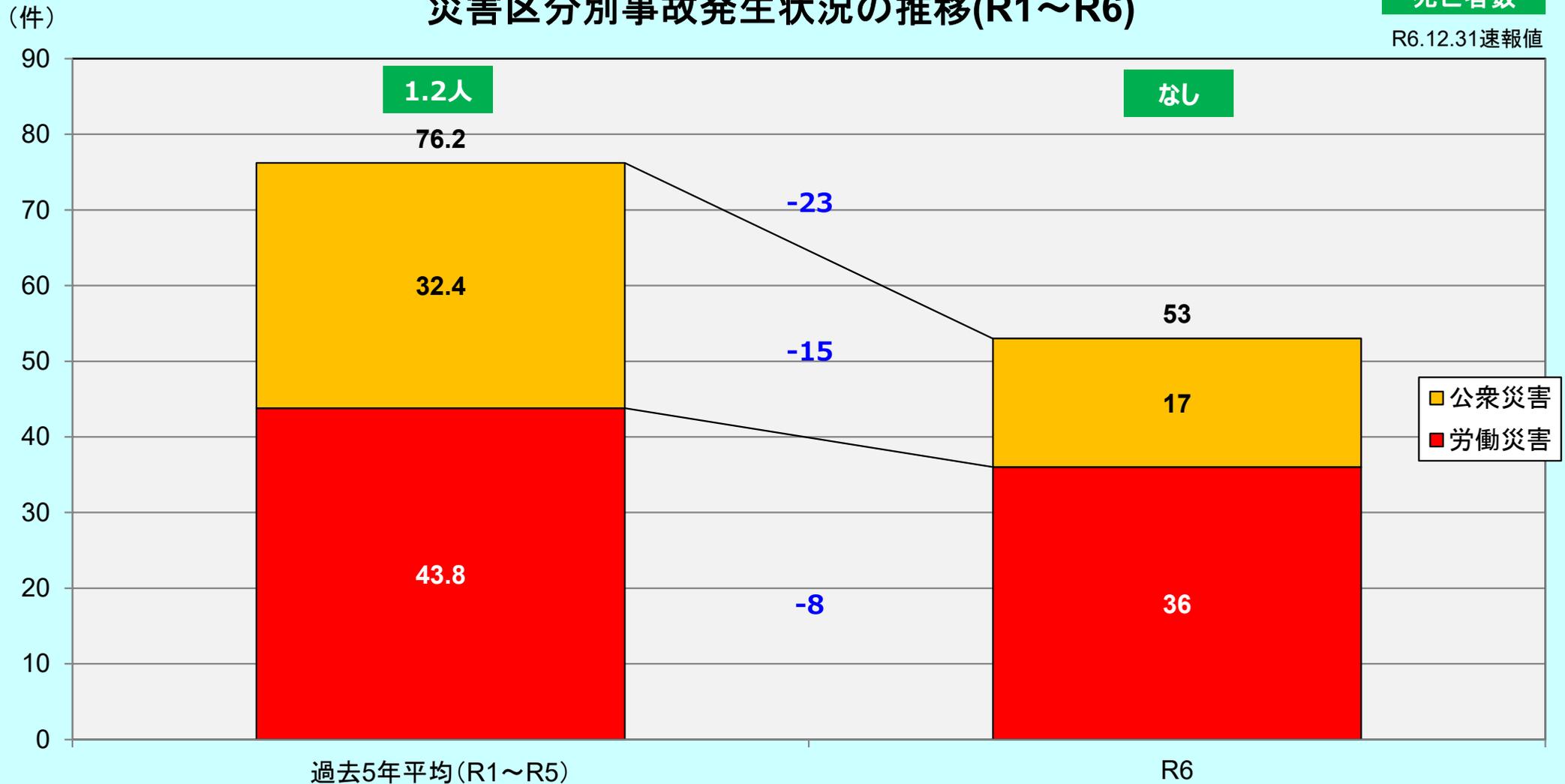
(令和6年1月～12月)

- R6の12月までの事故件数は53件で過去5年平均から23件減少。
- 労働災害が43.8件から36件と8件減少。
- 公衆災害が32.4件から17件と15件減少。

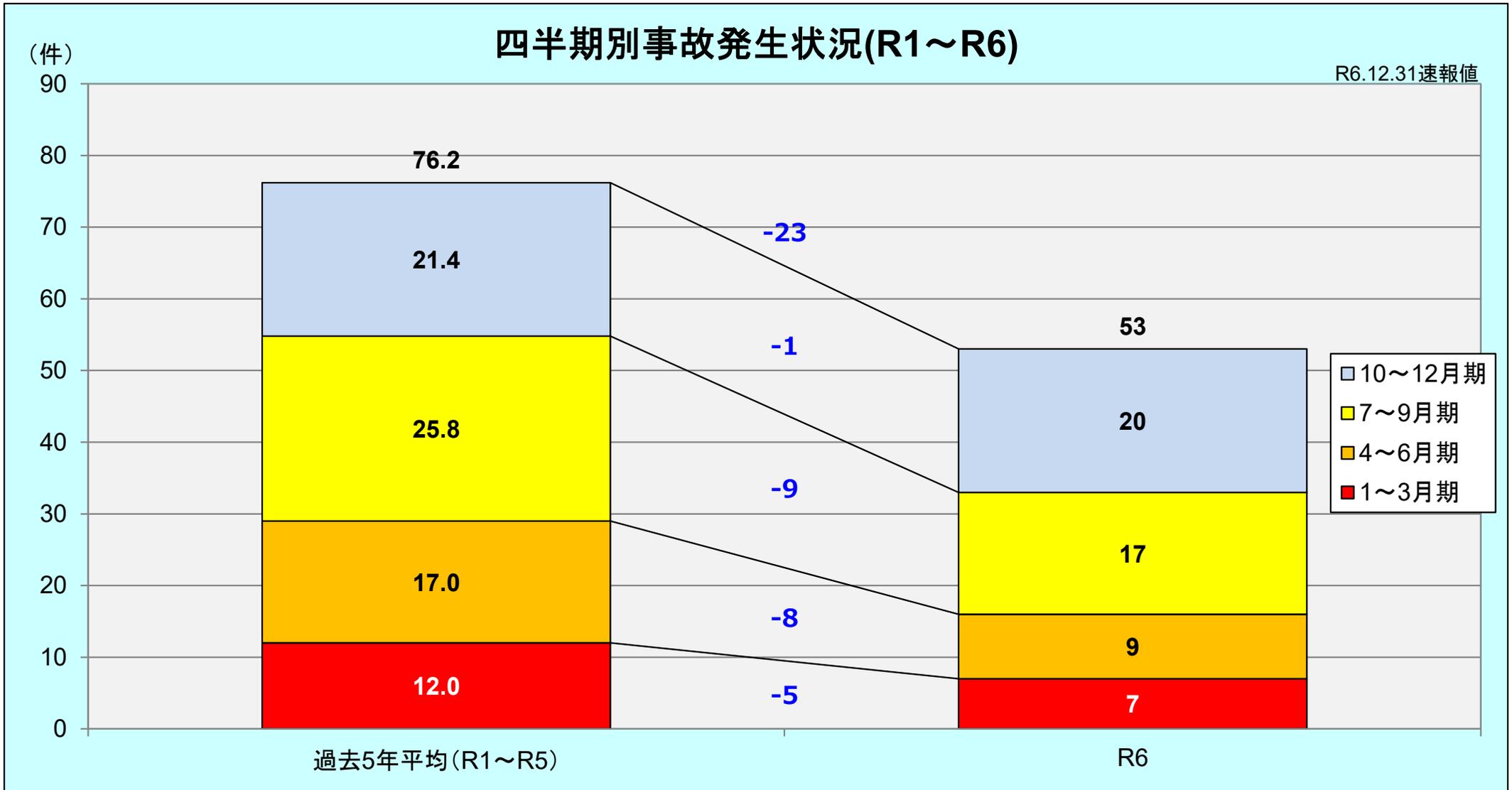
災害区分別事故発生状況の推移(R1～R6)

死亡者数

R6.12.31速報値

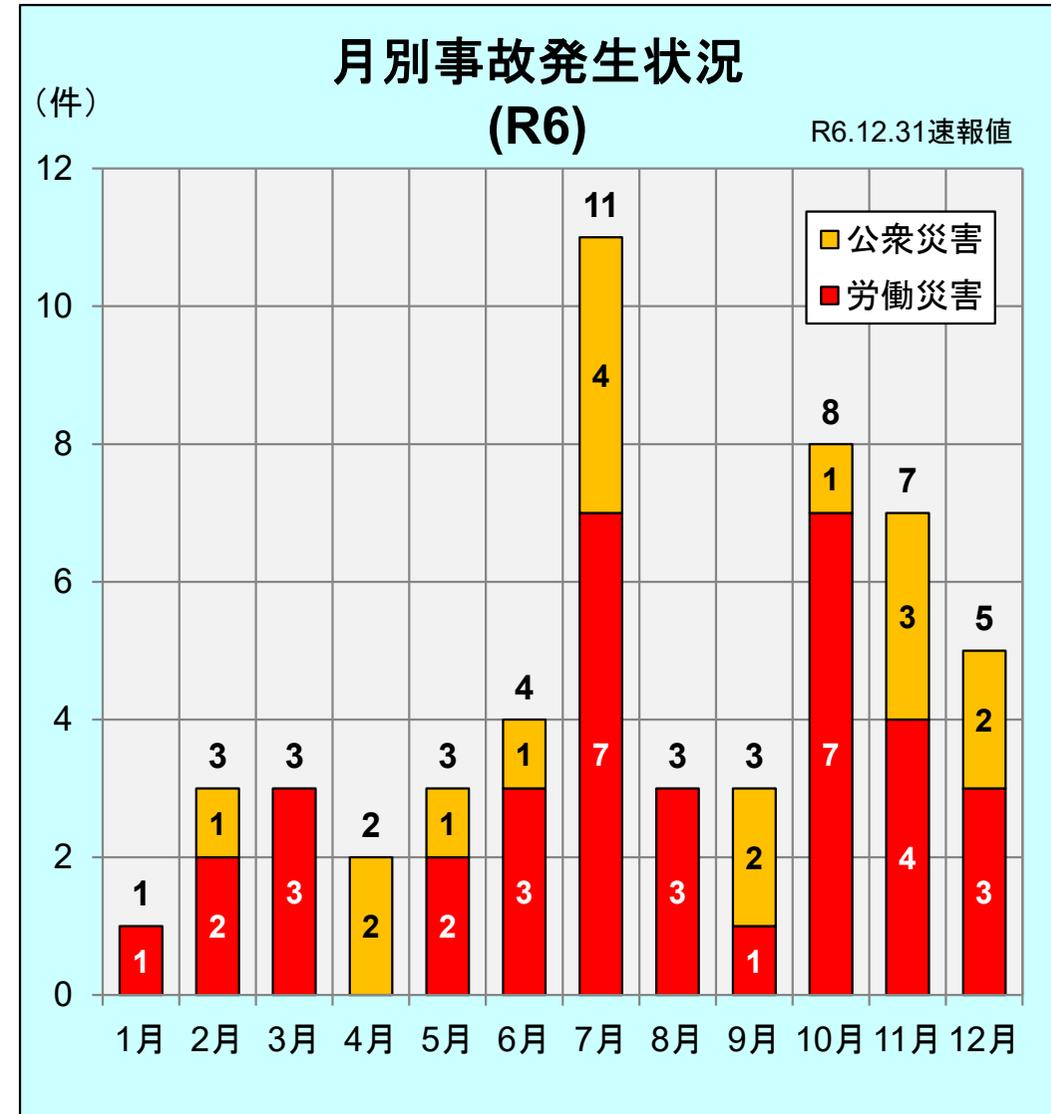
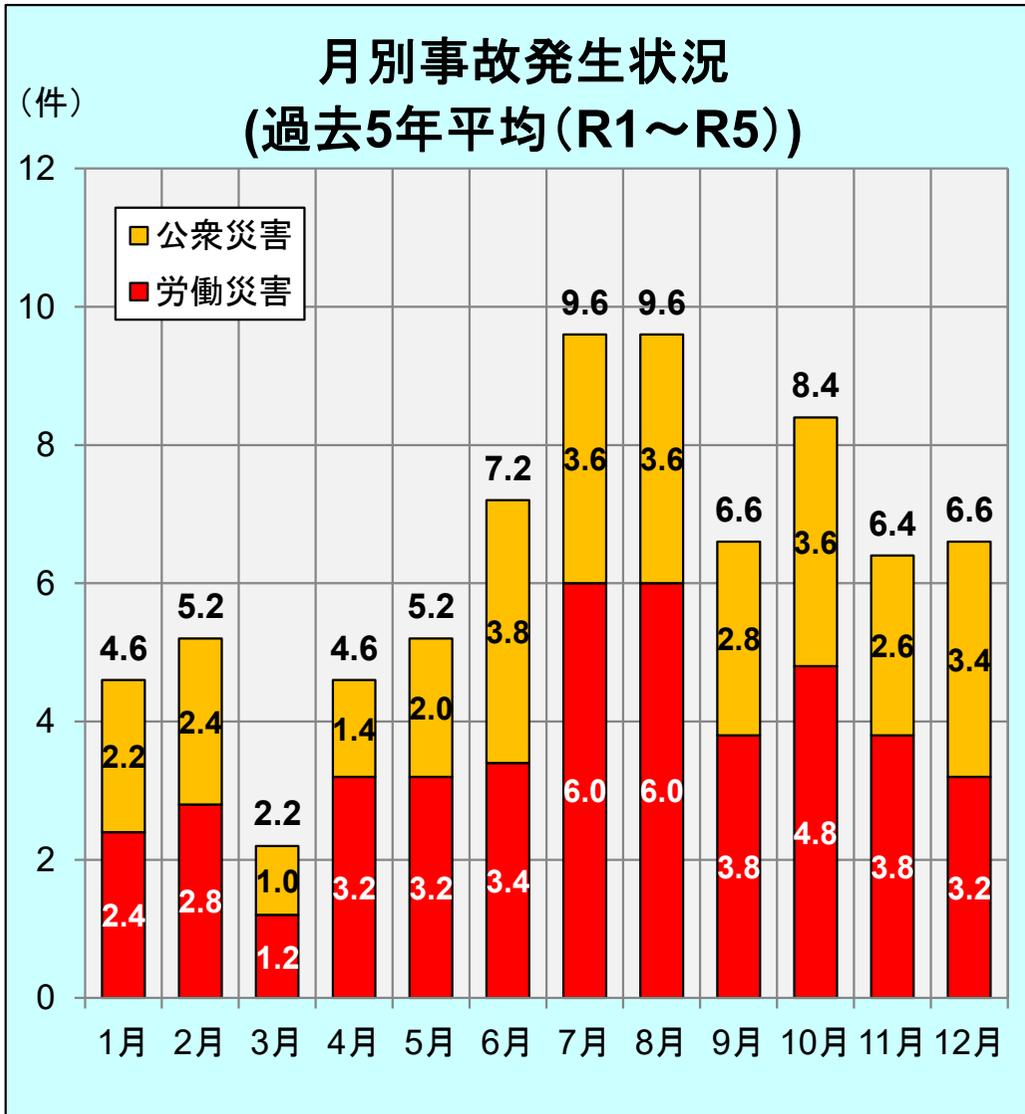


- 四半期別の事故件数は過去5年平均と比べ、全ての四半期で減少している。

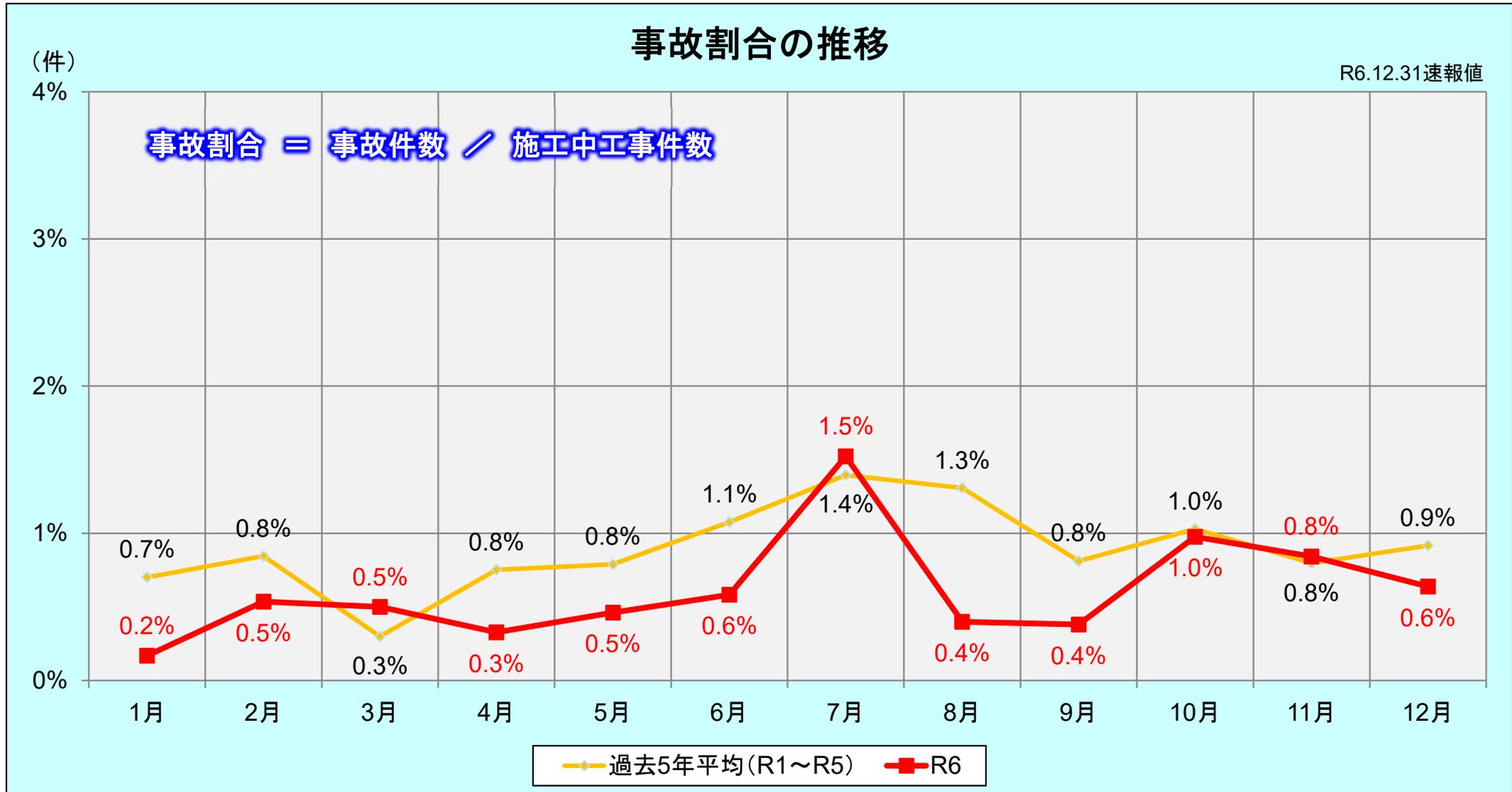


※数値は速報値であるため、今後変更となる場合があります。
※北陸地方整備局発注の直轄工事

- 月別の事故件数は、過去5年平均と比べ、3月、7月、11月が増加しているものの、それ以外の月は減少している。

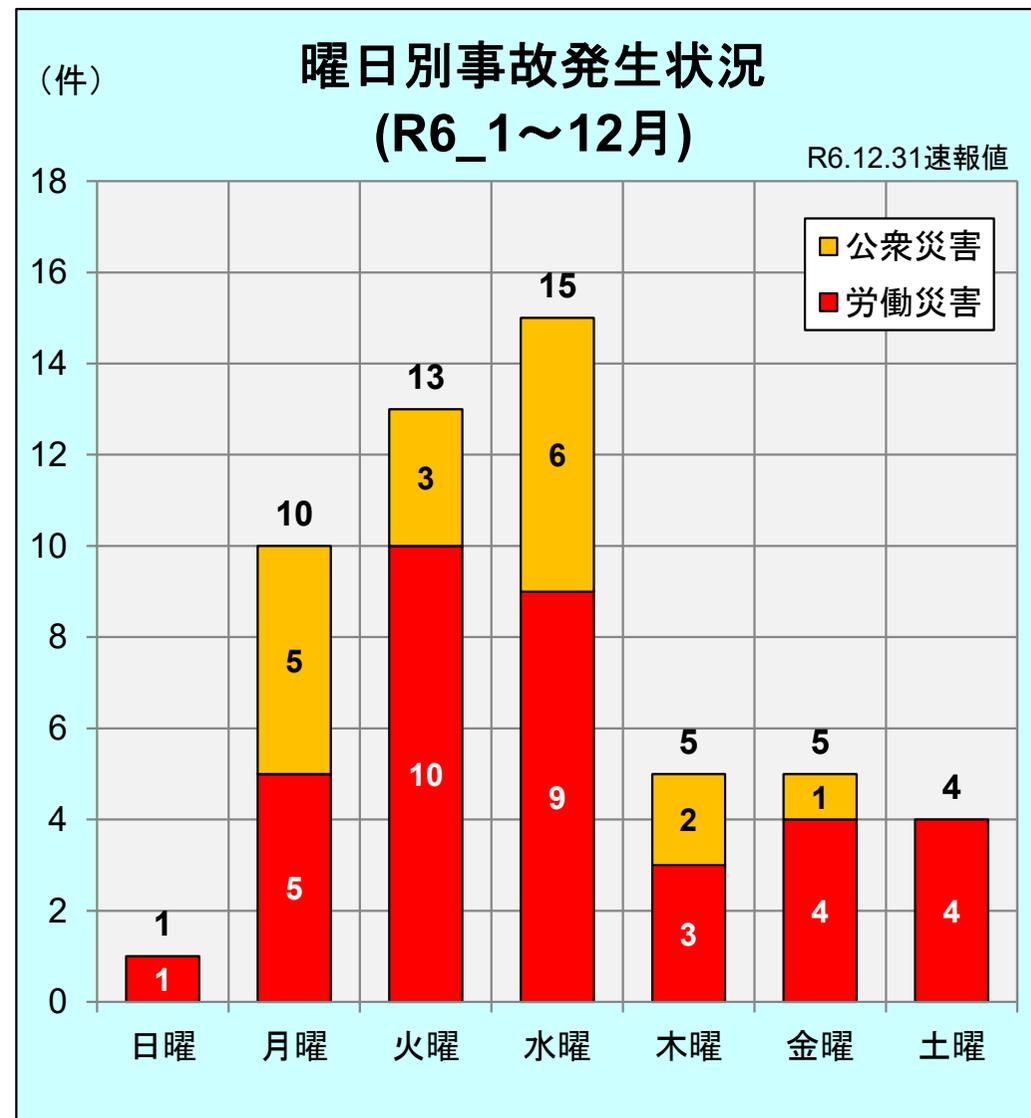
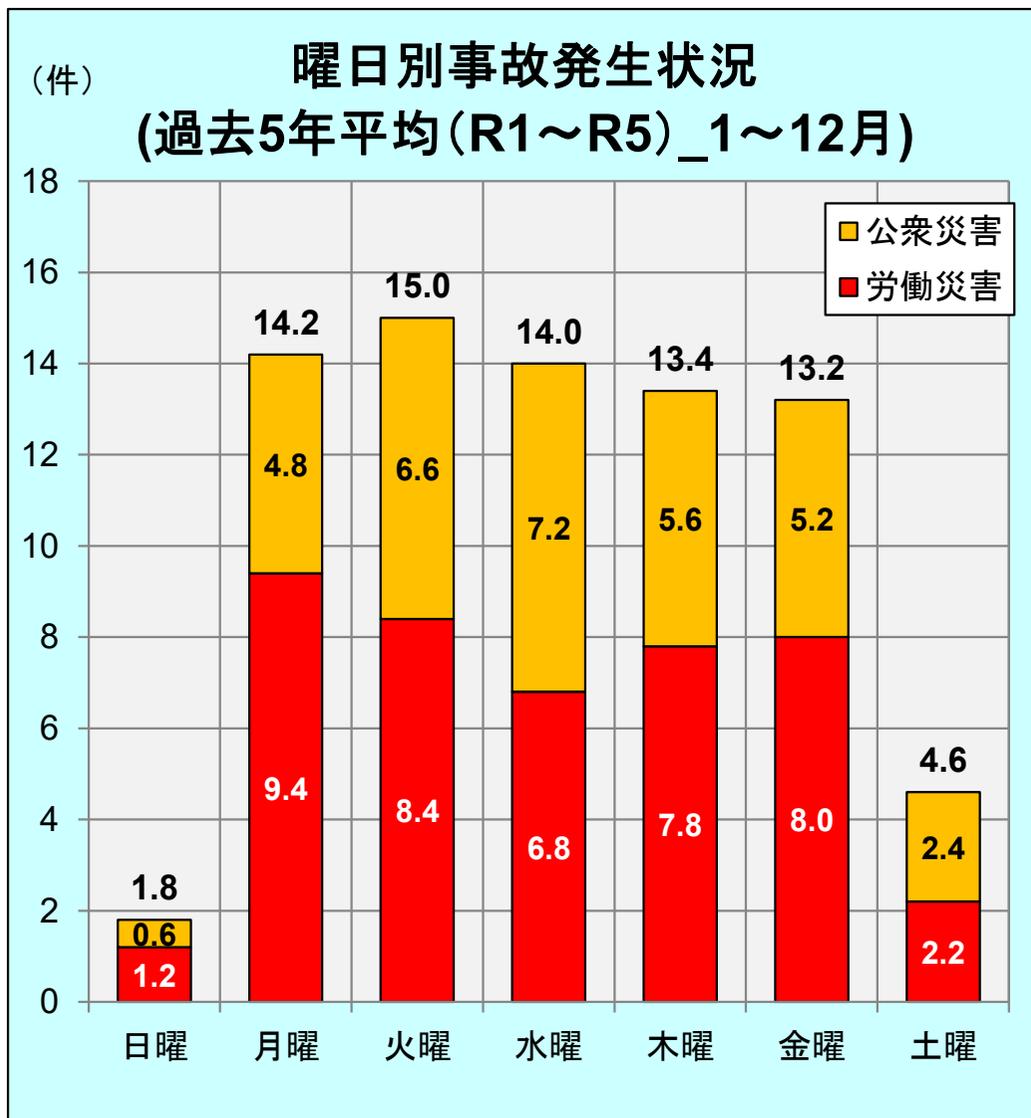


- 事故割合は過去5年平均と比べ3月、7月、11月が増加しているものの、それ以外の月は減少している。



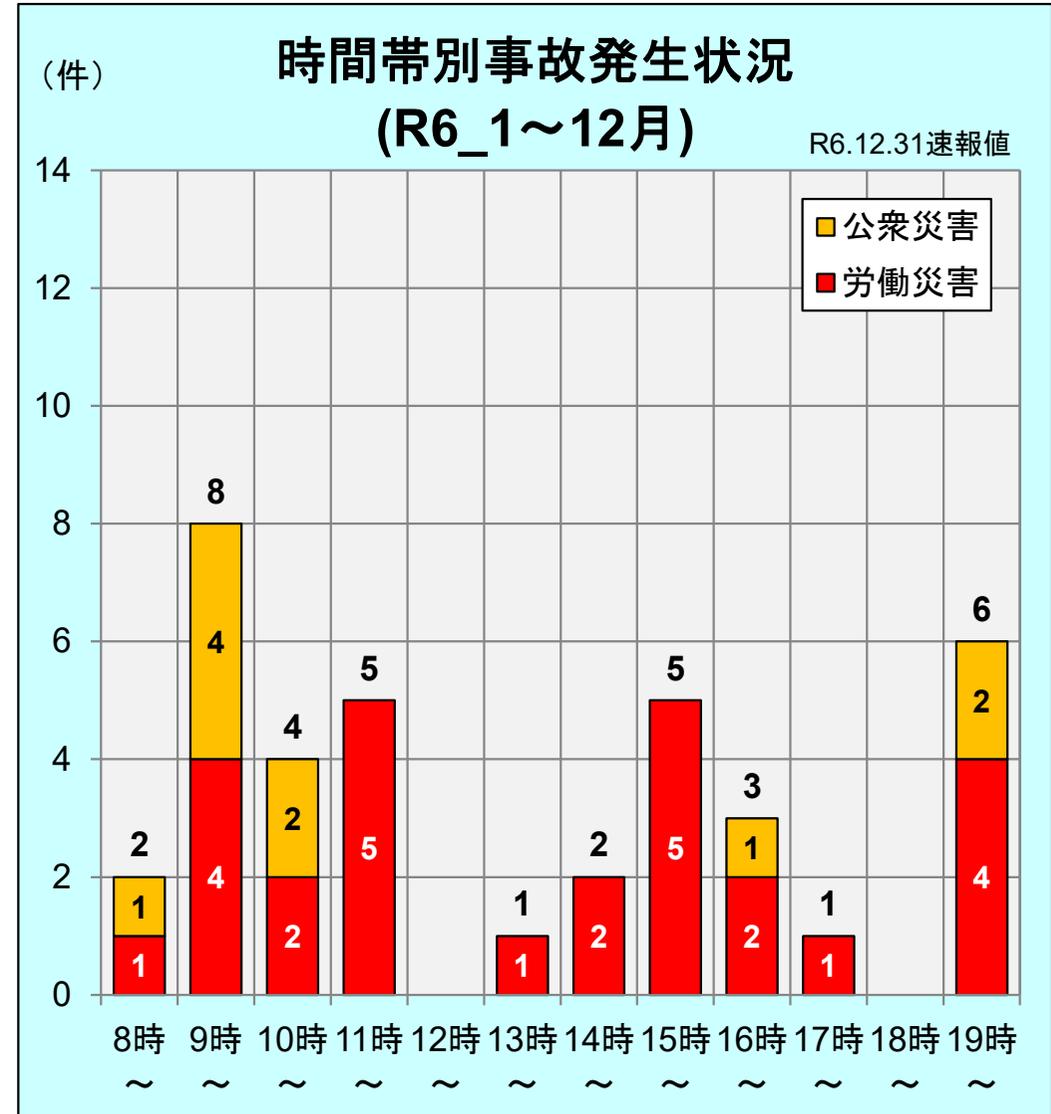
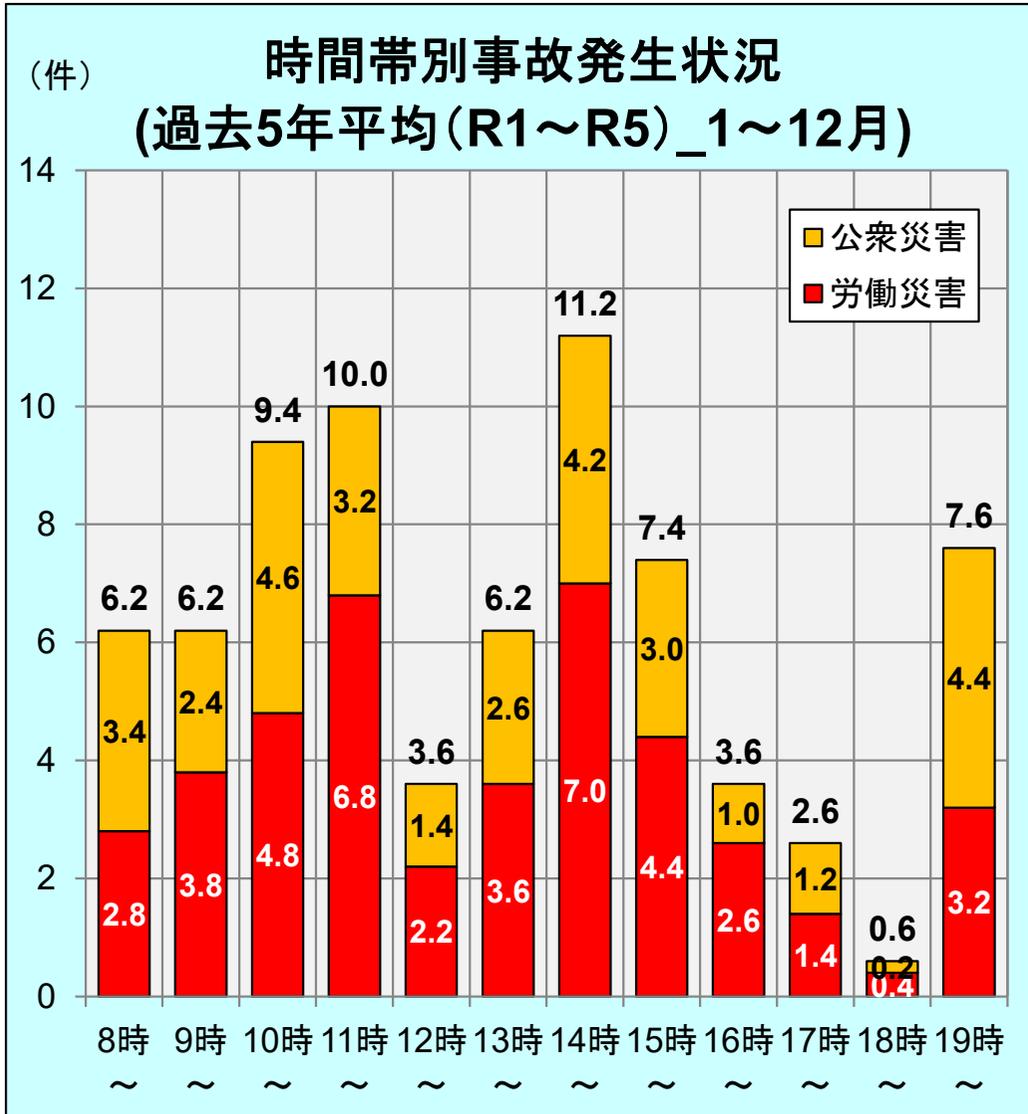
曜日別事故発生状況(1~12月)

- 曜日別のR6事故件数は水曜日が最も多く、次いで火曜日、月曜日が多い。
- 過去5年平均と比べると、水曜日が増えているが、他の曜日では減少している。



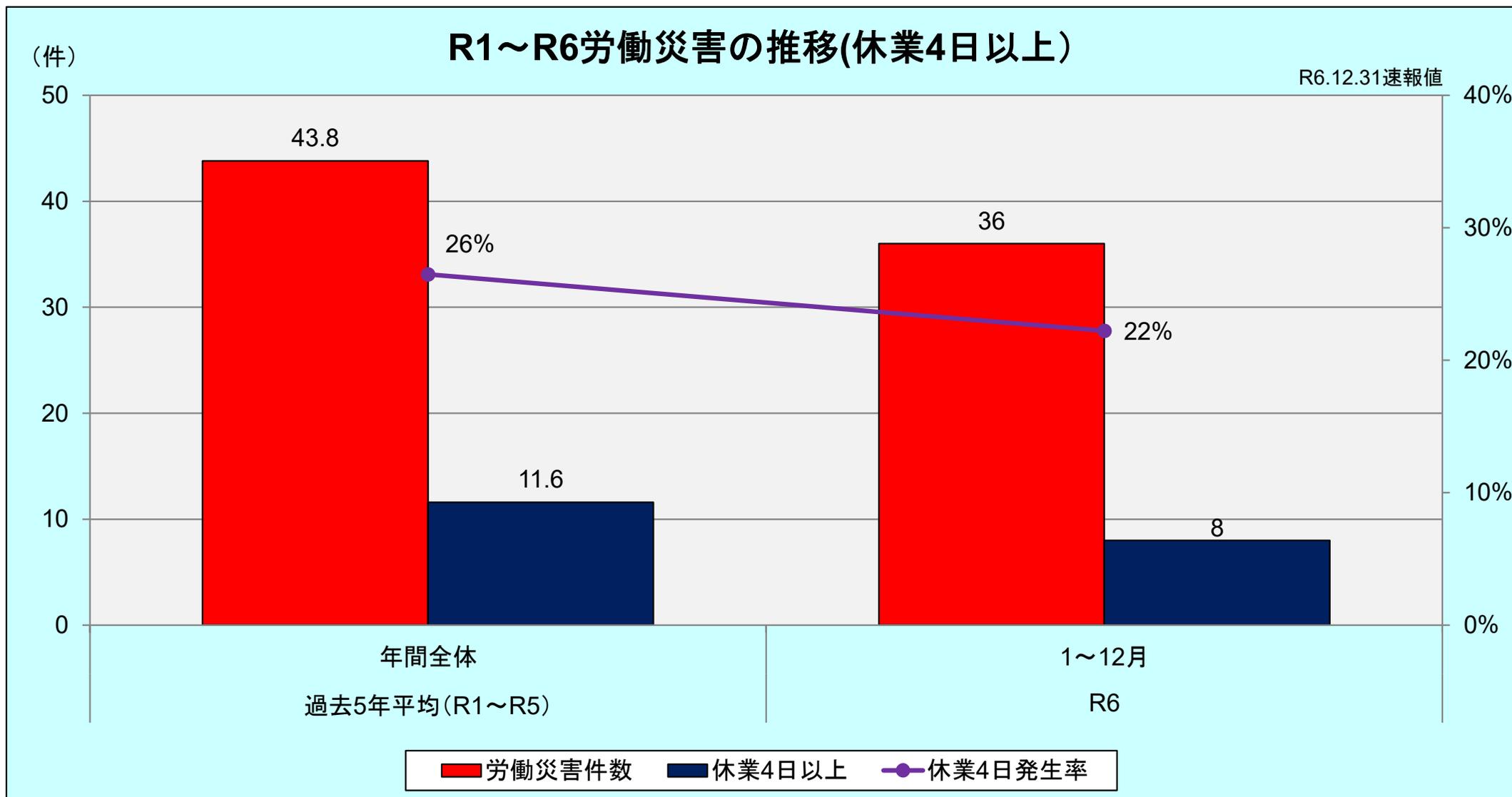
時間帯別事故発生状況(1~12月)

- 時間帯別のR6事故件数は9時台が最も多く、次いで19時以降、11時台、15時台が多い。
- 過去5年平均と比べると、9時台が増えているが、他の時間帯では減少している。

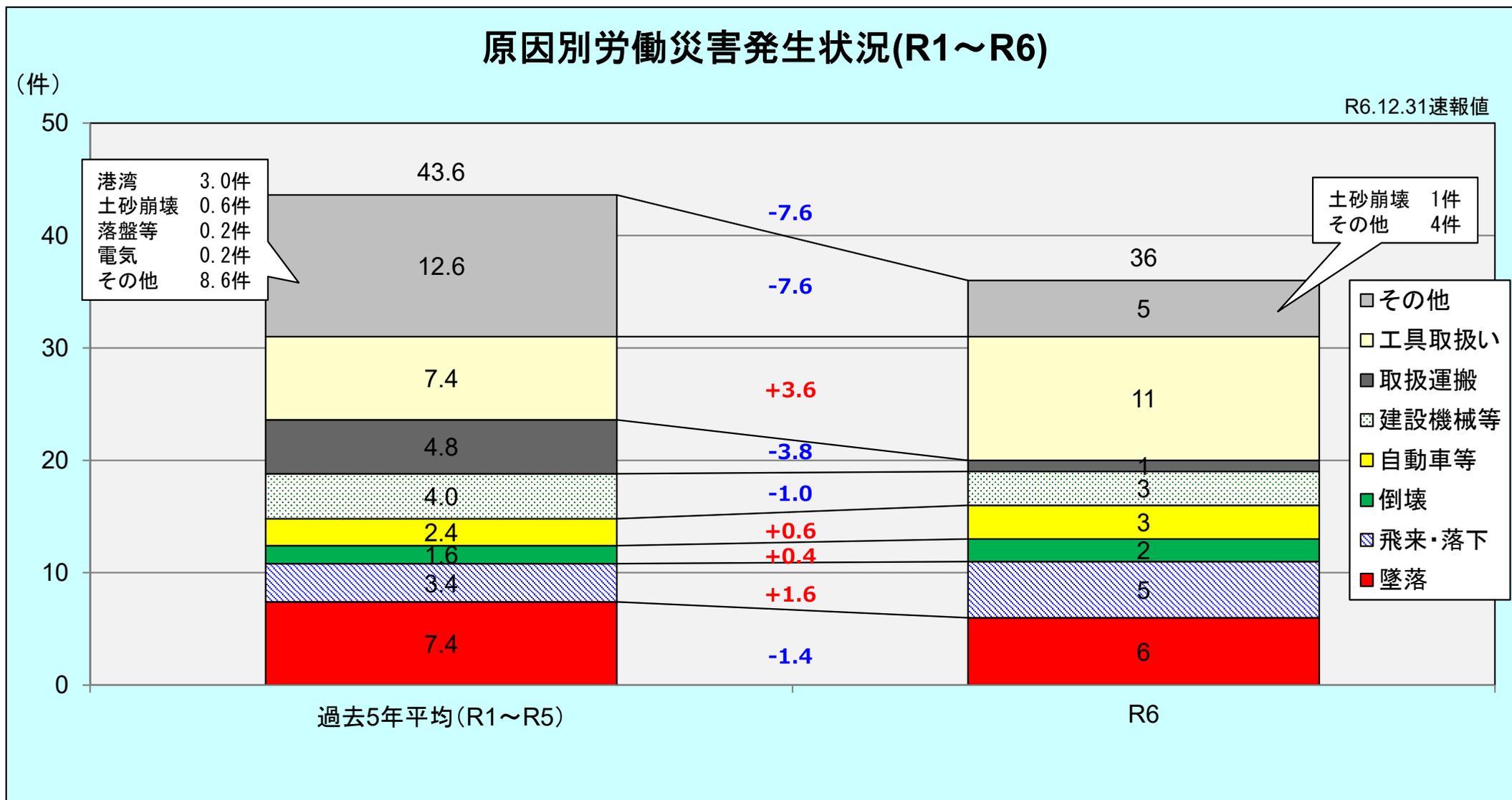


※時間不明16件

- R6の労働災害は36件のうち休業4日以上の重大事故は8件発生している。
- 過去5年平均と比べると重大事故の割合は26%から22%に減少している。



- R6の12月までの労働災害は36件で過去5年平均と比べ約8件減少。
- 労働災害の原因は、過去5年平均と比べると工具取扱い、飛来落下等が増加。

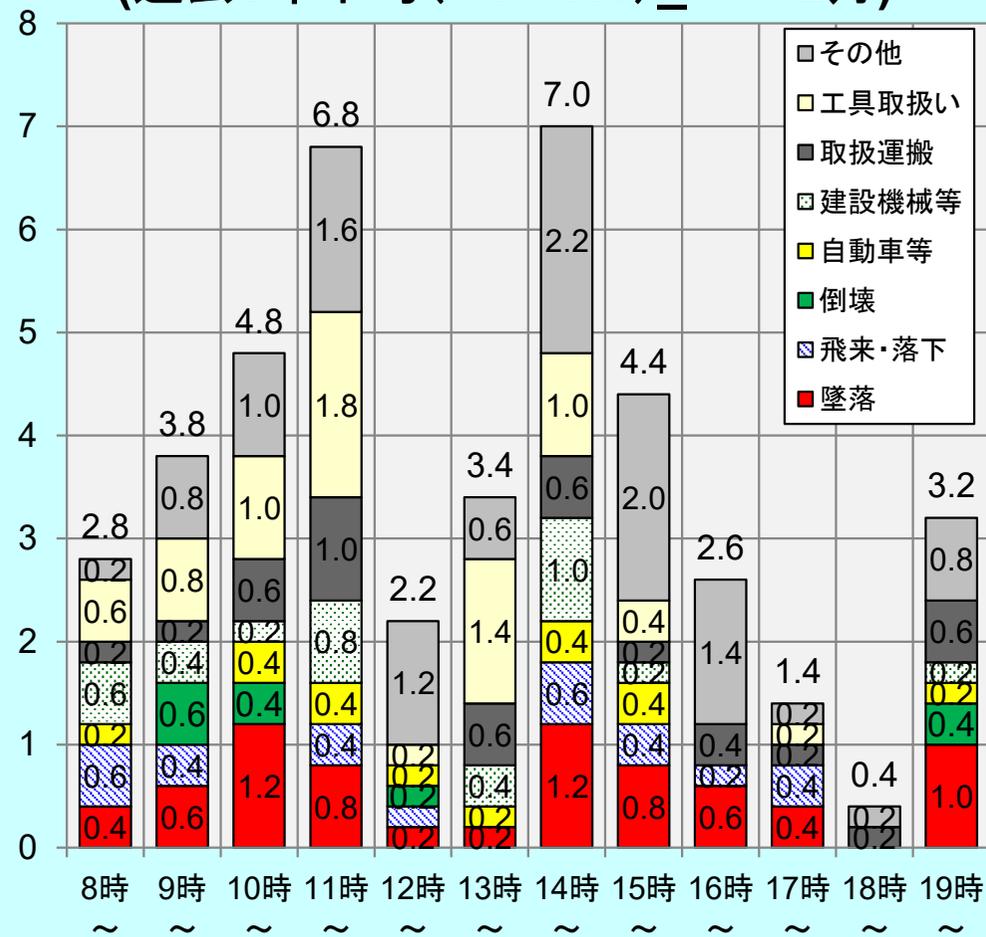


※その他: 土砂崩落・落盤・電気・爆発・港湾・その他事故等

労働災害の時間帯・原因別推移(1~12月)

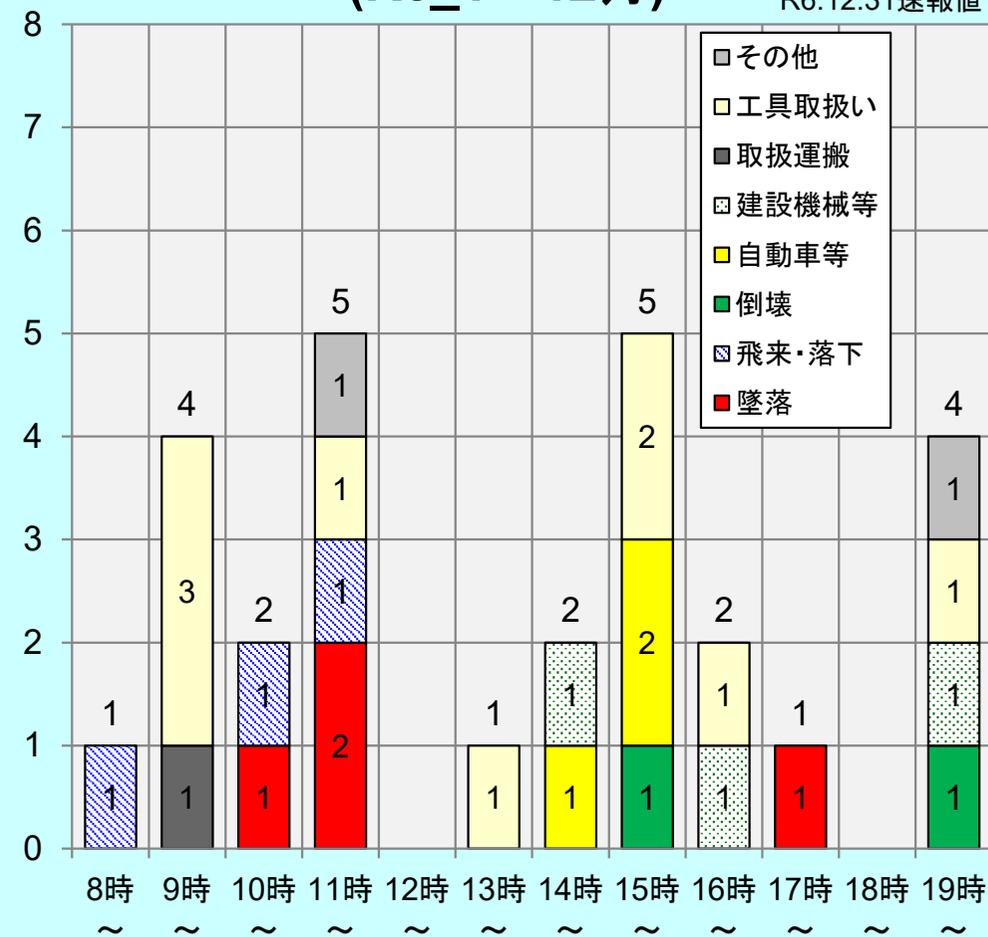
- 労働災害の時間帯別の発生状況は、過去5年平均では11時台や14時台が多い。
- R6は、11、15時台が最も多く、次いで9時台、19時以降が多い。

(件) 労働災害の時間・原因別推移
(過去5年平均(R1~R5)_1~12月)



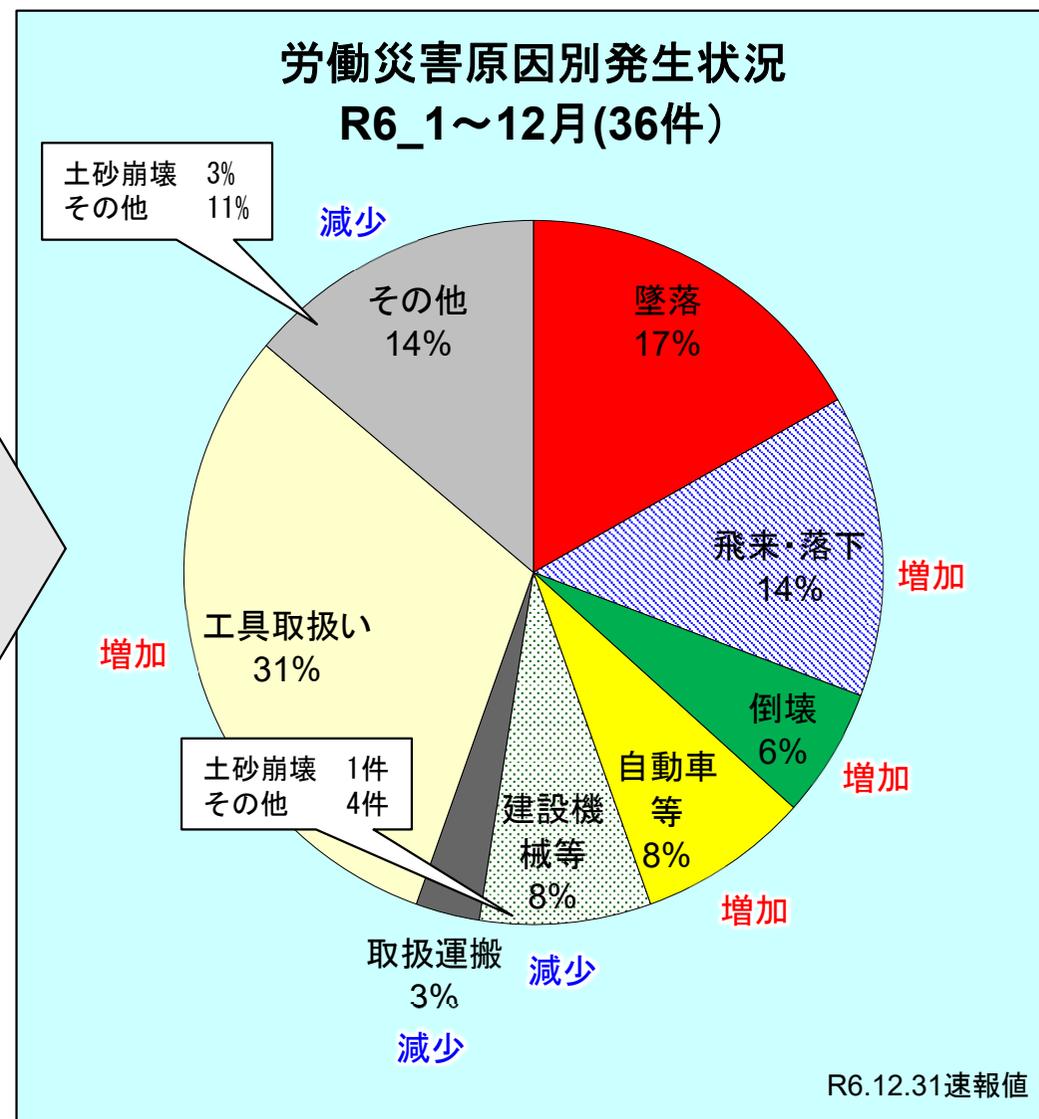
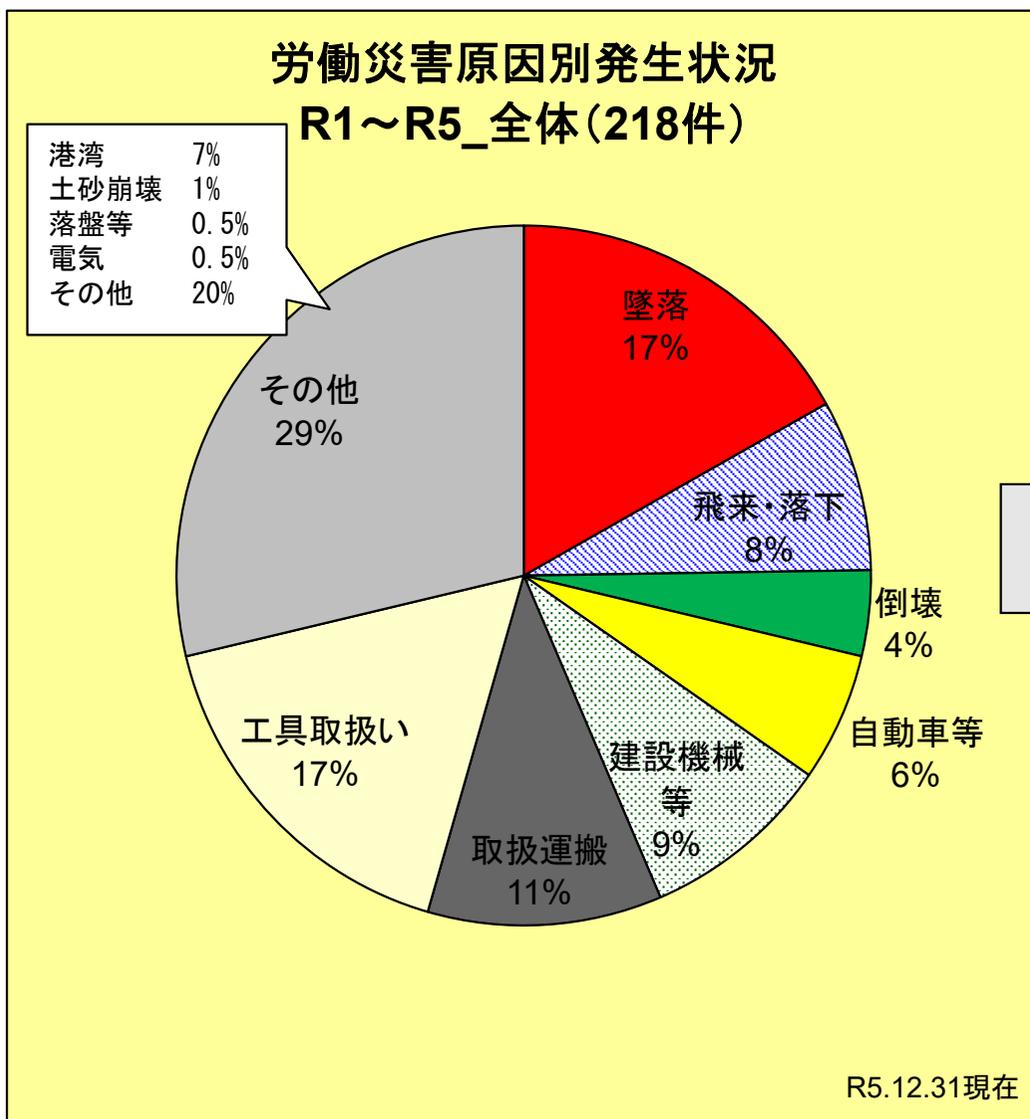
※その他:土砂崩落・落盤・電気・爆発・港湾・その他事故等

(件) 労働災害の時間・原因別推移
(R6_1~12月)



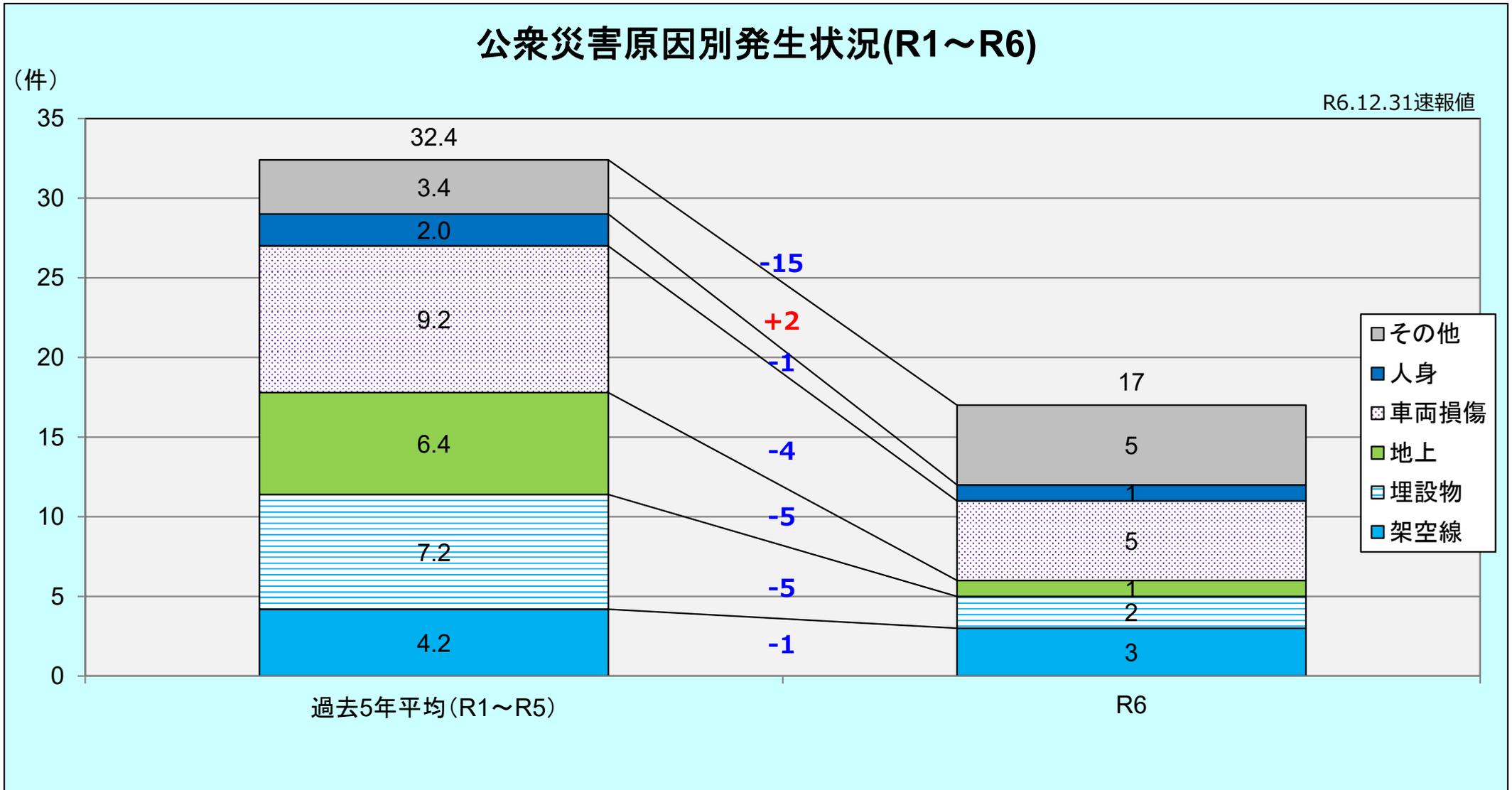
※時間不明9件

- 事故分類別の発生割合をR1～R5とR6で比較すると、飛来・落下、倒壊、自動車等、工具取扱いが増加。建設機械等、取扱運搬、その他が減少。



※その他: 倒壊・土砂崩壊・落盤・電気・爆発・港湾・その他事故等

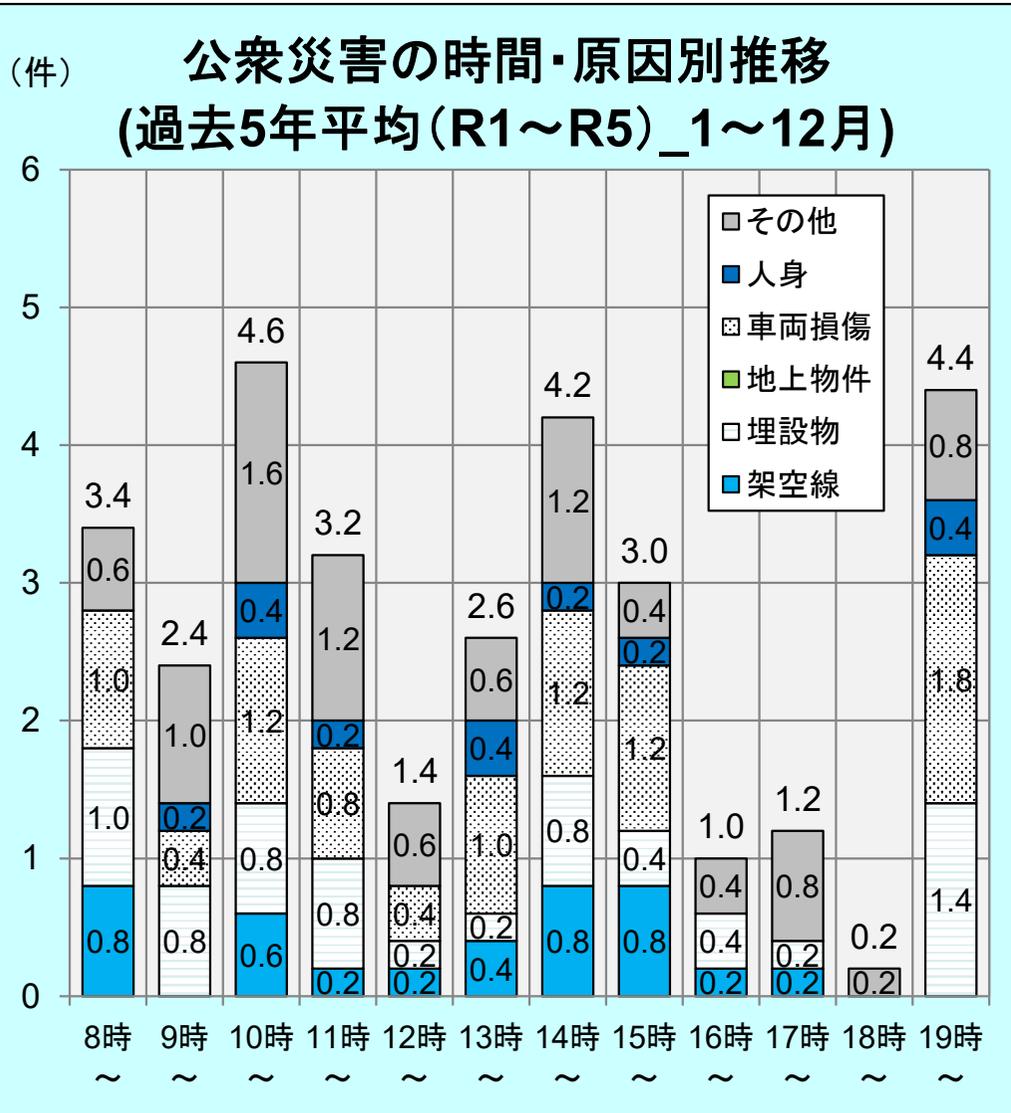
- R6の公衆災害は17件で過去5年平均と比べ、15件減少。
- 過去5年平均と比べると、その他が2件増加しているものの、その他は減少している。



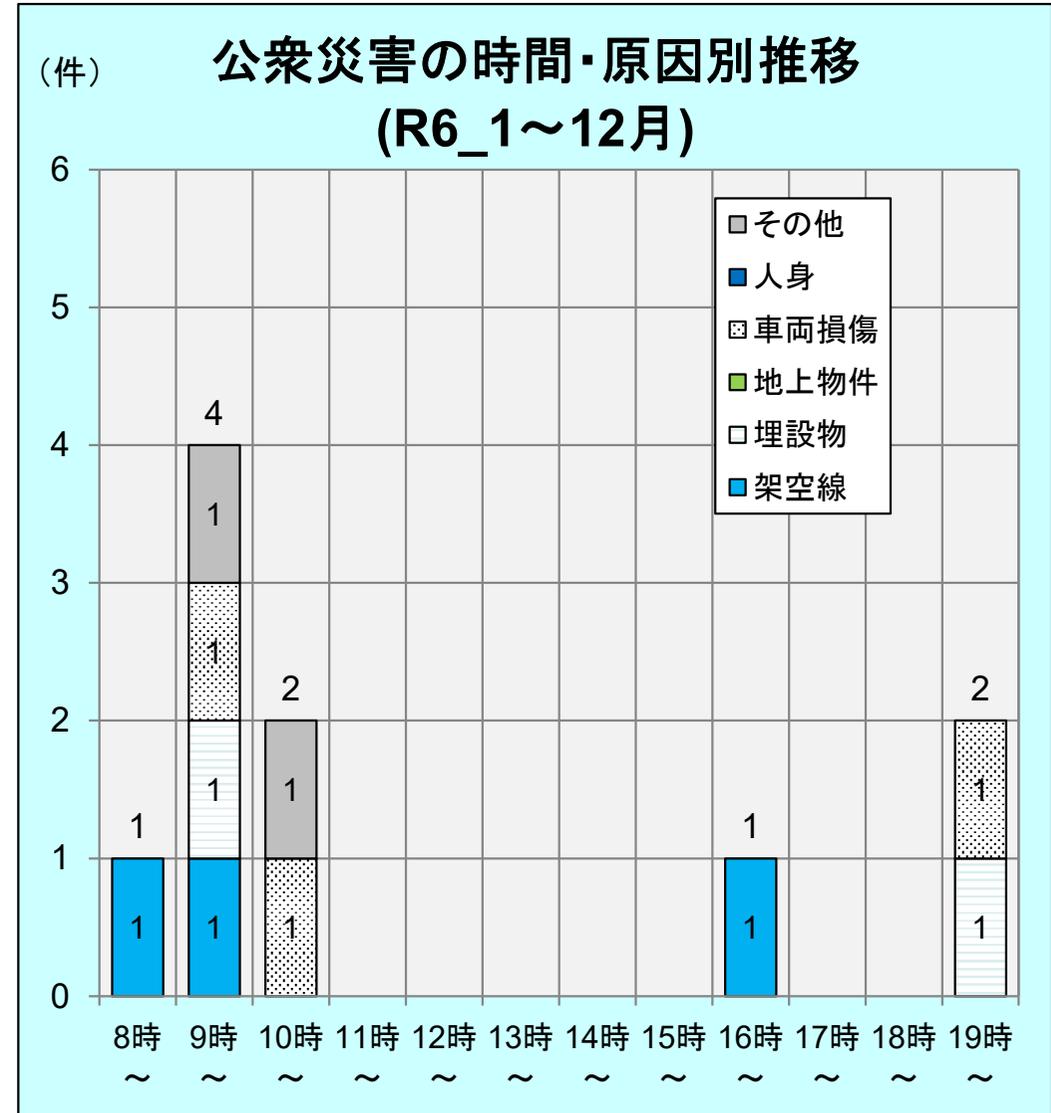
※その他:室内・壁内損傷、水質汚濁、その他事故等

公衆災害の時間帯別・原因別事故状況(1~12月)

- 公衆災害の時間帯別の発生状況は、過去5年平均では10時台、14時台、19時以降が多い。
- R6は、9時台が最も多く、次いで10時台、19時以降が多い。



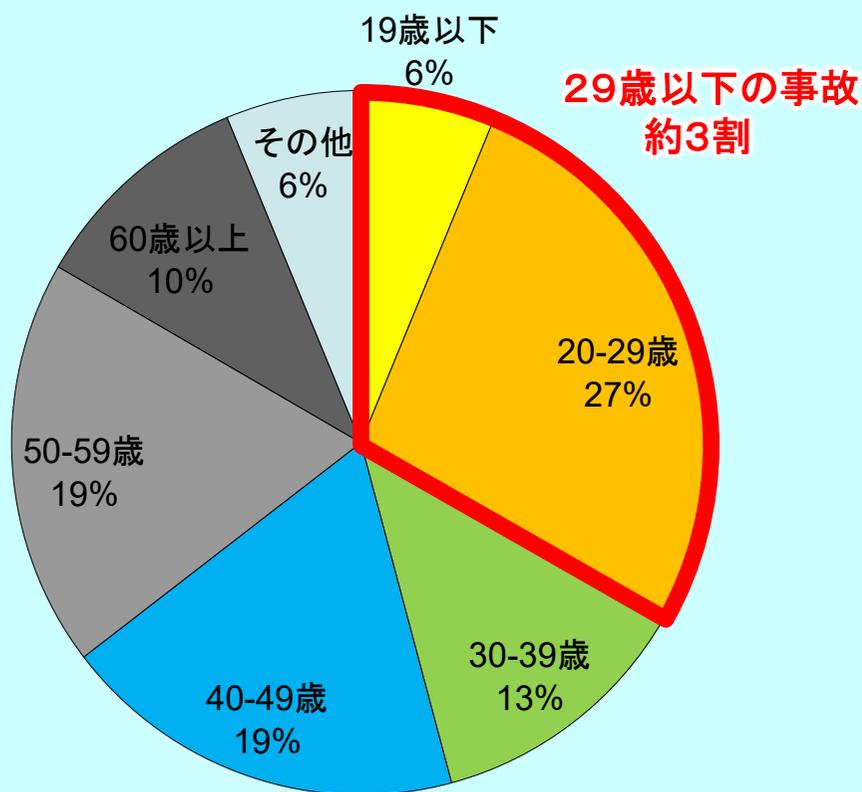
※その他:室内・壁内損傷、水質汚濁、その他事故等



※時間不明7件

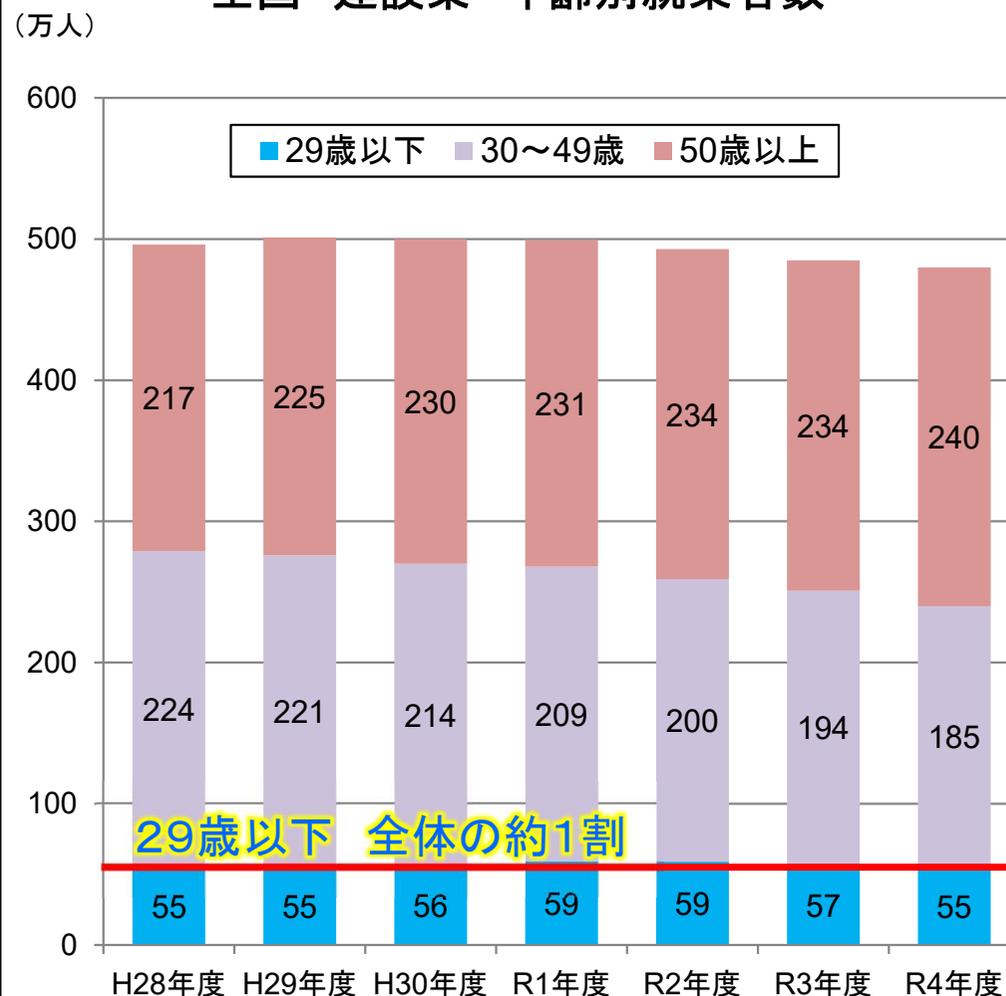
- 工具等取扱い事故のR1～R6の状況では29歳以下の事故が約3割を占めている。
- 建設業全体に占める29歳以下の就業者は約1割程度であるが、人力除草による鎌等工具等の取扱いにより被災する事故が多い。（工具等：草刈り鎌、釘打機、ディスクグラインダー等）

工具等取扱い事故発生状況(R1～R6)



R6.12.31速報値

全国 建設業 年齢別就業者数



総務省 労働力調査より

3. 北陸地整管内の事故発生事例

(令和6年 発生事故 より)

つり上げ作業時に吊荷が落下し負傷（負傷事故：休業1～3日以内）

日 時：令和6年2月14日（水） 11時45分頃

工事内容：トンネル工事

被害状況：膝打撲

落下事故・労働災害



【事故発生状況】

・バックホウにより排水管をつり上げ、チェーンで仮固定。その後、配水管を吊り下げた際に仮固定していた排水管が落下し作業員の足に当たり負傷

【事故発生原因】

- ・チェーンを固定するフック部に「返し」がないためチェーンが外れて配水管が落下した。
- ・つり上げ作業中の荷の直下等の近くに作業員が立ち入っていた。

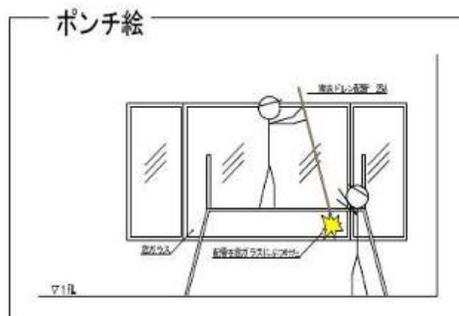
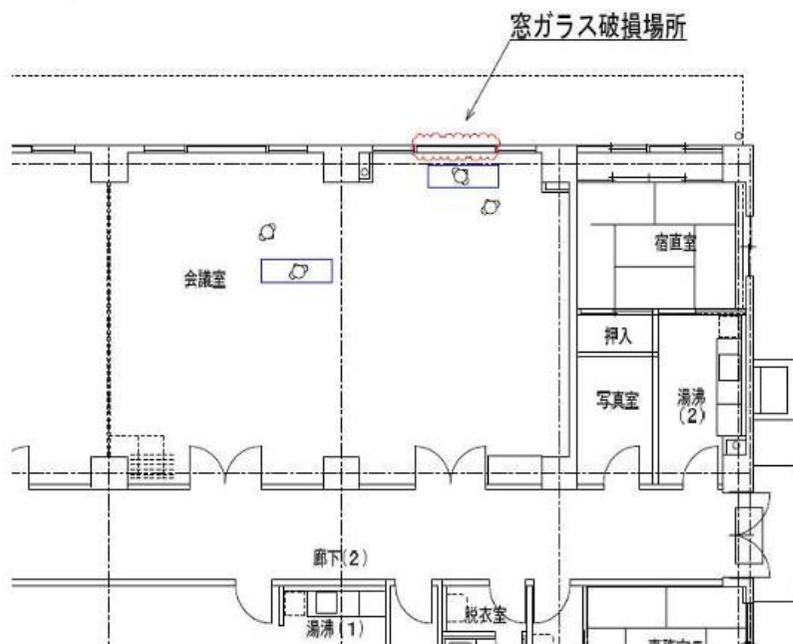
空調配管の撤去作業中、窓ガラスを破損（物損事故）

その他・公衆災害

日 時：令和6年2月12日（月） 9時20分頃

工事内容：空調設備工事

被害状況：窓ガラスの破損



【事故発生状況】

- ・室内の既存空調配管の撤去作業中に窓ガラスを破損

【事故発生原因】

- ・作業開始初日で、作業に不慣れであった。
- ・窓ガラスの近くで作業を行っているという認識がなかった。
- ・長尺物の撤去作業を、小割にすることなく行っていた。

運転操作の誤りで人身事故（負傷事故：休業1～3日以内）

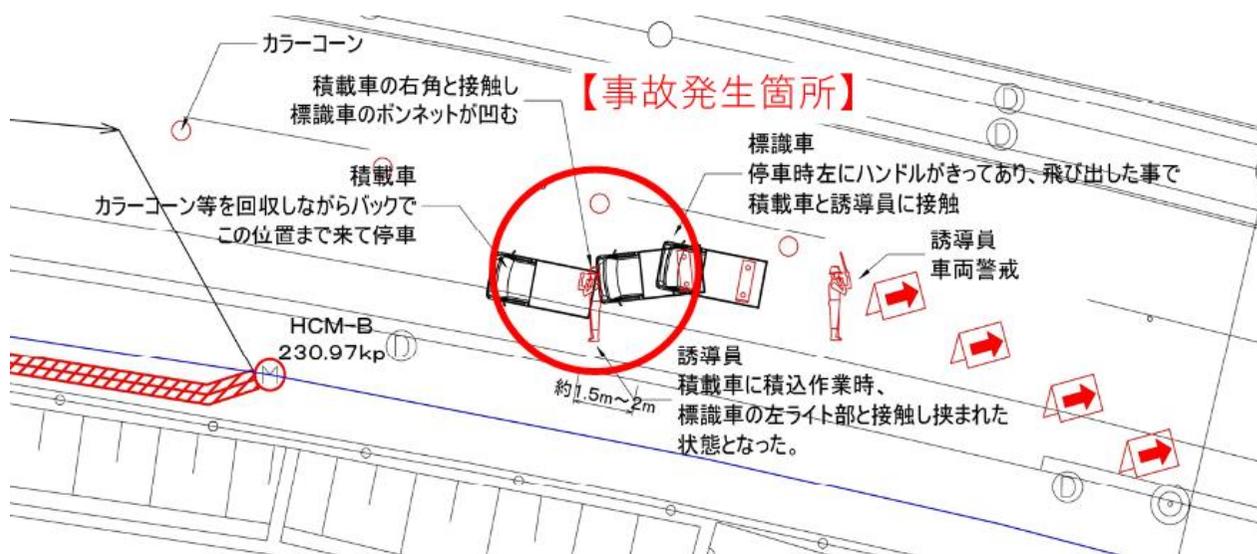
自動車接触事故・労働災害

日時：令和6年3月4日（水） 15時00分頃

工事内容：通信工事

被害状況：右大腿部挫滅症候群・下腹部打撲

事故再現写真



【事故発生状況】

・車両から降りようとした際にクラッチを離したところ車両が動き、前方停車中の後方で片付け作業中の誘導員を巻き込み追突した。

【事故発生原因】

・運転操作不適

工具の取扱いの誤りで負傷（負傷事故：休業1～3日以内）

日 時：令和6年3月12日（火） 11時47分頃

工事内容：トンネル工事

被害状況：指骨折ほか

工具取扱い事故・労働災害



【事故発生状況】

- ・鋼管の接続作業後、鋼管の接続部を叩いて固定する時に、被災者自身が自らの右手人差し指を工具（ロッドスパナ）で誤って叩いた。

【事故発生原因】

- ・道具（ロッドスパナ）を握る位置が指を挟みやすい位置で握っていた。

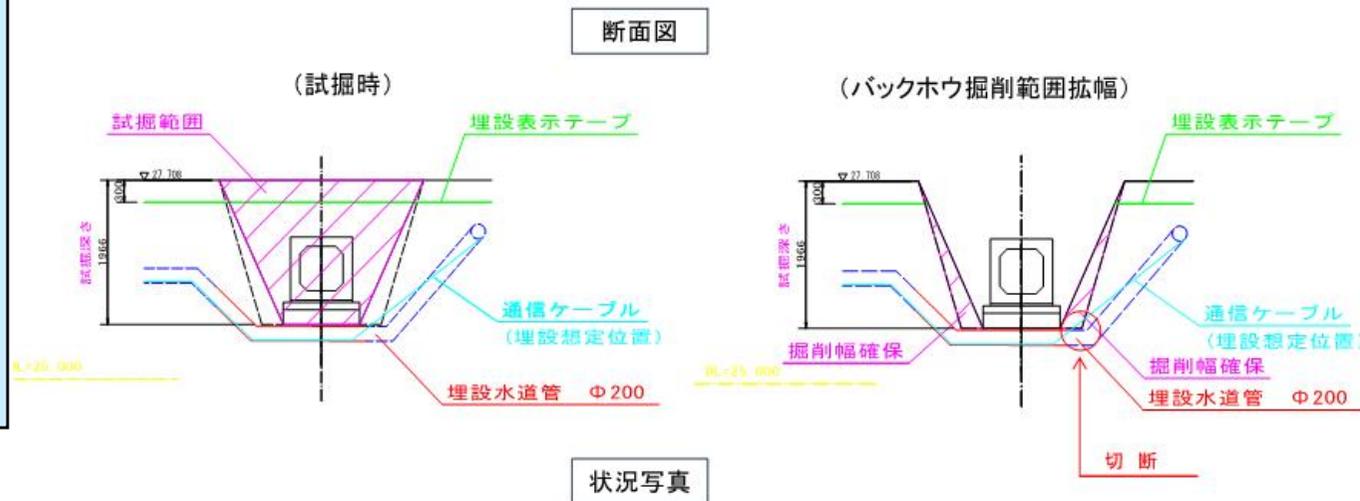
試掘範囲が不足し埋設物を破損 (物損事故)

その他・公衆災害

日 時：令和6年4月17日（水） 9時50分頃
 工事内容：函渠敷設工事
 被害状況：通信ケーブル破損

【事故発生状況】

- ・函渠を布設する為、バックホウ掘削を行っていた所、埋設表示テープが確認されたので手掘り先行掘削にて作業を進めた。
- ・計画床付けまで埋設管がなかったため、安定法面を確保するために所定の掘削幅を確保するためバックホウで広げたところ、通信ケーブルに接触し破損した。



状況写真

【事故発生原因】

- ・埋設テープを確認した時点で管理者の照会・立ち会いを怠った。
- ・掘削幅を拡幅する際の掘削法面部分の試掘を怠った。

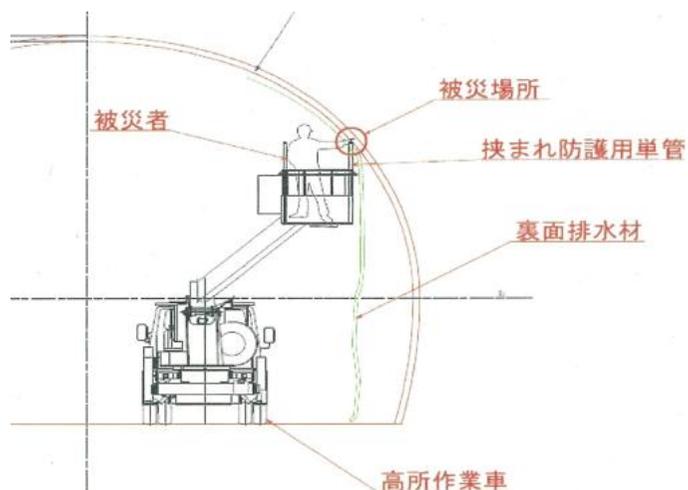


日 時：令和6年2月24日（水） 5時40分頃

工事内容：トンネル工事

被害状況：左環指不全切断（全治6ヶ月）

はさまれ事故・労働災害



【事故発生状況】

- トンネル坑内で湧水処理のため、高所作業車で裏面排水材設置作業中に高所作業車のバケットの四隅に接地している「挟まれ防護用単管」とトンネル壁面の間に指が挟まれた。

【事故発生原因】

- 作業高さが10m以上の高所作業車の運転において、技能講習を修了していない者が作業を実施した。
- バケットの移動時に、裏面排水材を押さえるため、バケットの外に手を出した。
- 「挟まれ防護用単管」の先端に硬質なプラスチック製品を設置していた。

車両の車止め設置中に指を挟み負傷（負傷事故：休業なし）

日 時：令和6年3月27日（水） 13時58分頃

工事内容：河川工事

被害状況：右指切断（全治2ヶ月）

はさまれ事故・労働災害



被災状況の再現

【事故発生状況】

・資材を積み込むために4 t ユニック車を移動させて停車しタイヤ止めを設置中に車両が移動。タイヤと車止めの間に指が挟まれ切断。

【事故発生原因】

- ・エンジンが停止していない状態で車止め設置を行った。
- ・指が挟まれる可能性がある車止めの持ち方で行った。

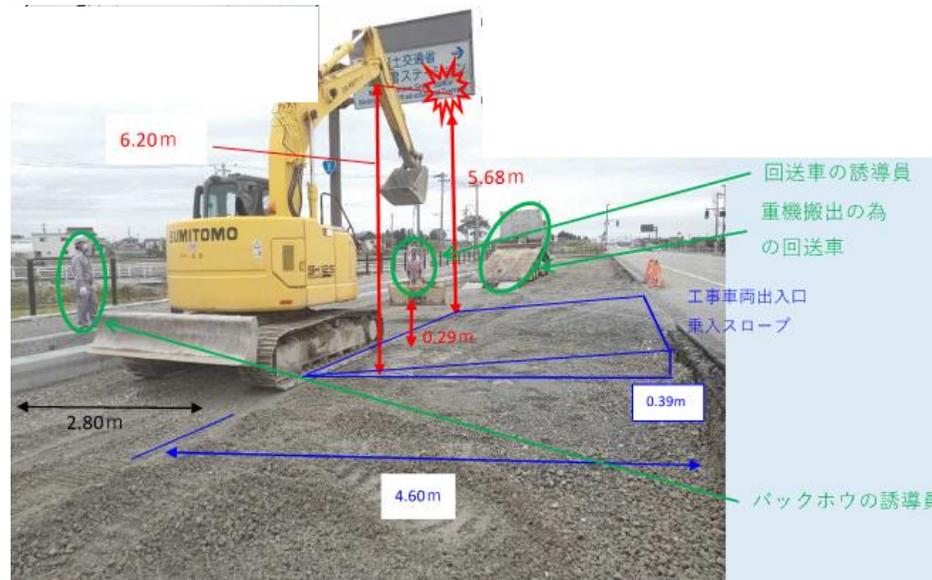
バックホウで資材をつり上げたまま移動し看板破損 (物損事故)

日 時：令和6年4月24日（水） 10時20分頃

工事内容：道路附属施設工事

被害状況：案内看板破損

建設機械等接触・公衆災害



【事故発生状況】

・クリアランスを認識しないまま、看板直下で予定外の重機積み込み作業を行っていた。バックホウ（0.45m³）が資材を吊り上げた状態で移動中、バックホウアームが案内看板に接触し破損させた。

【事故発生原因】

- ・オペレータが荷を吊り上げた状態で移動したため、吊り荷に気をとられ上空に案内看板の存在を過失してしまった。
- ・目印となる昇り旗を設置していなかった。
- ・車両出入口に移設した案内看板付近でバックホウを積載し搬出しようとした。
- ・朝礼でバックホウの搬出予定を元請けに報告しなかった予定外作業であった。

日 時：令和6年5月24日（水） 14時21分

工事内容：道路工事

被害状況：右手皮膚剥脱創（全治4週間）

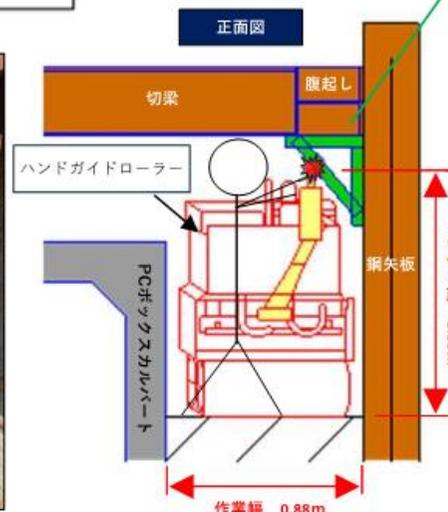
はさまれ事故・労働災害

【事故発生状況】
・ボックスカルバートの埋戻し作業において、ハンドガイドローラーの後退時に、ハンドルと矢板の腹起こしブラケットの間に手を挟み負傷

【事故発生原因】
・転圧作業が完了した後、次の作業のために後方への移動する際被災した。
・ハンドガイドローラーを後退させる時、後方の確認と注意を怠った。
・ハンドガイドローラーをボックスカルバートに接触させないことに気を取られ、矢板の方向へ誤ったハンドル操作を行った



ハンドルとブラケットの間に手を挟まれた



バックホウで資材をつり上げ架空線切断 (物損事故)

日 時：令和6年5月27日（水） 16時16分

工事内容：砂防工事

被害状況：架空線切断

建設機械等接触・公衆災害



【事故発生状況】

- ・敷鉄板の設置作業をバックホウで行っていたところ、吊り作業中に架空線に接触した。

【事故発生原因】

- ・降雨のためバックホウの窓を閉めたため、誘導員の声に気づけなかった
- ・密閉のため湿気によりガラスが曇り視界が狭まり、架空線の認識が低下。

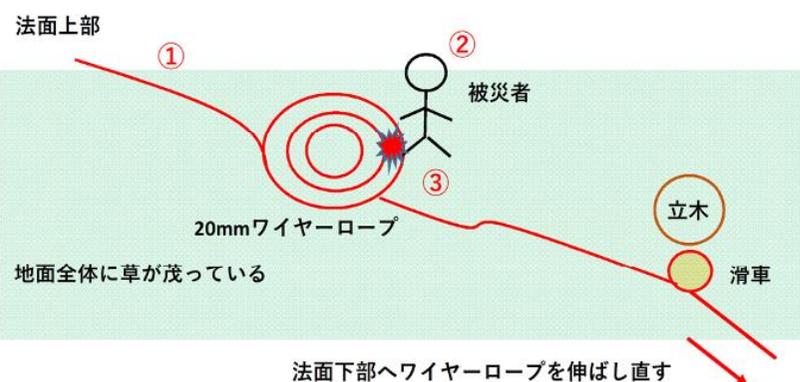
気づかず踏んだロープに脚をすくわれ負傷（負傷事故：休業4日以上）

転倒事故・労働災害

日 時：令和6年5月29日（水） 16時40分

工事内容：法面工事

被害状況：右橈骨骨幹部骨折（全治3ヶ月）



【事故発生状況】

- ・法面上部で、まとめたワイヤーロープを伸ばし直す作業の監視中に、草に隠れたワイヤーロープに気づかず足で踏んでいたため、動き出したワイヤーロープに足をすくわれ転倒し負傷

【事故発生原因】

- ・草に隠れていたワイヤーロープに気付かずワイヤーロープに近い距離にいた。
- ・安全な監視場所に関する指示内容の理解不足。

バックホウ移動中に架空線切断 (物損事故)

日 時：令和6年6月4日（水） 15時15分

工事内容：道路工事

被害状況：架空線切断

建設機械等接触・公衆災害



【事故発生状況】

・バックホウを移動中、国道を横断していた架空線に接触・切断した。

【事故発生原因】

- ・架空線明示を設置していなかった。
- ・バックホウのブームを上げたまま走行した。
- ・作業指揮者と合図者・運転者が、危険因子（架空線）に対する認識が不足

斜面を移動時に転倒して負傷（負傷事故：休業1～3日以内）

日 時：令和6年6月5日（水） 11時00分

業務内容：環境調査業務

被害状況：左上腕骨骨折（全治6ヶ月）

転倒事故・労働災害



写真⑤ 転倒時の状況(1)

- ・任意採集作業で、調査範囲内のスギ林の斜面を登っていた
- ・ヘルメットを着用していた。右手には捕虫網を持っていた。



写真⑥ 転倒時の状況(2)

- ・斜面を登っている最中、足を滑らせ転倒した。転倒時、左ひじをついた。

【事故発生状況】

- ・陸上昆虫類調査で調査員が斜面を移動時に足を滑らせ転倒し左肘を強打

【事故発生原因】

- ・斜面移動中に環境調査時に使用する捕虫網を片手に持っていて、両手が空いていなかった

水際に設置したタラップの足下が崩れて負傷（負傷事故：休業1～3日以内）

日 時：令和6年6月24日（月） 10時50分

工事内容：砂防工事

被害状況：左肩脱臼（3週間安静）

転倒事故・労働災害



【事故発生状況】

- ・タラップで昇る際に右足の足下の地面が崩壊し、体のバランスが崩れた。
- ・手摺りにつかまっていた左腕に自重が集中し、左肩を負傷した。

【事故発生原因】

- ・タラップ設置箇所が洗掘されやすい水際に設置していた。

電動工具収納時の取扱い不適切による負傷（負傷事故：休業1～3日以内）

日 時：令和6年6月27日（木） 7時46分

工事内容：砂防工事

被害状況：左手掌切創（全治10日）

取扱器具事故・労働災害



電動工具専用ケース

【事故発生状況】

- ・電動工具を専用ケースに収納せず、リュックに収納しようとした際に、誤ってスイッチを握ってしまい、工具先端に添えていた手が負傷

【事故発生原因】

- ・専用ケースに入れなかった
- ・工具運搬時に、バッテリー及びドリルビットを外さなかった
- ・経験年数の浅い若手作業員に、工具の取扱い指導をしてこなかった

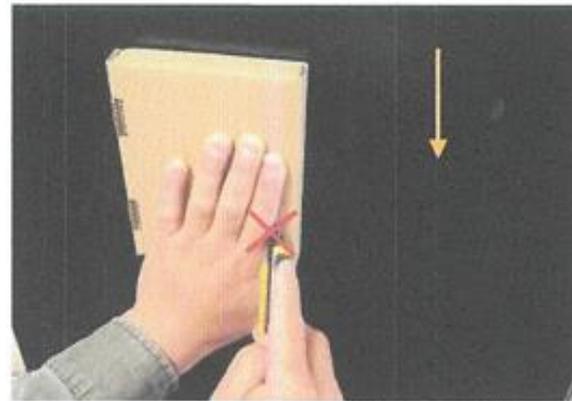
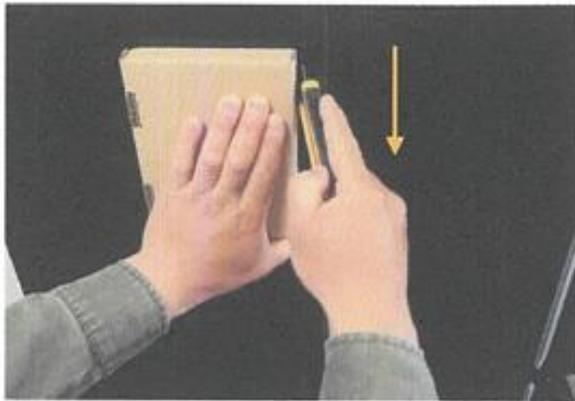
目地板切断作業時に自らの手を負傷（負傷事故：休業0日）

日 時：令和6年7月2日（火） 15時55分

工事内容：残存型枠組立目地材設置

被害状況：左示指切創（約3週間の通院治療）

取扱器具事故・労働災害



保護手袋（耐切創手袋）



専用の定規（ガイド定規）

【事故発生状況】

- ・所定の寸法に加工中、力が入りすぎてカッターの刃が跳ね上がり、まっすぐに切るために押さえていた栈木を超えて指を負傷した。

【事故発生原因】

- ・平坦な場所で作業を行わず、不安定な状況下での作業だった。
- ・革手袋などの保護具を使用していなかった。
- ・専用のガイド定規を使用しなかった

樹木伐採後の枝払い中に枝が跳ね返り顔面を負傷

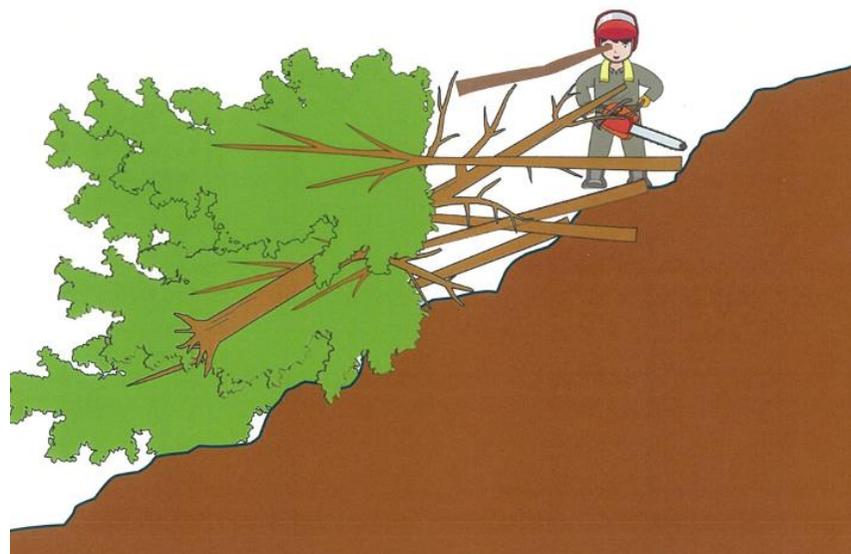
(負傷事故：休業4日以上)

工具等取扱事故・労働災害

日時：令和6年7月9日（火） 9時03分

工事内容：樹木伐採後の枝葉払い

被害状況：右頬骨骨折（全治約2ヶ月）



【事故発生状況】

・樹木伐採時に簡易架線による集材作業中、枝葉が引っかかって滑車が動かなくなったため、その枝葉の切断作業を行っていたところ枝が跳ね返り顔面に直撃した。

【事故発生原因】

・切断しようとしていた引っかかった枝葉がしなっていたが気がつかなかった。

日 時：令和6年7月16日（水） 15時30分

工事内容：伐採枝根運搬

被害状況：左肋骨多発骨折（全治約2ヶ月）

取扱運搬等事故・労働災害



【事故発生状況】

- ・処理場で枝・根の荷卸しのためアームロール車（箱積載トラック）が、後方扉を開けたところ、一部の枝葉が落下したため拾うために近づいたところ、更に荷台から枝・根が落下して被災者の背中を直撃した。

【事故発生原因】

- ・後方扉を開けた後の積荷の確認が不十分

日 時：令和6年7月16日（火） 9時00分

工事内容：鉄筋挿入工

被害状況：左眼外傷性前房出血、角膜びらん

取扱器具事故・労働災害



【事故発生状況】

- ・法面の鉄筋挿入工で使用する削孔機のアタッチメントをセットハンマーで打ち込んでいる際、その破片が作業員の左目まぶた上部に当たり、負傷した。

【事故発生原因】

- ・作業者の経験が短いため、工具の取扱いが不慣れだった（ハンマー打込み方）
- ・ハンマー小口（打込み面）の点検がされていなかった
- ・連結ピンがきつく入りずらかった

試掘範囲が不足し埋設物を破損 (物損事故)

その他・公衆災害

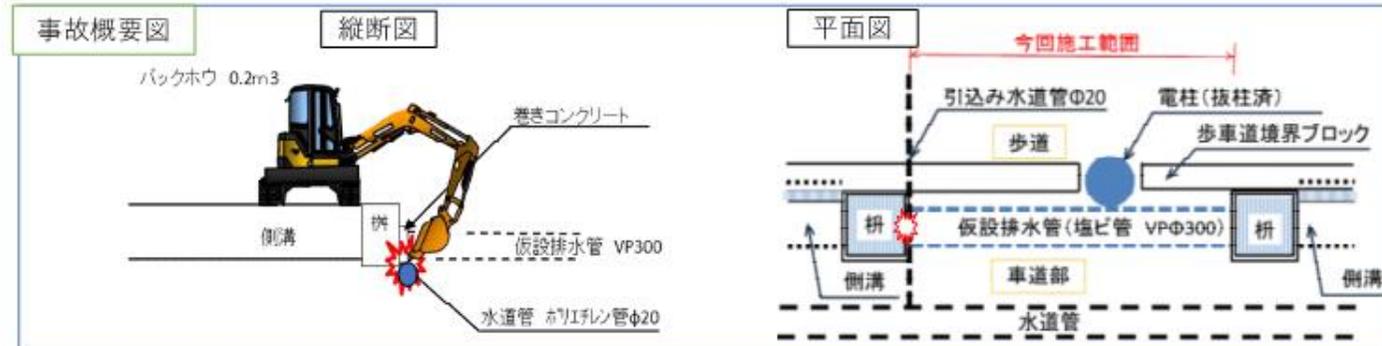
日 時：令和6年7月18日（木） 22時35分

工事内容：排水構造物布設替え

被害状況：水道管破損

【事故発生状況】

- ・電柱撤去後に側溝を設置するため、仮設配水管（VP300）の撤去作業を行っていた。
- ・集水桝と仮設配水管の接合部の巻きコンクリートを撤去した際に、巻きコンクリートの下にあった水道管（PEφ20）を破損。
- ・埋設物を想定し人力にて施工し、既設柵底付け面まで掘削を行っていたが、埋設シートも無く、管路も確認できなかったため、バックホウで作業を行った。



【事故発生原因】

- ・撤去する塩ビ管接続部の巻きコンクリート部影響範囲未確認のままバックホウのバケットを巻きコンクリート下部に入れてしまった。
- ・巻きコンクリート直下に水道管があったが埋設シートが無かったため、人力ではなくバックホウで掘削してしまった。
- ・電気引込み管部は人力先行掘削で確認しており、側溝の床付け深さで配管が無かったため、床掘深さ位置に埋設物は無いと判断してしまった。

飛翔してきた虫に驚き避けようとして膝を負傷（負傷事故：休業4日以上）

日 時：令和6年7月19日（金） 7時30分

工事内容：雨量計据付

被害状況：左膝前十字靭帯損傷

その他・労働災害

【事故発生状況】

- ・下山時に膝をひねった

【事故発生原因】

- ・突発的に飛翔してきた虫に驚き、反射的にそれを避ける行為をおこなった際に、左足首が岩肌に挟まり抜く時に膝をひねったと思われる。

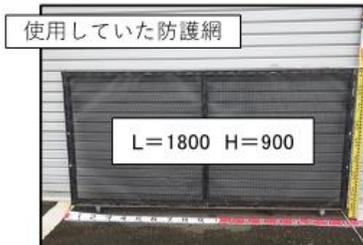
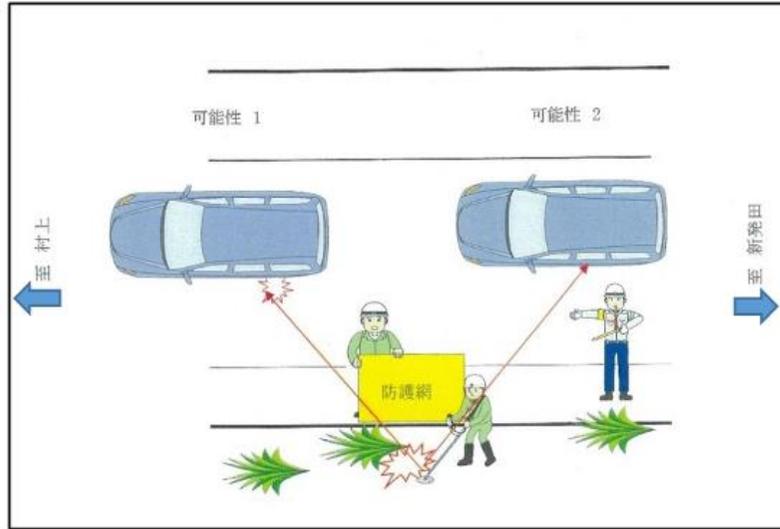
刈払機による飛石で車のドアガラスを破損（物損事故）

日 時：令和6年7月23日（火） 10時30分

工事内容：除草作業

被害状況：ドアガラス破損

工具等取扱い・公衆災害



【事故発生状況】

- 路肩部において肩掛式除草作業を行っていたところ、刈払機による飛石により、走行していた車輛後部のドアガラスを破損

【事故発生原因】

- 除草作業の際は防護網を使用し、刈払い機の刈刃を振る範囲を考慮し、防護網は約1m離して（防護網と刈払い機作業者の平行間隔、かつ刈刃が防護網の中心となるように）移動するよう防護網保持者に口頭で指示していたが、感覚的な管理に任せていた結果、防護網保持者の操作ミス（よそ見など）により防護網を適切な位置へ移動できなかったため飛び石を防ぐことができなかった。

バックホウ移動中に架空線切断 (物損事故)

日 時：令和6年7月24日 (水) 8時50分

工事内容：道路工事

被害状況：電話線切断

建設機械等接触・公衆災害



【事故時のバックホウの姿勢】



【事故発生状況】

- ・樹木伐採のため、自走したところブームで架空線を切断した

【事故発生原因】

- ・バックホウオペレータが電話線を視認していなかった
- ・誘導員を配置していなかった

脚立の脚が滑って転落し負傷（負傷事故：休業4日以上）

日 時：令和6年7月24日（水） 11時45分

工事内容：監視カメラ取付

被害状況：右膝蓋骨骨折（全治約2ヶ月）

転落墜落・労働災害



【事故発生状況】

・現場休憩所の上に監視カメラの取付けにともなう配線作業のため、脚立を梯子状に伸ばして昇降用に設置した。配線作業にともない脚立を地面より約1.5m上付近まで登ったところで脚立の脚が敷鉄板で滑り、脚立ごと落ちて右膝部を強打して骨折した。

【事故発生原因】

- ・昇降設備を固定していなかった
- ・昇降設備を支えていなかった(1人で昇降した)

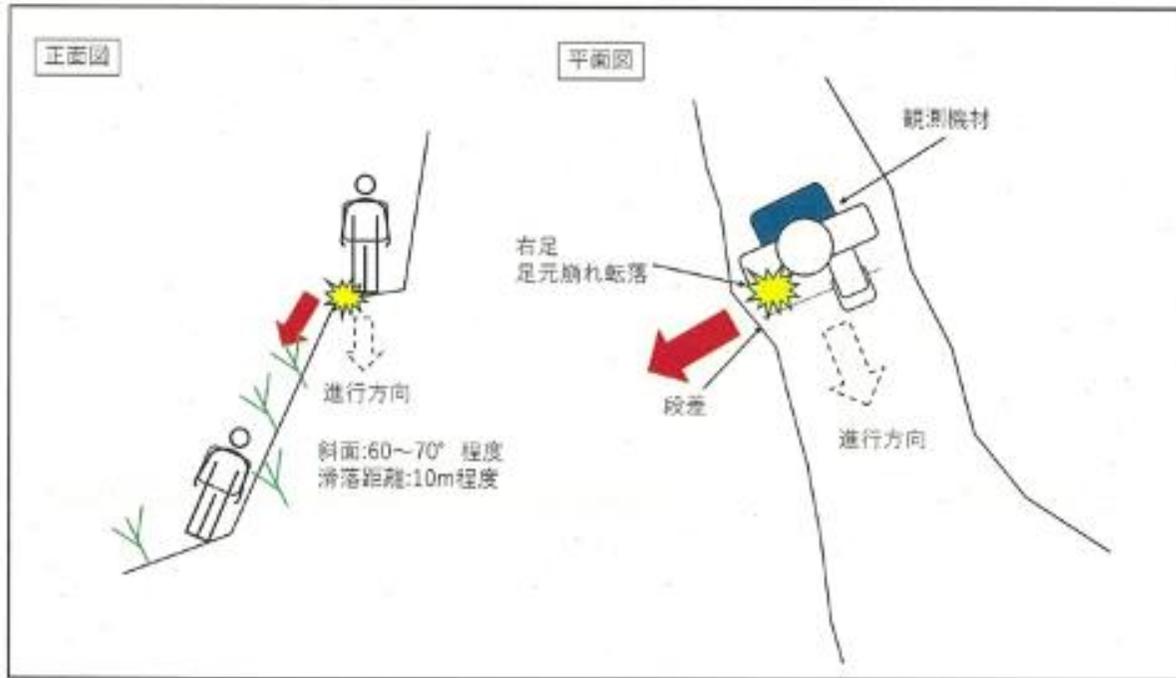
歩いていた山道の足元が崩れ転落し負傷（負傷事故：休業0日）

日 時：令和6年7月29日（月） 17時00分

工事内容：観測作業

被害状況：顔面挫創

転落墜落・労働災害



【事故発生状況】

- ・作業員が山道を歩行中に斜面が崩れ10m程度滑落、負傷した。

【事故発生原因】

- ・ロープ等の保安設備が設けられていなかった

コンクリート舗装撤去作業で地下横断歩道の天井を損傷（物損事故）

日時：令和6年11月25日（月） 9時40分

工事内容：舗装修繕工事

被害状況：人道BOXカルバート損傷、国道の24時間片側交互通行

建設機械等取扱・公衆災害



【事故発生状況】

- ・ブレイカー付きバックホウ（0.7m³級）を使用して、国道の既設コンクリート版のハツリ作業を実施中にブレイカーのチゼルが深く入ってしまい、人道BOXカルバート（地下横断歩道）の天井を損傷させた。

【事故発生原因】

- ・試掘により道路下の人道BOXカルバートを確認していたが、当該箇所は試掘実施箇所よりも浅い箇所に埋設されていた。
- ・適切な破砕深さを示す目印をブレイカーに設定せずに、作業員の目視判断により作業を行ったため刃先が舗装版厚よりも深く入ってしまった。

チェーンソーの片手持ち作業で手を損傷（負傷事故：休業0日）

日時：令和6年8月7日（水） 9時40分

工事内容：除草

被害状況：右手背～前腕切創（2週間加療）

工具等取扱事故・労働災害

現場状況写真



被災状況写真



【事故発生状況】

- ・チェーンソーで玉切り作業を行っていたところ、チェーンソーの回転部にツルが絡み付き、引き離そうとして一時的に右手でツルを掴んだ際に回転部が跳ねて右手を負傷した。

【事故発生原因】

- ・チェーンソー操作時に片手を離した。

コンクリートはつり作業でノミ先が滑りで足を負傷（負傷事故：休業0日）

日 時：令和6年8月20日（火） 15時00分

工事内容：コンクリートはつり

被害状況：右足骨折（4週間加療）

工具等取扱事故・労働災害



事故概要図

【事故発生状況】

・コンクリートはつり作業中に、ノミ先が滑り右足の甲を強打した。

【事故発生原因】

・コンクリートに対して斜め方向に打撃してしまいノミ先が滑った。

残存型枠が倒れて手を損傷（負傷事故：休業0日）

倒壊事故・労働災害

日時：令和6年8月21日（水） 15時35分

工事内容：残存型枠組立

被害状況：右手背部皮膚欠損（2週間加療）

事故詳細図〔被災状況〕



事故詳細図〔被災状況〕



【事故発生状況】

・コンクリート面に残存型枠を配置していたところ、接地面が横滑りし残存型枠が倒れた。

【事故発生原因】

・倒れやすい不安定な残存型枠の支持材を使用した。

伐根した木根が落下して作業員が損傷（負傷事故：休業4か月）

日 時：令和6年10月1日（火） 14時55分

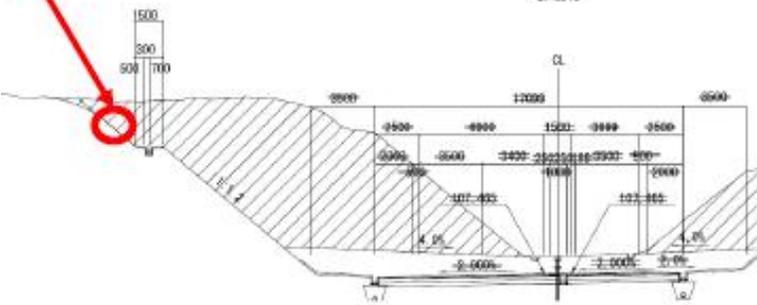
工事内容：伐根作業

被害状況：左足関節内果骨折、左肋骨骨折（4か月休業加療）

落下事故・労働災害

事故発生位置
No661+70付近

横断面図



事故発生状況 写真



【事故発生状況】

・バックホウによる伐根作業中、バケットからも木根が落下、転落した先で別作業を行っていた作業員に衝突した。

【事故発生原因】

- ・木根の落下
- ・斜面の上下作業

日 時：令和6年10月3日（木） 8時30分

工事内容：トンネル掘削

被害状況：肋骨骨折

落下事故・労働災害

【事故発生状況】

- トンネルの2次吹付作業中に被災者がホース下を通行した際、コンクリート吹付のホースを支えるチェーンが破断し、ホースが背中に接触し、転倒した。

【事故発生原因】

- 作業員が移動時に吹付機の吹付ノズル直下を通行したため。
- ホースを吊っていたチェーンが、繰り返しの振動により強度劣化により破断した。



試掘範囲が不足し埋設物を破損 (物損事故)

その他・公衆災害

日時：令和6年10月7日（月） 11時25分

工事内容：排水構造物工

被害状況：用水管破損

状況写真

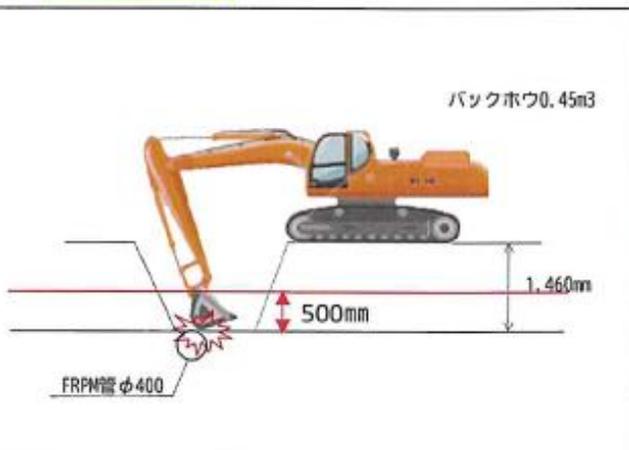


既設集水樹



埋設シート位置

断面図



【事故発生状況】

- ・集水樹設置箇所をバックホウで掘削していたところ、埋設表示シートが出てきた為、人力で掘削したが、埋設管が露出しなかった為、埋設物が無いと判断しバックホウにて掘削した。
- ・集水樹余掘り部分に用水管が埋設されており、バケットを用水管に接触させ破損。

【事故発生原因】

- ・埋設物試掘調査が不足していた。

区画線塗替した塗料が一般車両に付着（物損事故）

その他・公衆災害

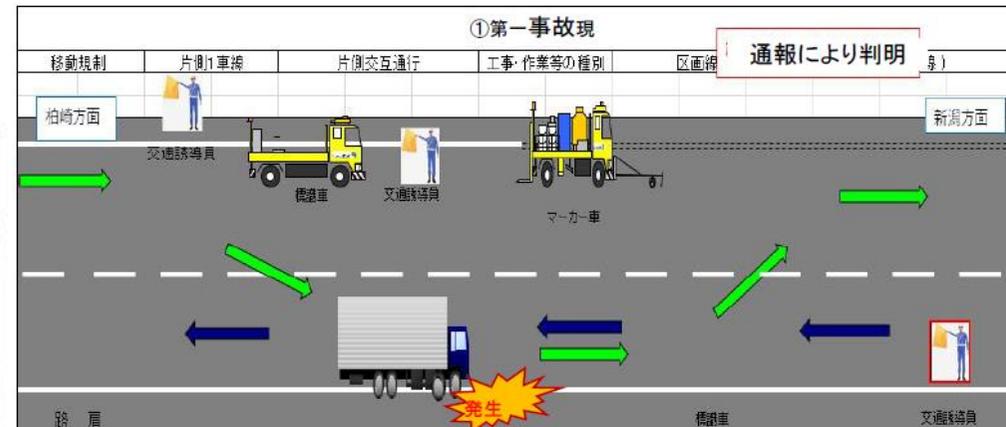
日時：令和6年10月9日（月） 21時50分～23時00分

工事内容：区画線塗替

被害状況：水性材塗料が一般車両2台のタイヤ及びボディに付着



トラック(左)、乗用車(右)の塗料付着状況



【事故発生状況】
 ・区画線の塗り替え作業時において、塗料が硬化する前に通行をさせたことにより塗料が付着し車両2台に損害を与えた。

【事故発生原因】
 ・硬化促進剤の吐出圧力不良が生じ、施工中に使い切ってしまう区画線塗料の硬化遅延が起きた。
 ・施工後に塗料硬化を確認していなかった。

エンジンカッターのキックバック現象で作業員が負傷（負傷事故：休業0日）

日 時：令和6年10月11日（金） 16時25分

工事内容：排水構造物工

被害状況：右顎裂傷

落下事故・労働災害



- ・エンジンカッターで集水柵切断作業。
- ・フェイスガードは使用していた。



【事故発生状況】

- ・歩道集水柵に遠心ボックスカルバートを接続するため、エンジンカッターにて集水柵の側壁を切断中に刃がグレーチング受枠に当たって跳ね返り、顎に回転中のカッター刃が当り被災した。

【事故発生原因】

- ・フェイスガードは使用していたが、顎部分までは守られていなかった。

日時：令和6年10月21日（月） 9時10分

工事内容：敷鉄板設置

被害状況：右示指切断（2か月加療）

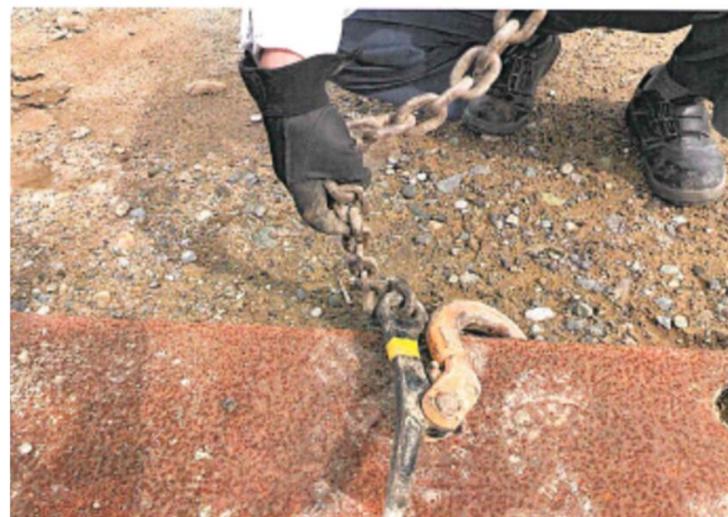
取扱運搬等事故・労働災害

被災時作業再現(遠景)



敷いていた鉄板の吊穴にフックをかけるため、まず鉄板のふちにフックを仮掛けし10cm程度鉄板を浮かせ枕木を差し込みました。このときフックが確実にかかるよう、吊りチェーンを手で引張り位置を調整した。

被災時作業再現(近景)



被災者本人が吊りチェーンに手を掛けたまま、クレーンオペに巻き上げの指示を行い、鉄板を浮かせたため、緊張するチェーン同士の輪の部分に右手示指の先端部が絡まり被災した。

【事故発生状況】

- 敷鉄板を吊って移動するため、鉄板の縁にフックを仮掛けし、吊りチェーンに手を掛けたまま、クレーンの巻き上げを本人の指示で行った。その際、緊張するチェーン同士の輪の部分に右手示指(右人差し指)の先端部が絡まり被災した。

【事故発生原因】

- クレーンの巻き上げをするとき、チェーンに手をかけていた。
- 被災者が経験不足な鉄板吊り作業を単独で行い、不安全行動を指摘する人がいなかった。

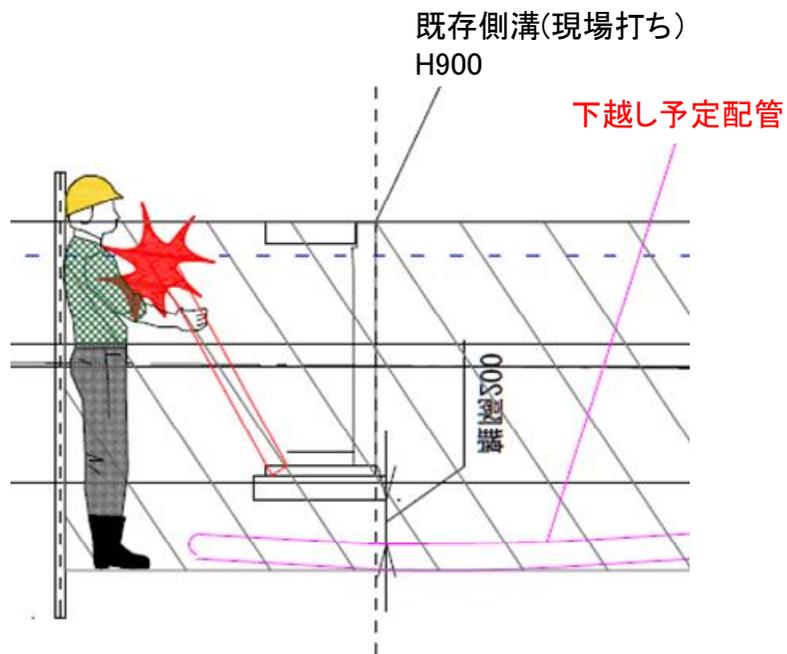
既設側溝の側壁が倒壊し負傷（負傷事故：休業0日）

日時：令和6年10月22日（月） 22時35分

工事内容：管路工

被害状況：右手首・甲打撲

倒壊事故・労働災害



【事故発生状況】

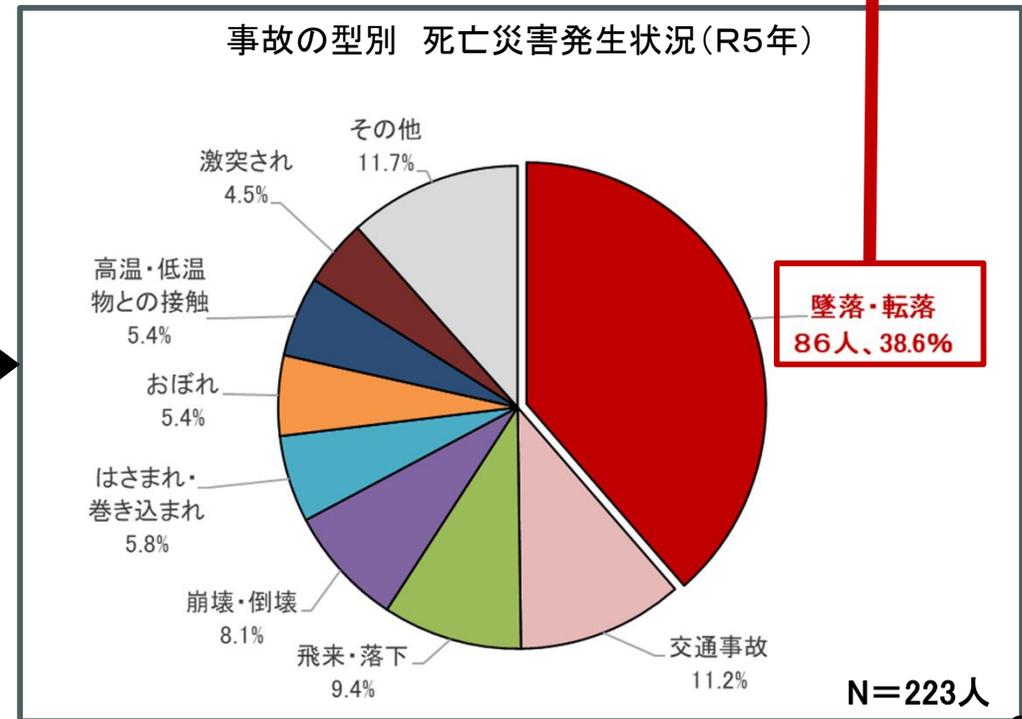
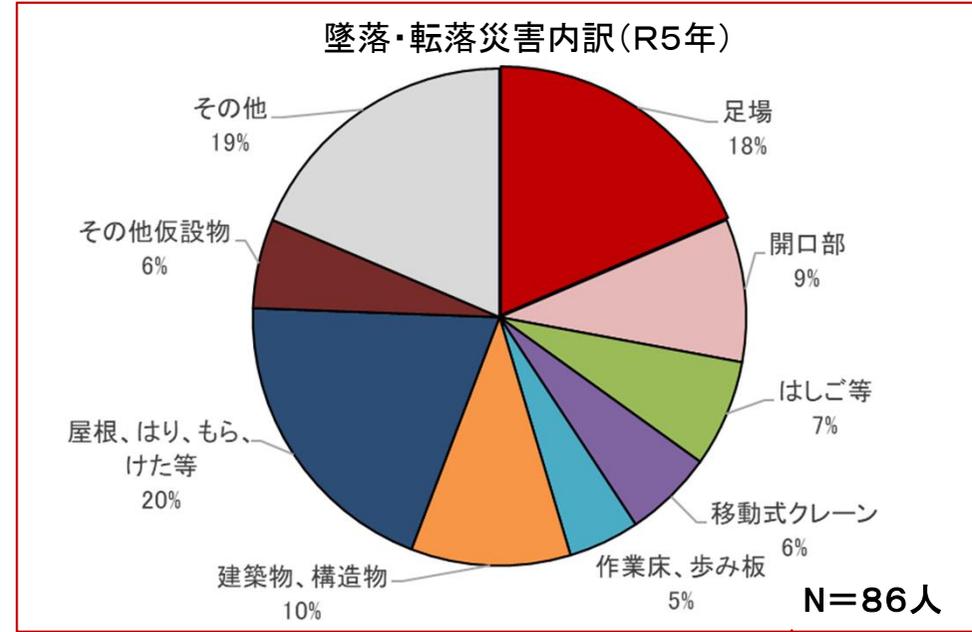
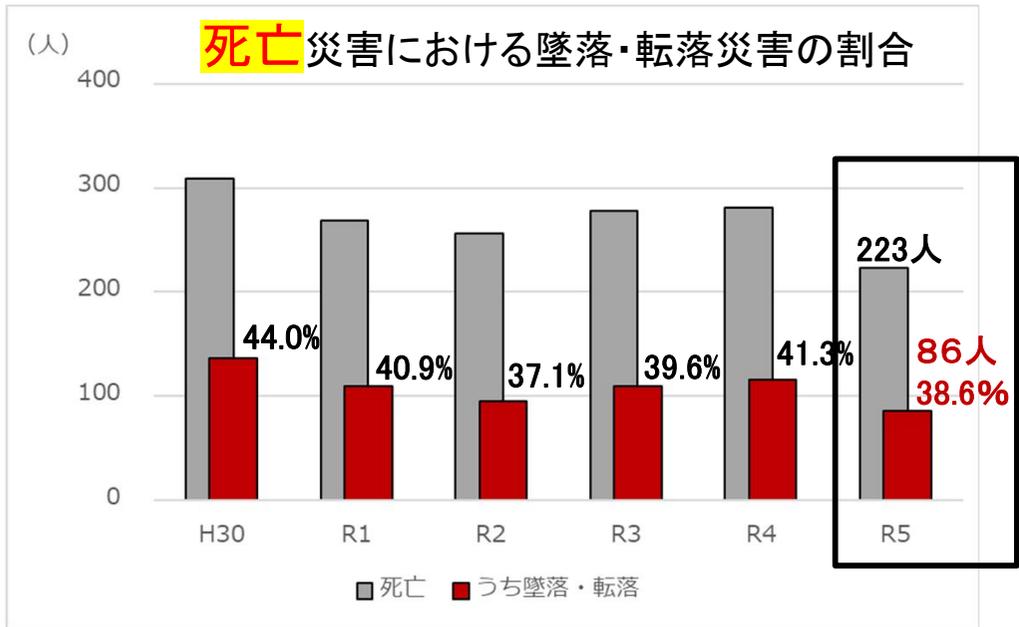
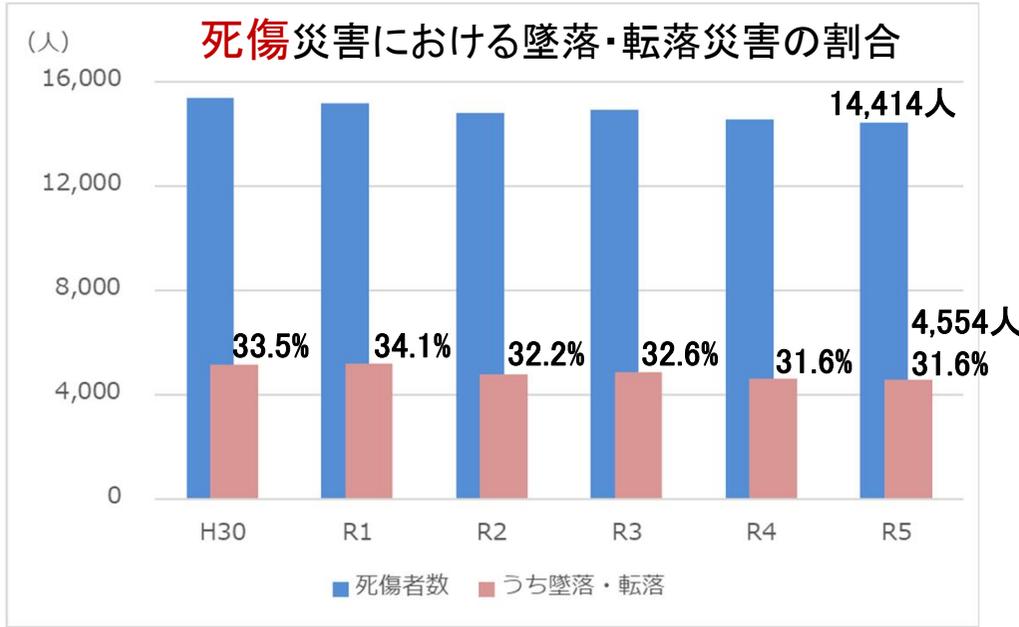
- ・既存側溝の掘削完了後に埋設管を下越しで敷設する準備を行っていたところ、既存側溝の壁面が崩れ被災者の左手首・甲に接触した。

【事故発生原因】

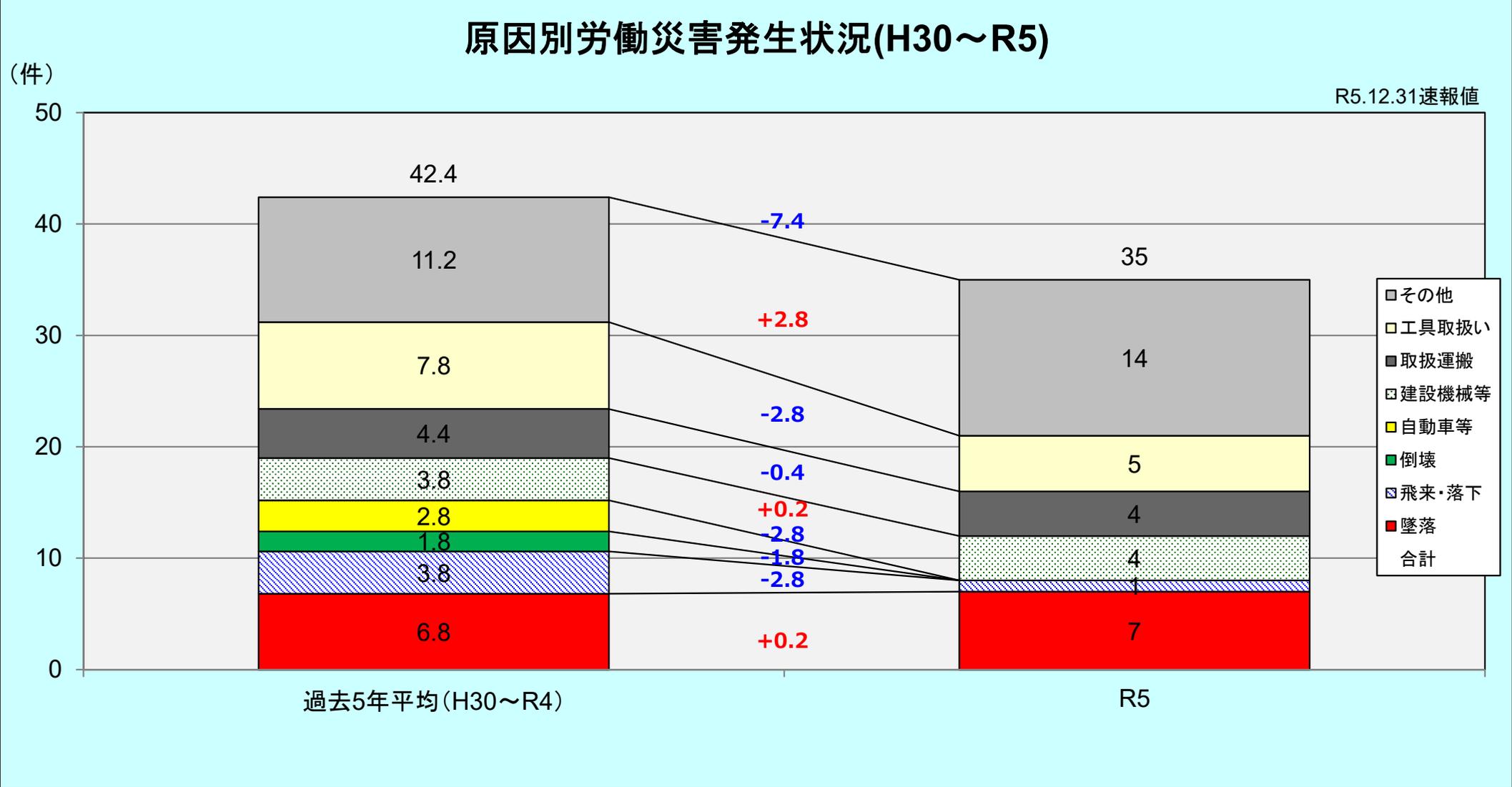
- ・掘削途中で既設側溝が現場打ちと分かったが、万が一倒れてくるという可能性は考えずに作業を続けた。
- ・倒壊の可能性があると思わなかったため切梁等の対策を施さなかった。

4. 墜落・転落事故の防止

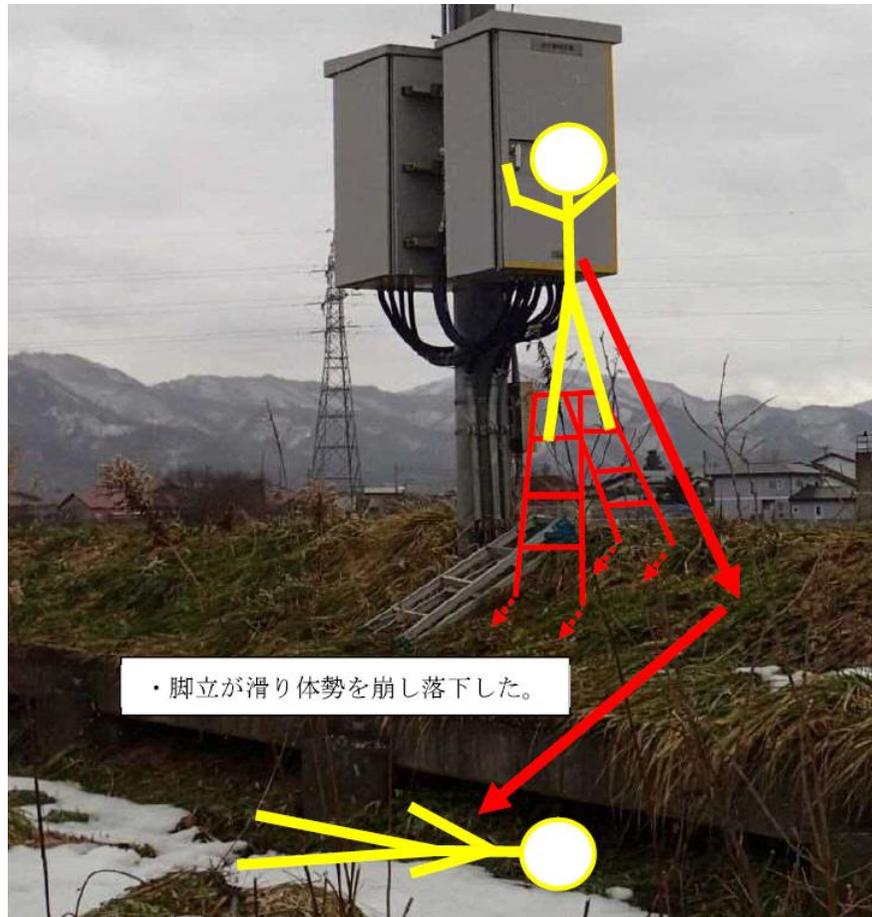
死傷災害で占める割合は3割前後、**死亡災害は4割前後**



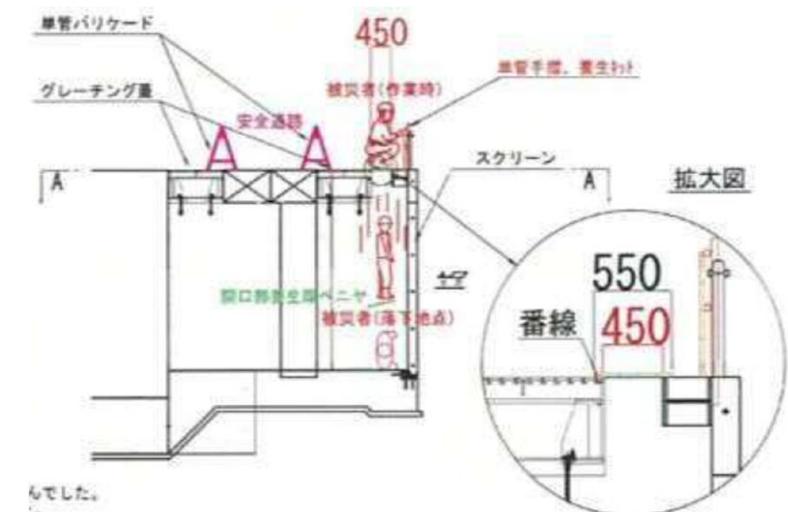
墜落・転落事故は、北陸地整工事の事故発生原因でも多い。



不安定な斜面に設置した脚立が動いて転落
※腰椎横突起(ようついおうとつき)骨折



開口部に設置していた養生板がずれて墜落
※頭部打撲、足小指脱臼、足薬指骨折



トンパックに乗って玉掛け作業を行い、
待避時に転落
※頭部裂傷、頸椎骨折



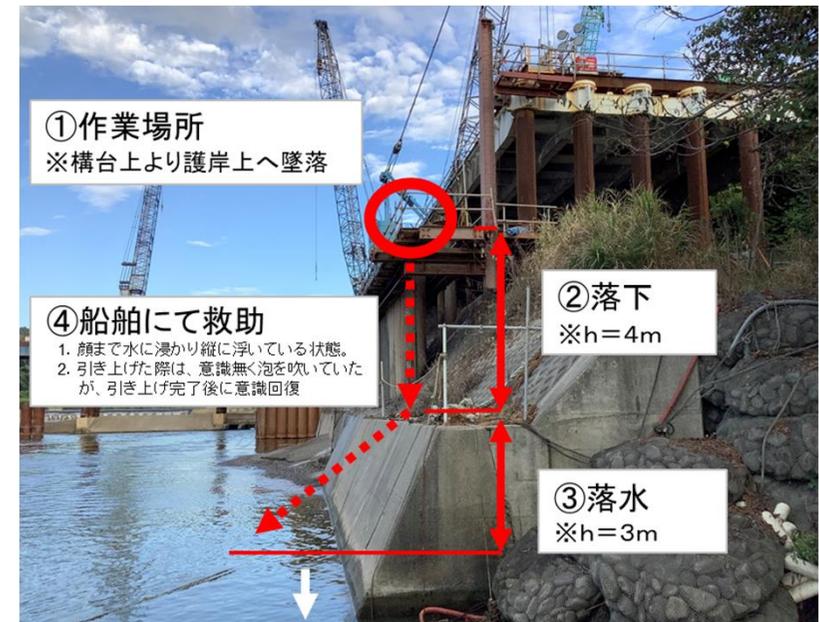
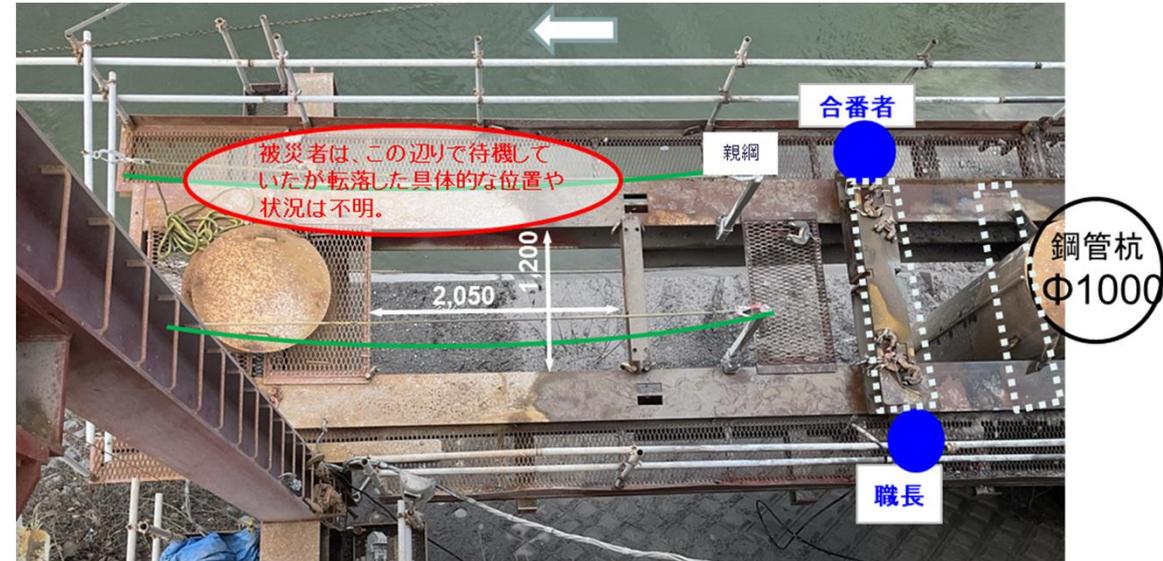
生コン車打設用スロープ上部にホッパー移動させ置いた
ところ、転がり落ちそうになったので、支えようとし
た瞬間にバランスを失い転落
※脛骨骨折



階段を踏み外し、測量道具を両手に持ったため、手すりを掴めず転落
※背中打撲



足場の隙間より墜落
※溺水

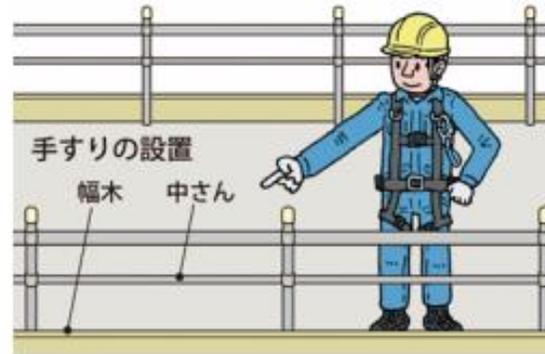


墜落・転落事故の防止

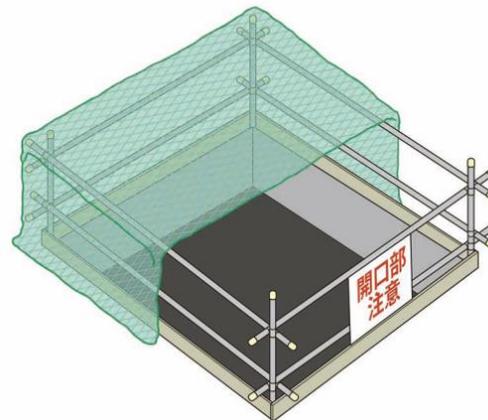
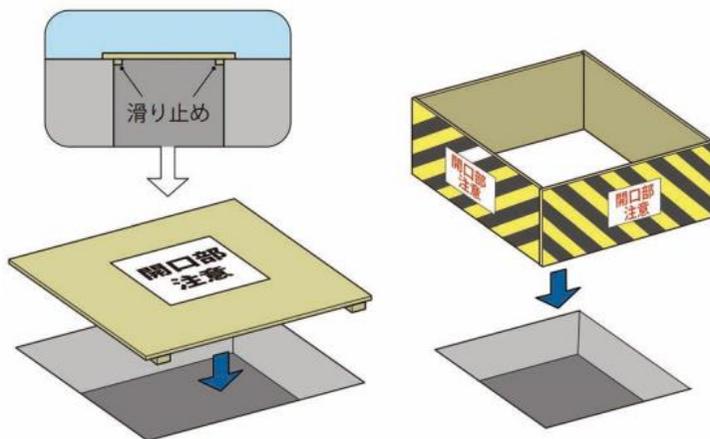
【墜落制止器具(安全帯)】



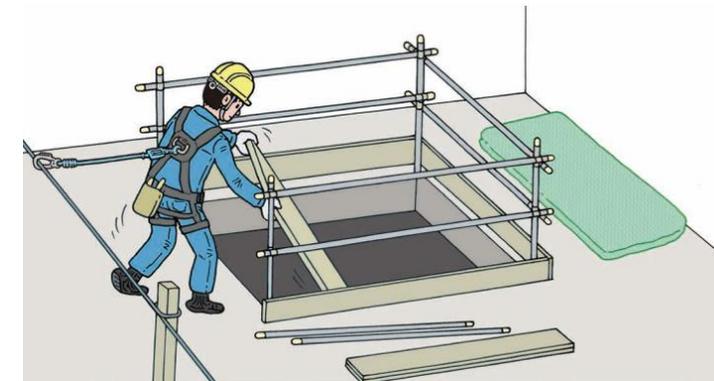
【手すり】



【開口部に保安設備(手すり、ふた、養生ネットなど)】



※手すりを外す場合



- ①手すり等の安全設備を外す場合は、元方事業者の許可を受けたうえで行う。
- ②墜落制止用器具(安全帯)の使用は予め取付設備を確保して作業。
- ③第三者が侵入しないよう立入禁止措置を行う。
- ④作業中断時・作業終了時には、必ず安全設備を復旧し、復旧後の安全性を確認する。
- ⑤復旧作業終了まで墜落制止用器具(安全帯)を使用する。

【正しく脚立・可搬式作業台を使う】



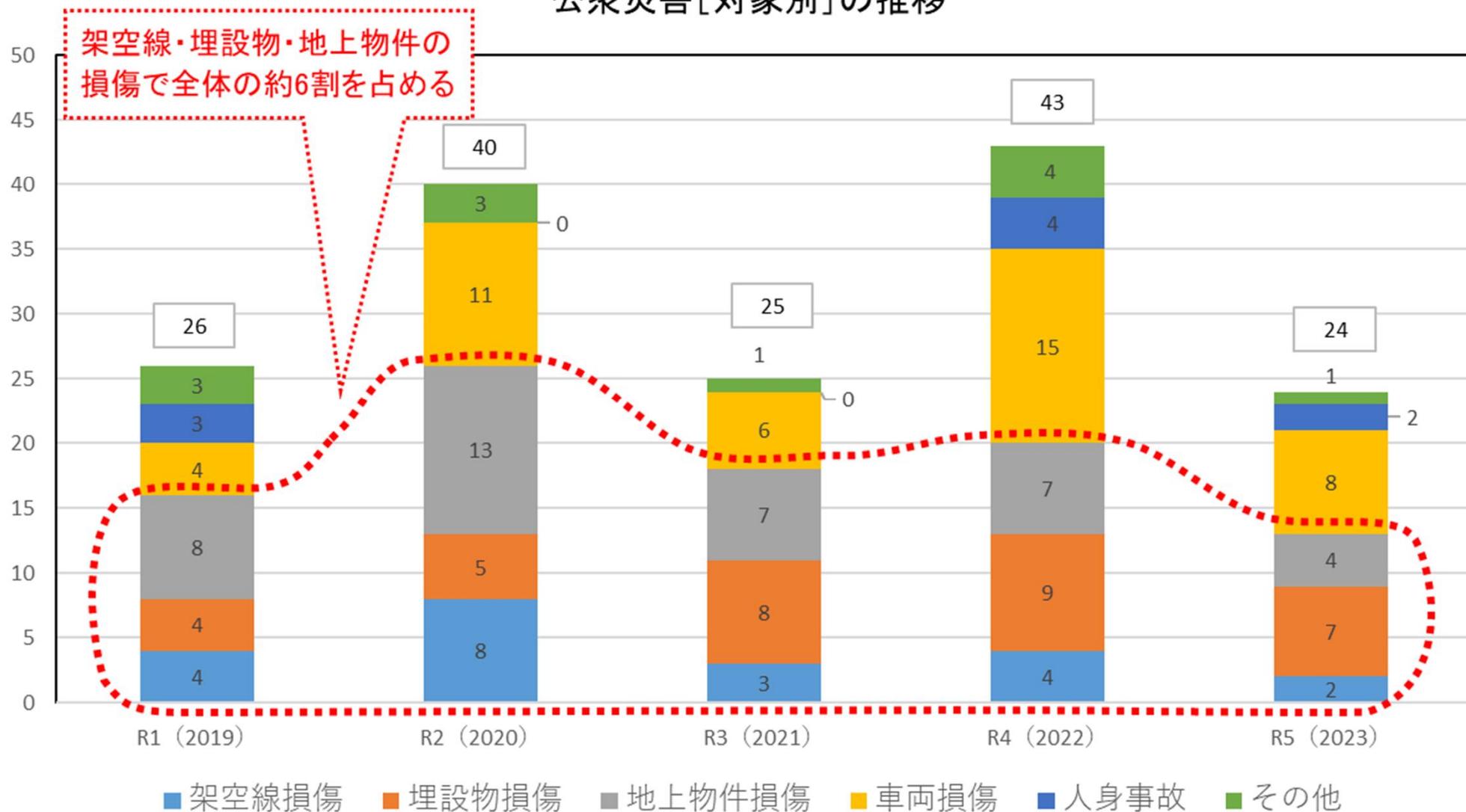
<p>作業開始前点検を確実に 行う</p>	<p>設置場所は適正か見極める</p>
<p>工具や材料を持って昇降しない</p>	<p>背を向けて降りない</p>
<p>身を乗り出して作業しない</p>	<p>反動作業はしない</p>
<p>飛び移らない</p>	<p>専用部材を使用して連結</p>

5. 事故原因から見た公衆災害防止 の着眼点

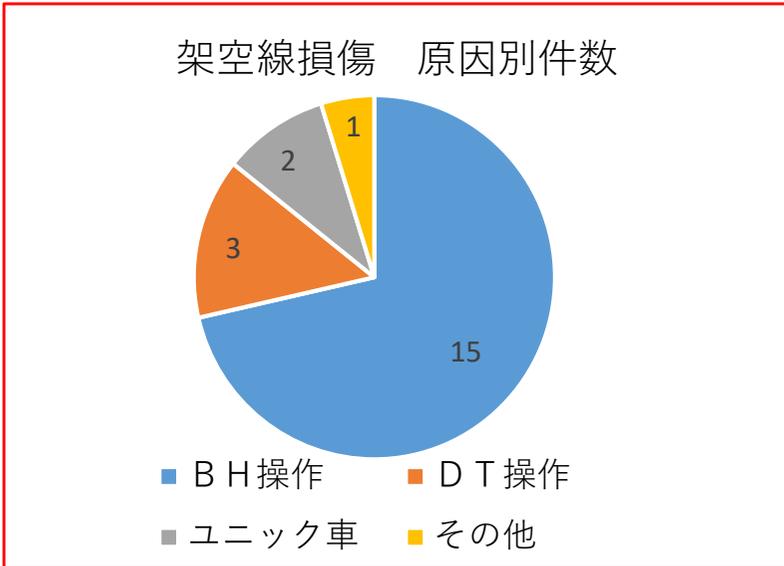
事故原因から見た公衆災害防止の着眼点

過去の公衆災害発生状況を見ると、架空線、埋設物、地上物件の損傷が全体の約6割を占めることから、これらの事故防止に重点的に取り組むことが重要である。

公衆災害[対象別]の推移



「架空線損傷」の原因をみると、バックホウのアーム操作や持ち上げたままの走行によるものが全体の約7割を占める。



18. バックホウのブームで架空線を切断(公衆災害)

- ①日時: 令和元年6月11日(火)10:15頃
- ②工事内容: 舗装工事
- ③事故内容: バックホウのブームで架空線を切断
- ④被害状況: NTT光ケーブル(1条)切断
- ⑤措置: 元請 措置無し 一次下請 口頭注意



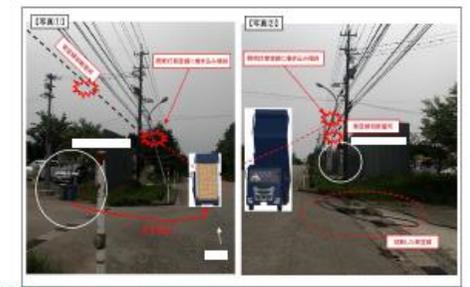
【事故発生状況】
 ・自由勾配溝とプレキャストボックスとの接続部の隙間を木板で塞ぎ作業を行っていたところ、木板付近へバックホウで土砂を投入しようとしてブームを旋回した際に架空線を切断した。

【事故発生原因】
 ・作業員に架空線に対する注意喚起等の指導徹底を欠いた。
 ・バックホウのオペが自身の判断で、予定外の作業(土砂投入)を行った。

48

26. 荷台を格納せず架空線を切断(物損事故)

- ①日時: 令和4年5月20日(金)10時20分頃
- ②工事内容: 道路改良工事
- ③事故内容: 10tダンプにて架空線を切断し、切断した架空線にて道路照明灯を巻き込み傾斜
- ④被害状況: 架空線の切断、道路照明灯の傾斜

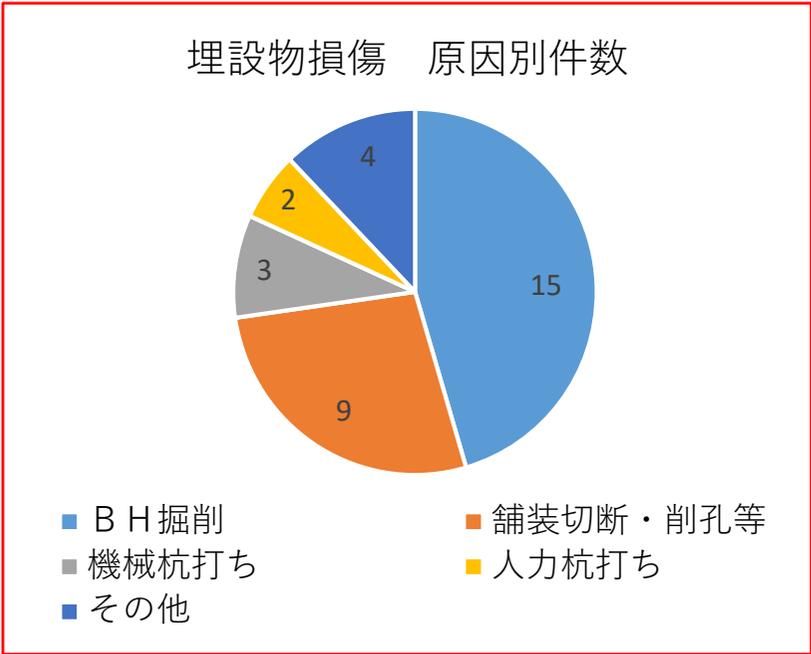


【事故発生状況】
 ・As舗装版を撤去し、10tダンプにて搬出、荷下ろし後、荷台を格納せず左折退出した際、架空線を切断し、切断した架空線にて道路照明灯を巻き込み傾斜した。

【事故発生原因】
 ・搬出先の事前調査不足
 ・荷下ろし後、ダンプ運転手の荷台を格納し忘れ(ヒューマンエラー)

61

「埋設物損傷」の原因は、バックホウ掘削時によるものが約半数、コンクリートカッターやコアカッターによる舗装切断や削孔時において水道管や通信管路等を損傷させる事例が多く発生。事前調査や試掘が不十分なまま施工していることが主な原因となっている。

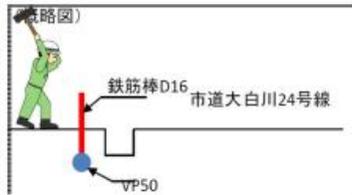


13. 路肩に埋設された水道管を破損(物損事故)

北陸地整

その他事故

- ①日時: 令和2年5月12日(火) 17:20頃
- ②工事内容: 砂防堰堤工事
- ③事故内容: 市道路肩に工事看板設置の際、鉄筋棒を大ハンマーで打ち込み時に埋設してある水道管を破損
- ④被害状況: 水道管破損(2棟に影響)



発生状況

破損状況

【事故発生状況】
・市道路肩に工事看板設置の際、鉄筋棒を大ハンマーで打ち込み時に埋設してある水道管を破損

【事故発生原因】
・地下埋設物の未確認
・看板設置位置の打合せが無かった。

50

17. 試掘作業中に水道管破損(物損事故)

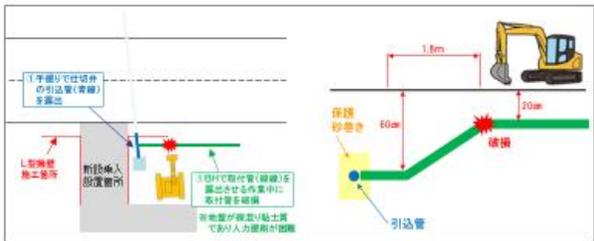
国土交通省
北陸地方整備局

建設機械等事故

- ①日時: 令和5年7月3日(月) 8時35分頃
- ②工事内容: 擁壁設置
- ③事故内容: バックホウによる埋設管破損
- ④被害状況: 水道管破損



水道管破損状況



事故発生状況

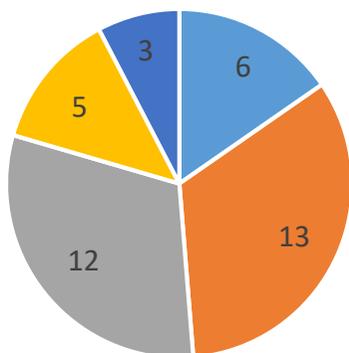
【事故発生状況】
・埋設物の位置確認を行っていたところ、バックホウの刃先が水道管と接触し破損させた。

【事故発生原因】
・最初、人力掘削による試掘により水道管の引込管の埋設深を把握した。次に取付管の試掘を行う際に、地盤が硬い礫混じり粘性土で埋設深さも引込管と同じ思い込みバックホウで掘削した。

67

「地上物件損傷」の原因をみると、バックホウ等の建設機械によるもの、高所作業車や除雪車等の作業車両によるもの、トラック等の運搬車両によるものも多く、いずれも障害となる設置物を事前に確認したうえで見張りや誘導を適切に行うことで防止することができたと思われる。また、肩掛け式・ハンドガイド式による草刈り機使用時のケーブル切断や飛び石による事故も散見されている。

地上物件損傷 原因別件数



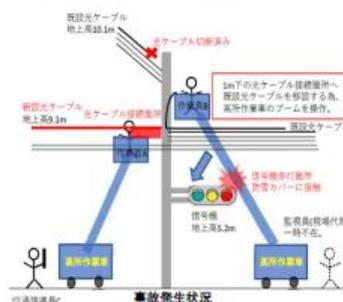
- BH等建設機械
- 作業車両
- 運搬車両
- 人力草刈り機
- その他

30. 高所作業車のブームが信号機に接触し破損 (物損事故)

北陸地整

- ①日 時: 令和3年9月14日(火) 10:00頃
- ②工事内容: 電気通信工事
- ③事故内容: 架空光ケーブルの移設作業において、高所作業車のブーム操作を行ったところ、ブームが信号機の防雪カバーと接触し、一部を破損
- ④被害状況: 信号機の防雪カバー (信号の動作に支障なし)

建設機械等事故



【事故発生状況】

- ・架空光ケーブルの移設作業において、高所作業車や誘導員等の配置完了後、監視員は切断する光ケーブルの確認でその場を離れる必要があり、高所作業車のブーム操作を行わないよう作業員に指示して移動
- ・しかし、作業員は移設作業を進めようと、監視員が不在の中で高所作業車のブーム操作を行ったところ、ブームが信号機の防雪カバーと接触し、一部を破損



【事故発生原因】

- ・監視員が現地を離れている間のブーム操作を禁止されていたが、次工程に早く取りかかろうと作業員に焦りが生じてブーム操作を行った
- ・作業員の注意が高所作業車のバケット部に近接した架空ケーブルに集中し、信号機への意識が薄れてブーム部の確認が不足

31

8. ダンプトラックのドアミラーが標識に接触破損(物損事故)

国土交通省
北陸地方整備局

- ①日 時: 令和5年2月1日(水) 10時00分頃
- ②工事内容: 河道掘削工事
- ③事故内容: 対向車とすれ違うために道路左端に寄ったところドアミラーを道路標識に接触させ破損
- ④被害状況: 交通標識破損

自動車等事故



【事故発生状況】

- ・10tダンプトラックによる土砂運搬走行時に、対向車とすれ違うために道路左端に寄ったところドアミラーを道路標識に接触させ破損

【事故発生原因】

- ・運転手の不注意
- ・大型車運転経験不足による車幅感覚の未熟
- ・運行経路における危険箇所の把握が不十分

58

公衆災害を防止するため、特記仕様書に以下の条文を標準として明示していますので、適切・的確な対応をお願いします。

第〇条 架空線・埋設物等への接触・切断事故防止対策

1. 受注者は、工事範囲内にある架空線・埋設物等について、管理図及び占用台帳等による事前情報の収集を行い、必要に応じて管理者立会いのもと試掘等による調査を事前に実施することにより、当初図面に架空線・埋設物等正確な情報を記載するよう努めること。
2. 受注者は、設計図書等における架空線・埋設物等表示が明確でない場合で、設計図書の補完や修正設計のために工事発注後調査する場合は、調査法やその必要性を監督職員と協議する。
3. 受注者は、事前調査結果を監督職員に報告するものとする。
4. 埋設位置が台帳や設計図書で確認された場合であっても、実際の位置と異なる事も想定されるため、慎重な施工に努めること。
5. 公衆災害防止対策として、下記項目についてとりまとめ、作業員等へ周知徹底を図るものとする
 - (1) 工事現場、土取り場、土捨て場、資材置き場、資材運搬経路等工事に係る架空線等上空施設の事前調査(場所、種類、高さ等)結果。
 - (2) 掘削作業及び占用物件支障移転に伴う埋設物等の事前調査(位置、種類、深さ等)結果。
 - (3) 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ状態等での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回禁止対策。
 - (4) 現場出入り口での「高さ制限措置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策。
6. 受注者は、公衆災害防止対策等について安全巡視等で確認するとともにKY日誌等に記録する。改善・補修等が必要となった場合は、適宜対応する。
7. 受注者は、新規入場者教育、KY 活動並びに安全教育等において、オペレータ、運転手及び交通誘導警備員等に対し、教育の徹底を図る。
8. 監督職員は、点検・教育の実施記録について、提出を求めることができる。

第〇条 情報通信光施設近接工事における切断等の事故防止対策

本工事は、情報ボックス(又は電線共同溝、CAB、IRN など)及び光ファイバーケーブルなど(以下「情報通信光施設」という。)の近接工事に該当することから、以下のとおり施工し、情報通信光施設の切断、損傷などの事故防止を図らなければならない。

1. 工事の施工は、情報通信光施設に関連する次の規程を遵守しなければならない。

【該当するもののみ記入する】

- (1) 情報ボックス管理規程及び情報ボックス保安細則
- (2) 電線共同溝管理規程(改定案)
- (3) 電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(Ver.2:平成15年4月)
- (4) 兼用工作物管理協定
- (5) 道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則

2. 受注者は、監督職員の指示に基づき工事着手前に次の事項を実施しなければならない。

- (1) 受注者は、情報通信光施設に係る事故防止の責任者となる「設備事故防止責任者」を現場代理人若しくは監理(主任)技術者から選任して監督職員に提出すること。
- (2) 緊急時連絡体制及び施工体制を監督職員に提出すること。
- (3) 道路管理者担当者との立会により近接工事区間、情報通信光設備などの確認を行うこと。また、必要に応じて情報通信光施設の占有者及び兼用芯線使用者(以下「占有者等」という)との立会を行うこと。その場合は、道路管理担当者を通して占有者等へ要請するものとする。
- (4) 情報通信光施設の事故防止対策について監督職員の承諾を得ること。
- (5) 情報通信光施設の事故は、事故の重大性の認識が低いことに起因している面があるから、受注者は作業員、協力会社などの施工関係者に対して事故防止対策及び事故の重大性を周知すること。

6. お知らせ

「建設工事事故データベース(SAS)」に情報登録をします

- ・建設工事事故データベース(SAS)は、地方整備局・都道府県・政令指定都市・機構等が発注する公共工事で発生した一定規模以上の事故の事故報告データの集合体です。収集されたデータは、建設工事事故対策検討委員会や発注者において、工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用しています。
- ・休業4日以上のご建設工事事故等を対象に、登録に必要な事故番号、パスワードを発注担当課長等に通知しますので、受注者・発注者は、インターネットを利用して登録(入力)してください。
- ・登録に関する詳細については、ホームページ内の「SASのガイドライン」を参照して下さい。



ホームページ <https://sas.hrr.mlit.go.jp/>

土木工事共通仕様書により、「建設工事事故データベースシステムに情報を登録すること」が明記されています。

登録対象となる事故

事故の分類	事故の定義
労働災害	工事区域において工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 資機材・工事製品輸送作業が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、 <u>休業4日以上</u> の負傷をいう。
もらい事故	工事区域において当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、 <u>休業4日以上</u> の負傷をいう。
負傷公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。
物損公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故であつて、第三者の死傷に繋がる可能性の高かつた事故。

※ 工事区域：工事作業現場内および隣接区域

問い合わせ：企画部 技術検査官

「あんぜん北陸」を発刊(四半期毎) 【整備局HPにも掲示】

あんぜん北陸 第240号 2025. 5. 28

北陸地方整備局
技術開発・管理部会
工事安全管理分科会

◆令和7年1月～3月事故の状況◆

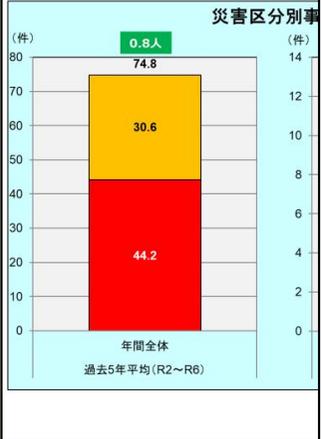
- ☆労働災害と公衆災害を合わせた工事事故全体の件数は、8件発生しており過去5年平均に比べ5件減少しています。
- ☆労働災害は7件。建設機械等、工具取扱いの事故が増えています。
- ☆休業4日以上の労働災害は1件

- ・例年5月から6月にかけて事故
- ・工事着手直後は事故発生リスク
- ・身体が暑さに慣れていないこの

～工事事故の発生状況～

令和7年1月から3月までの事故件数8件、7件、公衆災害は1件発生しており、過去5

災害区分別事



STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

本格的な夏を迎える前から予防対策に取り組みましょう
梅雨の晴れ間、梅雨明け直後など、身体がまだ高温多湿に順応できていないタイミングで急に気温が上がったり、蒸し暑くなったりすると、熱中症発生のリスクが高まります。
環境省と気象庁では、暑さ指数および熱中症警戒アラートの情報提供を行っています。それらも確認しながら、熱中症対策を始めましょう。

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

職場での熱中症により近年は、一年間で約30人が亡くなり、約1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握。地域や作業環境ごとの暑さ指数の把握を怠らなことを要す。

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減 暑さ指数に該当した対策対策を実施	<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備 暑さ指数に該当した休憩場所を整備
<input type="checkbox"/> 服装 暑さ指数に該当した服装を着用	<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮 暑さ指数に該当する暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> ブレウーリング 作業開始前や休憩時中に涼感体温を下げる	<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取(水分等を発行させるとも考慮)
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※最低入職者や未経験者等は別途注意すること	<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応 次の表病を持つ方には医師等の意見を踏まえ、必要に応じて(①)熱中症予防対策(②)心疾患等の発生を予防する健康診断の受診(③)心疾患の改善状況の把握(④)等
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理 日々の朝食の摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを留意し、作業開始前に確認	<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認 症状を察知し(汗をかく、TPO)を確認する等、労働者の健康状態を確認するよう留意
<input type="checkbox"/> 異常時の対応 あらかじりの作止しと連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも不安や疲労が蓄積を感ずれば、あらかじりの作止しと連絡体制や対応手順等に即して対応 ※必ず一旦作業を中断し、急場を凌いで風通しすることにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急車を要請)	<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認 緊急時の対応(災害時)における連絡体制や対応手順等を確認し、関係者に周知

重点取組期間 7月 にすべきこと

- 暑さ指数の把握結果を把握し、必要に応じた対策を実施
- 暑さ指数に該当した作業の中断等を要す
- 水分、塩分を積極的に摂取し、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、監視精度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 作業中や作業終了後の体調不良は、躊躇することなく救急車を要請

安全管理優良受注者表彰

北陸地方整備局では、毎年9月第4週を「労働災害防止週間」と定め、建設工事における労働災害の防止に向けて、北陸地方整備局所管の工事等に関し、その安全管理及び労働災害防止対策が特に優秀であって他の模範となる受注者を「安全管理優良受注者」として表彰しています。

令和5年度に完成した北陸地方整備局発注工事の受注者の中から15者を安全管理優良受注者として選定し、令和6年9月12日に北陸地方整備局において表彰式を行いました。



令和6年度 表彰

安全管理優良事例集をHPに掲載
安全管理優良受注者の取り組み事例を北陸地方整備局ホームページに掲載し、安全教育、安全管理等の参考として紹介しています
<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/anzenkanri.html>

安全管理優良受注者表彰 北陸 事例集

検索

営繕工事の生産性向上等の取組

令和7年7月

北陸地方整備局営繕部

営繕事業における働き方改革の主な取組（令和7年度）

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等

- 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む）
 - ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」
 - ・「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」の活用
 - ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」
- 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認）
- 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定

週休2日の推進

- 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定
- 「完全週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事
- 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）

施工時期等の平準化

- 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散
 - ・債務負担行為の積極的活用
 - ・余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等

- 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定
 - ・実勢価格や現場実態の的確な反映
 - ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定
- 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

生産性向上

ICTの積極的な活用等

- 生産性向上技術の活用
 - ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行）
 - ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等
- 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進

書類の効率化

- 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供
- 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化
- 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定

関係者間調整の円滑化

- 設計業務の発注における設計条件の明示
- 適切な設計図書作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等）
- 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記）
- 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用）
- 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、令和7年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革をより一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

完全週休2日の確保

- ▶ 「週休2日促進工事」において、「完全週休2日」の確保に向けた取組を推進。
(原則、土日を現場閉所日。ただし、協議により代替曜日への変更可。)
- ▶ 週休2日の取組状況に応じて労務費を補正。
加えて、完全週休2日を達成する場合は現場管理費についても補正。

働き方改革、生産性向上に配慮した仕様書の適用

- ▶ 令和7年4月1日より適用する「公共建築工事標準仕様書」等に次の規定を追加。
 - ・受発注者間の円滑な工期変更の協議のため、受注者の責によらない事由が生じ全体工期に影響を及ぼす場合は、監督職員に報告。
 - ・情報共有システムによる書面の提出等や遠隔臨場による情報通信技術の活用。

関係者間調整の更なる円滑化に向けた取組の確実な推進

- ▶ 「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」(令和5年3月)について、特に設計に関する取組についての理解を深めるための事例解説を作成。(令和7年3月)
- ▶ これを参照しつつ、更なる生産性向上に向けて、関係者間調整の円滑化への取組を引き続き推進。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

建設業の働き方改革に考慮した工期の設定

- ▶ 公共建築分野の発注者が連携して建設業の働き方改革を推進するために取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」について、建設業団体等にも意見を求めつつ、各省各庁及び地方公共団体とともに見直し。(令和7年7月予定)

1. 適正な工期設定

- (1) 適正な工期設定等
- (2) 週休2日の推進
- (3) 施工時期等の平準化

○ 適切な工期設定に関する配慮事項(公共建築工事における工期設定の基本的考え方)

発注者の責務

発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」参照

発注者は、「適切な工期」を設定するために、以下の事項に取り組む。
なお、工事費が工期に連動することに留意する。

① 工期確保の方策

- 事業全体の工程が的確に進捗するよう、**調整等に要する期間を十分想定**した上で、適切に事業の企画を行う。
- 工事実施に複数年を要するものについては、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。

② 工期設定のための留意事項

- **自然的要因**(多雪、寒冷、多雨、強風など)、**社会的要因**(労働事情、建設資材の調達事情、交通事情など)、**休日**等による**不稼働日**を踏まえる。
- 特定の**施工条件**は**設計図書に明示**する。
- 設備の最終調整や各検査などを考慮する。
- **過去の実績**等を参考にしつつ、**実情に応じた工期**を設定する。

③ 工期の変更

当初発注時には予期できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に則り、**設計変更等**を適切に実施し、その結果必要となる場合には**工期の変更**を行う。

1- (1) 適正な工期設定～営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保～

後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないよう配慮するなど、
各工程の適正な施工期間を確保する。

1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

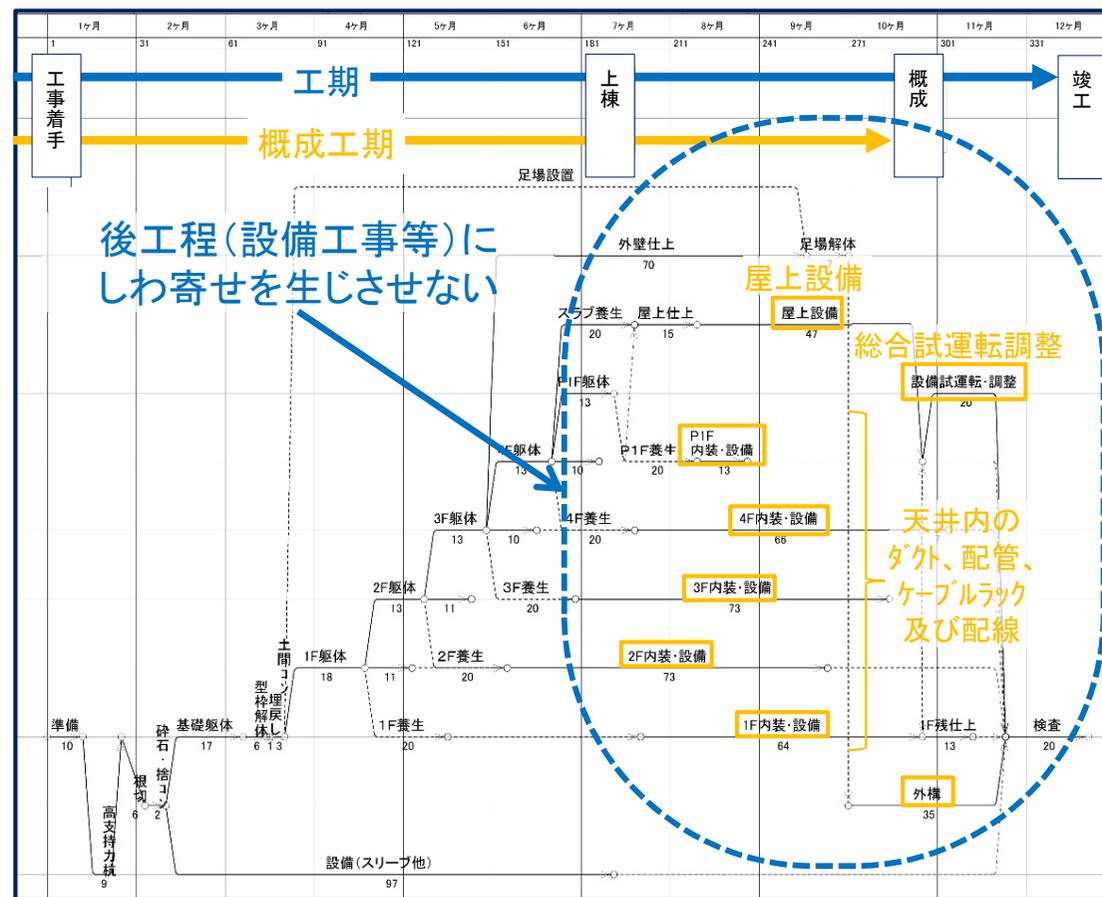
2 実施工程表の確認 (工事施工段階)

○ 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認

- ① 概成工期が明記されていること※3
- ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
- ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
- ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること
 - ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
 - イ) 屋上設備
 - ウ) 総合試運転調整

○ 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4、3,000㎡)



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。
 ※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。
 ※3 概成工期が設定された工事の場合。

1- (1) 適正な工期設定 ～営繕工事における熱中症対策について～

- 建設業における働き方改革の推進の観点から、令和6年度より、全ての営繕工事において「**猛暑による作業不能日数**」を考慮して工期を設定。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、**当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更**することを可能としている
- 「**一般的な熱中症対策**」に係る費用については、積算基準に定める共通費の率により算定し、当初の工事費に計上。「**一般的なもの以外の熱中症対策**」に係る費用については、受発注者間で協議の上、**設計図書の変更に**より計上することを可能としている

猛暑を考慮した工期設定

- 猛暑による作業不能日数（工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値^(注)が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去5年分の平均）を工事発注当初の工期に見込むとともに、設計図書に明記

(注) 気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数。31以上は「危険」とされている。
 (日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」(2022)より)

- 工期中に発生した猛暑による作業不能日数が、設計図書に明記する日数と著しく乖離し、受発注者間における協議により必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更

熱中症対策に関する費用の計上

- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上
- 「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考に設計図書の変更により計上

◆猛暑による作業不能日の算定方法の例

(2023年度 東京都千代田区※1の場合)

- 4～10月の全てを工期に含む場合※2

年	WBGT値31以上の時間※3(h)	日数換算(日)
2018	84	10.50
2019	67	8.38
2020	64	8.00
2021	47	5.88
2022	89	11.13
平均	-	8.78

※1 東京観測所の数値を使用
 ※2 4～10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用
 ※3 4～10月の各日（土日祝・夏季休暇（3日）を除く）の8時～17時のWBGT値31以上の時間

猛暑による
作業不能日数
9日間

◆「一般的な熱中症対策」の例

- ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライリスト、WBGT値の計測装置、等

◆「一般的なもの以外の熱中症対策」の例

- ・足場に設置する遮光ネット、等

- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- 品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改正において、「土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつその取組の質の向上を努めることが重要である。」とされたことを踏まえ、**令和7年度より、工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進**する。

発注方式

次のいずれかの方式により発注する。

発注方式	対象期間の現場閉所 ^{※1} の状況		
	全ての週 ^{※2} で2日 ^{※3} 以上 (新規)	全ての月で4週8休以上 (月単位の週休2日)	全体で4週8休以上 (通期の週休2日)
I型	受注者が選択 ^{※4}	必須	必須
II型	受注者が選択	受注者が選択	必須

※1 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態（現場休息）とする。
 ※2 原則として土曜日から金曜日の7日間とする。
 ※3 原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定する。土曜日又は日曜日を現場閉所日としない場合は当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定する。
 ※4 受注者が工事着手前に発注者と協議する。

労務費の補正

- 現場閉所の状況に応じた労務費及び現場管理費の補正係数を設定
- 予定価格の作成に当たっては、対象期間の**全ての週で2日以上**の現場閉所を行うことを前提として労務費及び現場管理費を補正
- 現場閉所の達成状況を確認し、対象期間の現場閉所の状況が各水準に満たない場合は、水準に応じた補正分を減額変更

対象期間の現場閉所の状況	補正係数	
	労務費	現場管理費
全ての週で2日以上	1.02	1.01
全ての月で4週8休以上	1.02	なし
全体で4週8休以上	なし	なし

工事関係者の対応

- 現場閉所の確認（受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。）
- モニタリング（受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。）
- 工事成績評定（従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。
 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。）

令和6年度 週休2日モニタリング対象の営繕工事のアンケート結果を公表 (令和7年7月11日)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年7月11日
大臣官房官庁営繕部計画課

令和6年度は85%以上で月単位の週休2日を達成！
~営繕工事における「週休2日促進工事」の取組状況について~

国土交通省では、週休2日に取り組む営繕工事を対象にモニタリングを実施しています。「月単位の週休2日」に取り組む工事のうち、令和6年度に完了した工事の85%以上で「月単位の週休2日」を達成しました。

引き続き、受注者へのアンケート結果等を踏まえて、発注者の対応について必要な改善を図りつつ、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進してまいります。

1 背景

営繕工事においては、建設業における働き方改革を推進する観点から、平成30年度より労務費補正等の試行を行う「週休2日促進工事」を実施しています。令和6年4月より建設業への時間外労働の上限規制の適用が開始されたことなどを踏まえ、令和6年度より、工期全体（通期）での週休2日に加え、工期中の全ての月において週休2日の確保を目指す「月単位の週休2日」の取組を推進しています。

今般、月単位の週休2日に取り組む週休2日促進工事のうち、令和6年度に完了した工事の取組状況をとりとめました。

2 取組状況（概要）

○月単位の週休2日に取り組む週休2日促進工事のうち、令和6年度に完了した工事28件中24件（85.7%）で月単位の週休2日を達成しました。

○月単位の週休2日を達成できた要因としては「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」「適正な工期設定がなされたため」「各工事間の調整が適切に実施されたため」が多く挙げられています。

○月単位の週休2日を達成できなかった要因としては「執務並行改修で、施工上の制約が大きいため」「作業員等が休日施工を望んだため」等が挙げられています。

（取組状況の詳細は別紙をご覧ください。）

3 今後の方針

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく発注関係事務の運用に関する指針の令和7年2月の改正等を踏まえ、今年度より、工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進しています。

引き続き、アンケート結果等を踏まえて、執務並行改修などにおける施工上の制約について、工事発注前の案件形成段階から施設利用者等と十分に調整を行うなど、発注者の対応について必要な改善を図ってまいります。

「月単位の週休2日」の達成状況

- 28件中24件（85.7%）で「月単位の週休2日」を達成。
- 新築、改修塔の別で見ると、新築では1件中1件、改修等では27件中23件（85.2%）で「月単位の週休2日」を達成。
- 「月単位の週休2日」が達成できなかった4件の工事では、工期全体（通期）での週休2日を達成。

「月単位の週休2日」を達成できた要因（具体例）

- 工事に余裕があり、また施設側の協力により達成できた。協力会社に週休2日の工事であることを周知し、了解の上発注した。
- 工事打合せ書の回答が迅速で協議を円滑に行うことができた。重複する書類の作成がなく、書類作成の時間が減った。
- 執務並行改修であったため、休日作業をせざる得ない日が多々発生したが、どうしても休日でなければ作業が出来ない内容以外はなるべく平日にも作業実施の了解を取り、作業時間の制約がある作業を減らして時間的余裕を確保することで、平日に現場閉所日をもうけられるように、事前調整した。

<お問合せ先>

大臣官房官庁営繕部計画課 松村、金辻

代表：03-5253-8111（内線 23222、23226） 直通：03-5253-8234

- **全ての営繕工事及び設計業務等**を対象に、現場環境の改善に向けた取り組みを実施
- 標準項目として、「**①依頼日・時間及び期限**」、「**②会議・打合せ**」、「**③業務時間外の連絡**」に関する取組を設定するなど、現場環境改善に努める

現場環境の改善に向けた取り組みの概要

(1) 目的

計画的に工事・業務を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事となるよう努める。

(2) 対象

- **全ての営繕工事**
- **全ての建築関係建設コンサルタント業務等**（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- ・打合せはWEB会議等の活用に努める。

③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない(ASP・メール等を含む)
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

(4) 進め方

- 受注者によって、勤務時間、ノー残業デーなどが異なることから、**柔軟性をもった取組**とする。
- 工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施する。

①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の40%を超えず、かつ、6ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置: 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間
(資機材の準備は可、現場搬入不可)

2. 必要経費へのしわ寄せ防止

(1) 予定価格の適正な設定等

平成27年 1月30日策定
令和 7年 3月31日最終改訂

『営繕積算方式』活用マニュアル

国土交通省 大臣官房官庁営繕部

2-(1) 予定価格の適正な設定等 ～「営繕積算方式」活用マニュアルについて～

「営繕積算方式」

- 「公共建築工事積算基準」等と、その運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法
(官庁営繕工事における積算手法)

(営繕積算方式)

- | | | | |
|-----------------|---------------|----------|--------------|
| ・最新単価の適用 | ・補正市場単価 | ・見積活用方式 | ・共通費の適切な積み上げ |
| ・地域外労働者の確保費用の計上 | ・適切な数量算出 | ・積算条件の明示 | ・物価スライド |
| ・工期連動型共通費積算方式 | ・入札時積算数量書活用方式 | | 等 |

『営繕積算方式』活用マニュアル

- 「適正な予定価格の設定」等の品確法における発注者責務の適切な実施や、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「営繕積算方式」を分かりやすく解説したマニュアルを作成

【最近のマニュアルの主な改訂】

- ・働き方改革の取組を追加（熱中症対策、週休2日促進工事）
- ・資材価格の高騰など昨今の社会情勢への対応に係る内容を充実（スライドの運用、工事一時中止に伴う増加費用）
- ・小規模の軸組構法の木造建築物の数量算出に関する解説を追加

本マニュアルを活用すること等により、
「営繕積算方式」を普及・促進し、発注関係事務の適切かつ効率的な運用の推進を図る

【「営繕積算方式」及び活用マニュアルの作成経緯】

- 東日本大震災の被災地における公共建築工事の予定価格と実勢価格との乖離への対応方法として、国土交通省の官庁営繕工事における積算手法や不調・不落対策の取組を「営繕積算方式」としてパッケージ化。
- 第4回復興加速化会議（H26.9）において、東日本大震災の被災地において本格化する公共建築工事を確実かつ円滑に実施するため、「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体へ普及させることを決定。これに対応するため、『営繕積算方式』活用マニュアル（被災3県版）を作成。
- 品確法を踏まえ、発注関係事務の適切な運用を図るために、全国の公共建築工事発注機関において活用できるよう「普及版」を作成（H27.1）。

2-(1) 予定価格の適正な設定等 ～「公共建築工事積算基準」の体系～

➤ 積算関係の基準は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」等と国土交通省資料で構成

【国の統一基準】 官庁営繕事務の一層の合理化・効率化のため平成15年度より各省庁で統一化を図り、運用

【総括】
公共建築工事積算基準
(最終改定：平成28年12月20日)

【数量】
公共建築数量積算基準
(最終改定：令和 5年 3月29日)
公共建築設備数量積算基準
(最終改定：令和 7年 3月19日)

【単価】
公共建築工事
標準単価積算基準
(最終改定：令和 7年 3月19日)

【共通費】
公共建築工事
共通費積算基準
(最終改定：令和 7年 3月19日)

【書式】
公共建築工事内訳書標準書式
(建築工事編・設備工事編)
(最終改定：令和 5年 3月29日)

【書式】
公共建築工事見積標準書式
(建築工事編・設備工事編)
(最終改定：令和 7年 3月19日)

【国土交通省資料】 統一基準で定められていない事項について別途資料等を整備し、運用

【運用】
公共建築工事積算基準等資料
(最終改定：令和 7年 3月19日)

【資料】
営繕工事積算チェックマニュアル
(最終改定：令和 6年 3月25日)



公共建築工事の積算における留意事項と取組内容

(留意事項)

(取組)

単価及び価格

- ✓ 実勢を反映した単価の採用
- ✓ 現場実態を踏まえた単価の設定

1. 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

- ① 入札日直近の最新の単価の採用
- ② 補正市場単価の採用
- ③ 少量、僅少等の場合の単価補正等
- ④ 見積単価の適切な設定
- ⑤ 見積活用方式の採用

共通費

- ✓ 施工条件の適切な明示
- ✓ 必要な費用の計上

2. 施工条件を踏まえた共通費の算定

- ① 揚重機、交通誘導警備員等に要する費用の積み上げ
- ② 施工条件の明示と数量書への反映
- ③ 遠隔地からの資材調達・労働者確保に要する費用の積み上げ

工期

- ✓ 適切な工期設定
- ✓ 工期延長や一時中止等に伴う費用計上

3. 適切な工期設定と費用計上

- ① 適切な工期設定と柔軟な工期延長
- ② 工期連動型共通費積算方式の採用
- ③ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算

2- (1) 予定価格の適正な設定等 ～円滑な施工確保のための取組 (2)～

(留意事項)

(取組)

数量

- ☑ 適切な数量算出

4. 設計図書に基づく適切な数量算出

- ① 営繕工事積算チェックマニュアルの活用
- ② 木造建築物の適切な数量算出

契約変更

- ☑ 適切な契約変更の協議

5. 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

- ① 設計変更ガイドラインの適切な運用
- ② スライド条項の適切な運用
- ③ 入札時積算数量書活用方式の導入

復旧工事

- ☑ 復旧工事の特徴を踏まえた取組

6. 復旧工事における円滑な施工確保のための各種取組

復旧工事の特徴・留意すべき事項を踏まえた主な対策

その他

- ☑ 社会情勢の変化等への対応

7. 新たな課題への対応

- ① 営繕工事における熱中症対策
- ② 営繕工事における週休2日促進工事

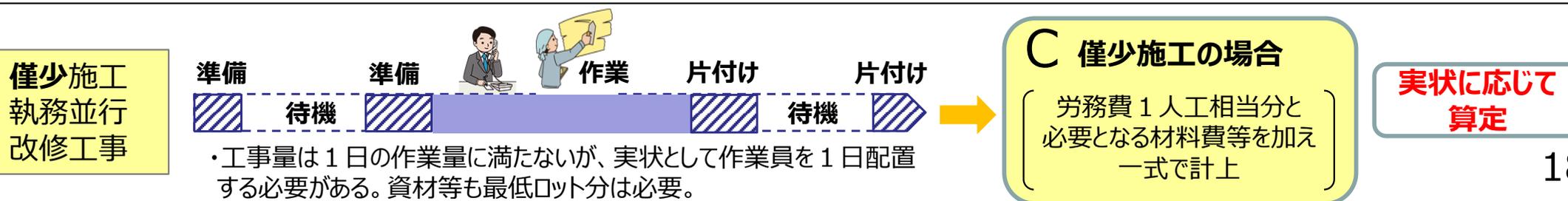
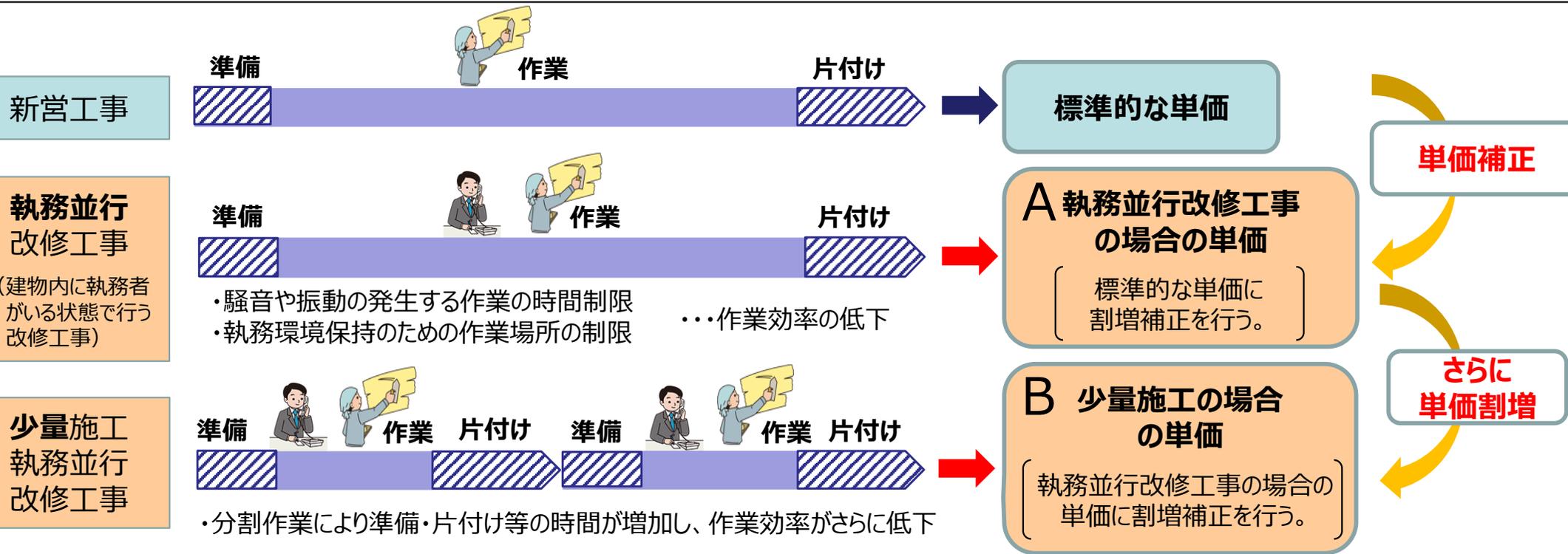
2-(1) 予定価格の適正な設定等 ～少量、僅少等の場合の単価補正等(1)～

※「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について」(R1.10.25国営積第4号)より

○現場施工上必要と考えられる費用を適切に計上

【改修工事における単価補正等】

- A 執務並行改修の場合、複合単価及び市場単価の**単価補正**を行う
- B 改修工事で**施工数量が少量**の場合、Aの単価にさらに**単価割増**を行う
- C 改修工事で**施工数量が僅少**の場合、現場で**実際に必要な労務費・材料費等**を計上する



2-(1) 予定価格の適正な設定等

～見積単価の適切な設定～

- 見積依頼時に見積りの対象範囲、施工条件等を見積作成者に正確に伝え、適切な見積書を収集
- 収集した見積書が適切な内容となっているか確認したうえで、ヒアリング等により実勢価格帯を把握し、見積書の価格を適切に設定

製造業者等への見積依頼

➤ 以下の資料を提示し、見積りを依頼

① 見積依頼書

物件に関する情報を取りまとめた書類

(記載項目例)

工事場所、予定工期、構造・規模、施工条件、見積有効期限、等

② 見積条件書

見積範囲に含める(含めない)事項を明確にした書類

工事範囲に含める(含めない)事項を明確にし、発注者の意図する見積対象範囲、施工条件等を見積作成者へ正確に伝える

③ 設計図書

見積りに必要な図面、等

④ 見積書表紙

必要に応じて

⑤ 参考数量



見積書の内容、価格の確認等

見積書の内容の確認*

※発注者側が提示した条件との適合確認等

- ・ 見積依頼書、見積条件書、設計図書等に基づき、**見積書の内容に過不足がないか**
- ・ 施工実態を踏まえて、**材料費や労務費などに過不足がないか**

見積書の価格の確認等

- ・ **ヒアリング等による実勢価格帯の把握**
- ・ 類似品目の複合単価や、刊行物、カタログ等掲載の類似品目の単価等と比較
- ・ 過去の工事で個別に設定した類似品目の見積単価等と比較(価格変動の動向や施工条件の違いに留意)



- ・ 実勢価格帯の把握
- ・ 見積書の価格の補正

見積単価の適切な設定

特殊な工法等の採用について

特殊な工法等を採用する場合、入札参加者が見積りできない事や、極端に高い(安い)価格となり、不調・不落の要因になることも考えられるため、慎重に検討する必要がある

2- (1) 予定価格の適正な設定等

～見積活用方式の採用～

- 見積活用方式は、円滑な事業執行を目的に、公共建築工事積算基準類に基づく価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を設定する方式

※「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」(平成26年2月6日付国営計第118号)より

営繕工事における「見積活用方式」の活用

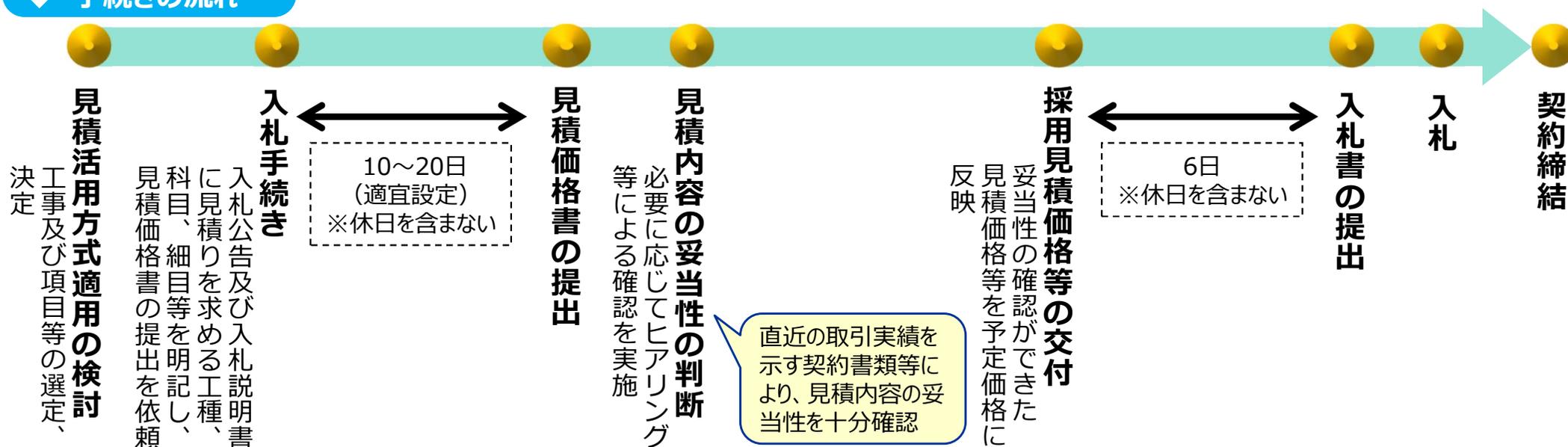
◆ 対象工事

- (1) 公共建築工事積算基準類に基づく価格（以下、「標準積算」）と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事
- (2) 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事（当初発注からも適用可能）

◆ 対象工種

直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分

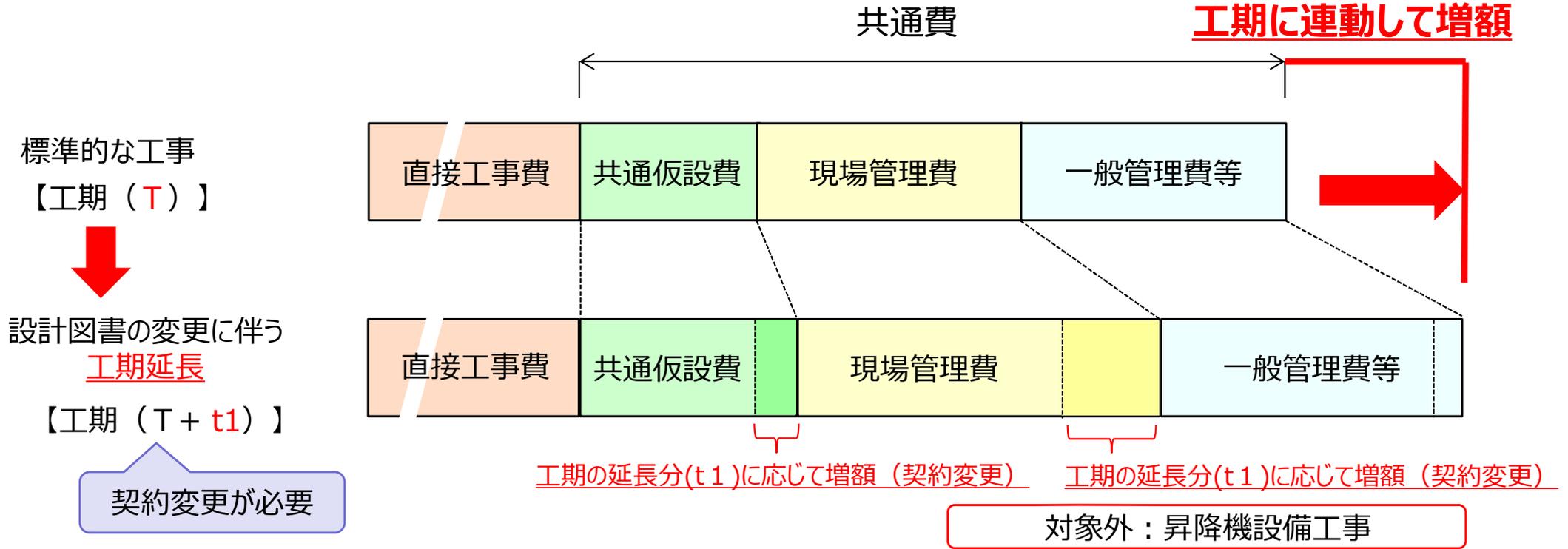
◆ 手続きの流れ



工期延長に対応した共通費（共通仮設費、現場管理費）の算定

※「公共建築工事共通費積算基準」より

◆「工期連動型共通費積算方式」



◆ 工期の影響を受ける主な項目

共通仮設費

- 仮設建物費（現場事務所等） …… 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
- 動力用水光熱費（工事用電気、水道料金） …… 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

現場管理費

- 従業員給料手当（現場従業員等の給与） …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
- 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額） …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

※「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（令和2年6月一部改定））より

「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」の適切な運用

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（以下、26年版ガイドライン）』を策定した。

- ◇構成 ・ 「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容 ・ 設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的 ・ 発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・ 発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品質法の改正（平成26年6月施行）

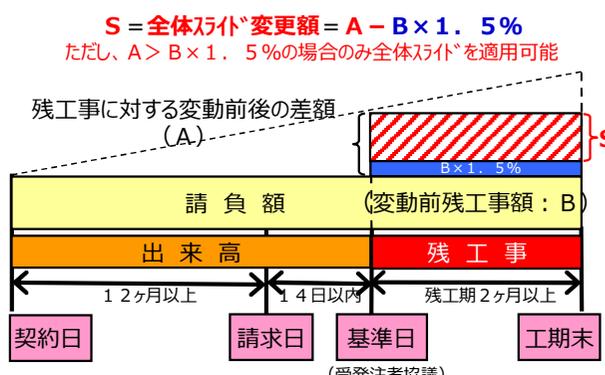
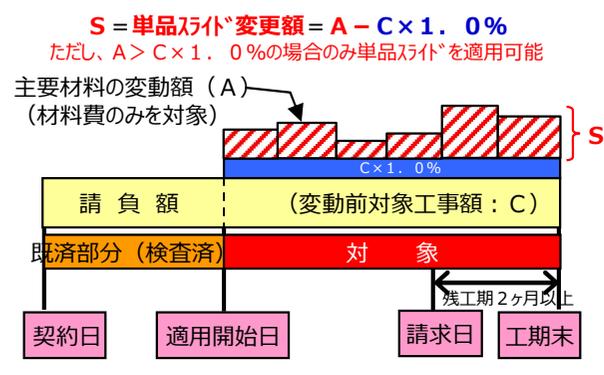
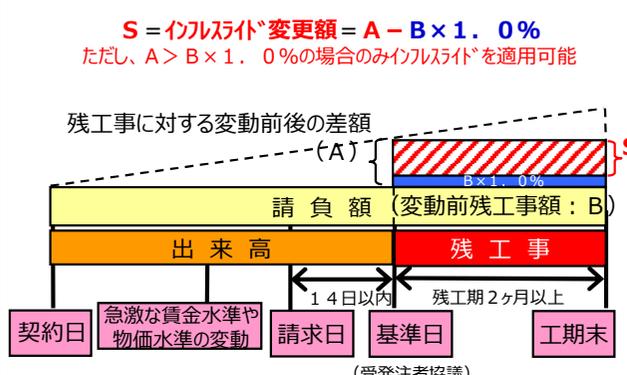


基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』を改定した。

- ◇主な改正点 ・ 指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
・ Q&Aは、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、
地方公共団体等に対して周知（H27. 9月末）（平成29年3月一部改訂）

2-(1) 予定価格の適正な設定等 ~スライド条項の適切な運用~

公共工事標準請負契約約款26条（スライド条項）の適切な運用

項目		全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等
	受発注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営 上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再 スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
概要図		<p>$S = \text{全体スライド} \text{ 変更額} = A - B \times 1.5\%$ ただし、$A > B \times 1.5\%$ の場合のみ全体スライドを適用可能</p> 	<p>$S = \text{単品スライド} \text{ 変更額} = A - C \times 1.0\%$ ただし、$A > C \times 1.0\%$ の場合のみ単品スライドを適用可能</p> <p>主要材料の変動額 (A) (材料費のみを対象)</p> 	<p>$S = \text{インフレスライド} \text{ 変更額} = A - B \times 1.0\%$ ただし、$A > B \times 1.0\%$ の場合のみインフレスライドを適用可能</p> 

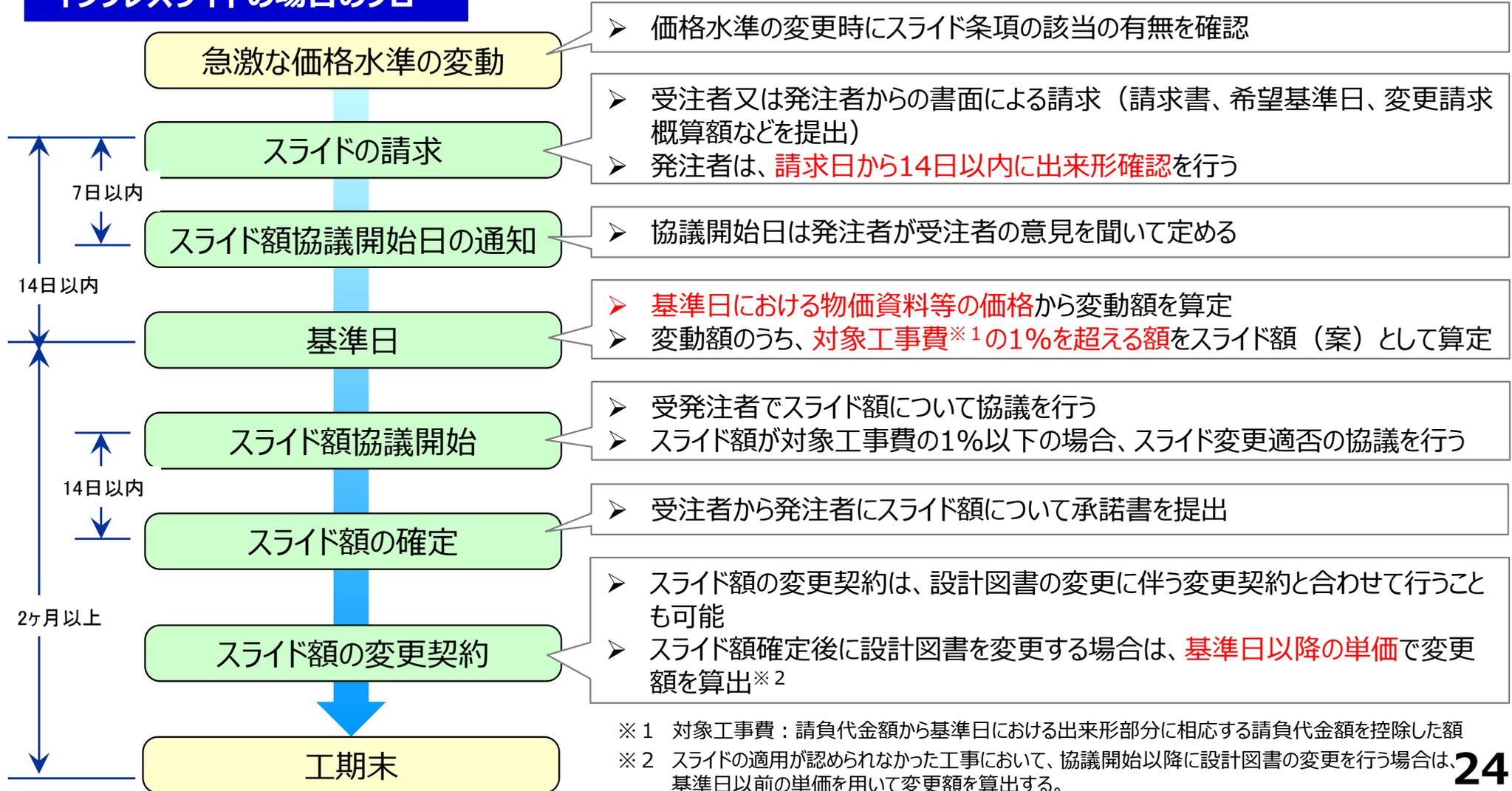
【スライド額】 材料価格、複合単価、市場単価、見積単価の価格を算出する。

- ・工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（営繕工事版）（令和5年3月）
- ・賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）（令和4年9月）

2- (1) 予定価格の適正な設定等 ～スライド条項の適切な運用～

- 賃金水準又は価格水準の変動により、受注者からスライド条項に基づく請求があった場合、変更の可否について適切に判断した上で、請負代金額を変更

インフレスライドの場合のフロー



※¹ 対象工事費：請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額

※² スライドの適用が認められなかった工事において、協議開始以降に設計図書の変更を行う場合は、基準日以前の単価を用いて変更額を算出する。

2- (1) 予定価格の適正な設定等 ～入札時積算数量書活用方式の導入～

※「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」（平成29年3月14日付国営積第23号他）より

- 公共工事の品質は、適正な請負代金での契約を締結すること等により確保されなければならない旨、品確法に規定されている。適正な請負代金での契約に当たっては、**適正な数量での積算が重要**となる
- 積算数量に関する協議の円滑化に資するよう、**発注者が示す数量書に疑義が生じた場合に受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項**する「入札時積算数量書活用方式」を導入

入札時積算数量書活用方式のポイント

ポイント①

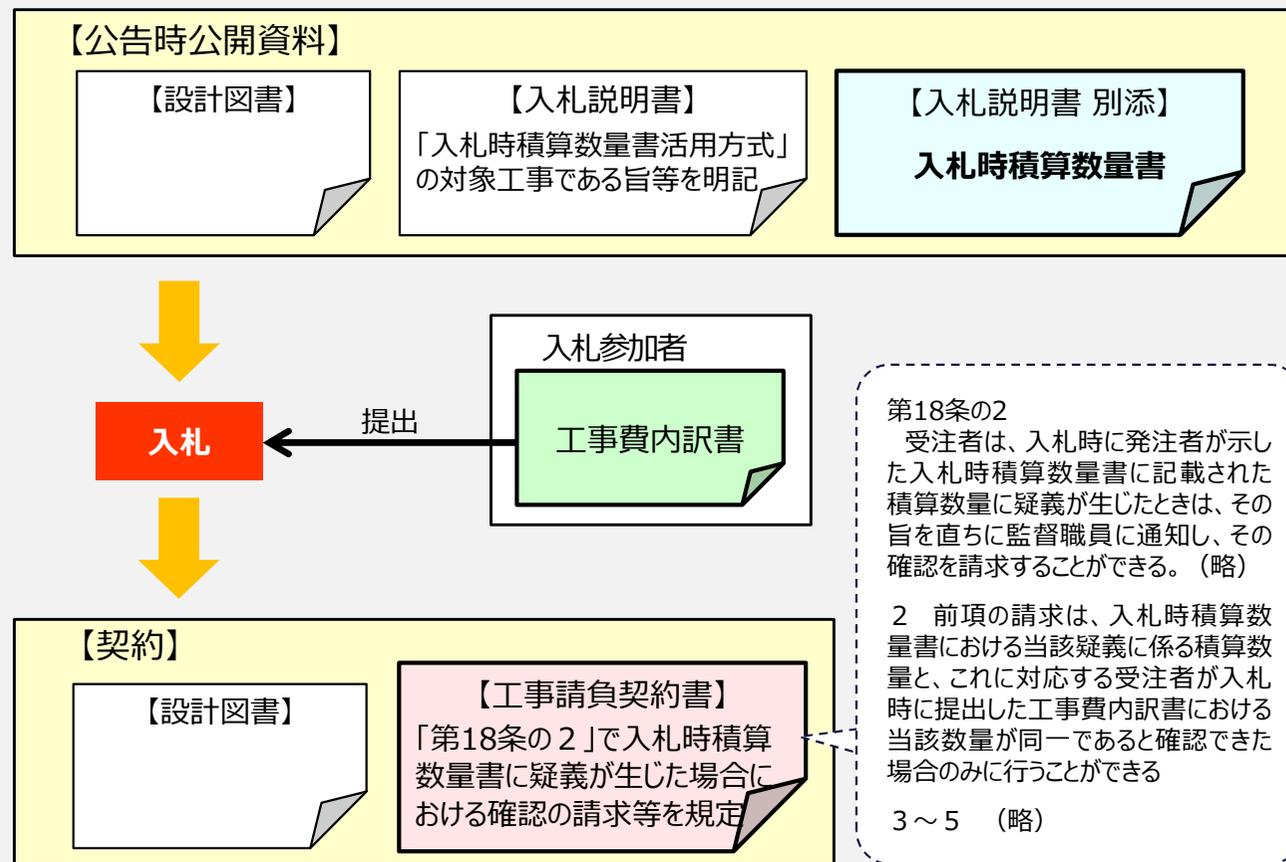
- **工事請負契約書**に、入札時積算数量書の位置付けを**規定**する

ポイント②

- 入札時積算数量書の数量は、協議、変更等を行う場合の**協議の基となる数量**であり、いわゆる「**契約数量**」ではない

ポイント③

- 契約後、積算数量に関する協議等を行うためには、「**入札時積算数量書**」の数量と受注者の「**工事費内訳書**」の数量が**同一**である必要がある



※入札時積算数量書の数量の訂正は、工事請負契約書第19条による設計図書の変更ではない

3. 生産性向上

- (1) ICTの積極的な活用等
- (2) 書類の効率化
- (3) 関係者間調整の円滑化

BIM^{※1}活用

※1 Building Information Modelling

●新営の設計業務、工事におけるBIMの本格活用

原則全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR^{※2}（発注者情報要件）を適用。

※2 Employer's Information Requirements

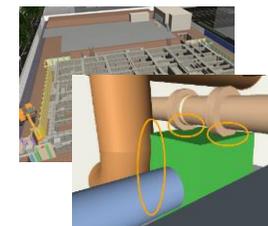
設計段階

- ・業務発注時にEIRで次のように要件提示。
- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務で、BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。成果品として、設計BIMデータとその説明資料。
- ・全ての新営設計業務で、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。



施工段階

- ・工事発注時にEIRで次のように要件提示。
- ・全ての新営工事で、推奨項目を設定。
- ・工事契約後のBIM伝達会議において、工事受注者に貸与可能な設計BIMデータについて説明。

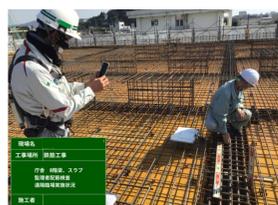


●BIMデータを活用した積算業務（試行）

- ・BIMデータ（形状、属性等）から取得した情報に、積算に必要な条件、データ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。

建設現場の遠隔臨場の本格活用

●事務所等から建設現場の遠隔臨場



現場



画像・音声配信



事務所等

原則全ての営繕工事で遠隔臨場を本格活用

カメラ映像、音声等を Web 会議システム等を利用して配信し、監督職員の立会い・検査、監督職員との協議、関連工事等の調整。

デジタル技術を活用した監督検査の試行

●デジタル配筋検査（試行）



対象物を撮影

検査結果
(判定結果+計測値)

●デジタルガス圧接継手外観検査（試行）



対象物を撮影
(撮影ガイド付き)

検査結果
(判定結果+計測値)

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。従来の目視による確認に代えて、タブレット等で撮影した画像判定で確認。

3-(1) ICTの積極的な活用等～官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針(R7.3)～

情報共有システムの活用

●設計業務等、工事における情報共有システムの活用

原則全ての営繕工事を対象に、
発注者指定により情報共有システムを活用。

- ・設計業務等は、受注者から希望があった場合、協議の上活用。
- ・設計業務等、工事に係る打合せにおいて、協議の上WEB会議の活用を検討。



ICT建築土工^{※3}の試行

●ICT建築土工を活用した施工（試行）

※3 ICT土工の省力化施工技術を建築工事の根切り・土工事に活用するもの。



オープンカット法面整形(60° 3D)



つぼ堀 床付け(3D: 2D+深さ)

電子小黒板の本格活用

●デジタル工事写真の小黒板情報電子化

原則全ての営繕工事を対象に、
「デジタル工事写真の小黒板情報
電子化^{※4}」を活用。

- ※4 工事写真撮影の際に配置する、撮影状況を書いた黒板を電子化するもの。



発注・完成時における生産性向上技術の導入促進

●総合評価落札方式における評価 入口評価

- ・総合評価落札方式（技術提案評価型S型）により発注する新営工事及び改修工事において、生産性向上技術に関する提案を評価。
- ・評価対象とする生産性向上技術として、入札説明書等に次の技術を例示。

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工^{※6}、BIMの活用、小黒板情報を活用した工事写真アルバムの作成

※6 ICT建築土工、墨出しロボット、鉄筋結束ロボット、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等

●請負工事成績評定における評価 出口評価

- ・全ての営繕工事において、受注者が生産性向上技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価。

設計段階における取組

●設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上に配慮する旨を明記

●生産性向上技術^{※5}の活用を前提とした設計を試行

※5 指定する生産性向上技術について試行を実施。

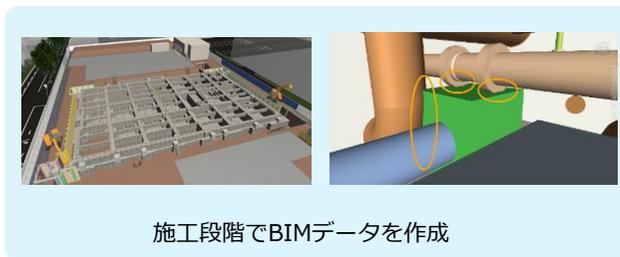
3- (1) ICTの積極的な活用等 ～官庁営繕事業におけるBIM活用の取組～

原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、発注者情報要件であるEIR※1を適用し、BIM※2活用を推進※3。

- 延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- 設計BIMデータについて工事受注者へ説明等を行うBIM伝達会議を開催し、工事受注者が活用する場合には貸与。



設計BIMデータの貸与



- ※1 Employer's Information Requirements
- ※2 Building Information Modelling
- ※3 令和5年度より取組開始

BIM活用の項目

（下線は、R6年度に追加した項目）

- 指定項目（延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務に設定）

	BIM活用の項目	目的
設計	建築物の外観及び内観（一部）の提示	合意形成の円滑化
	実施設計図書（一般図等）※4の作成	図面間の整合性の確保

※4 総合、構造、電気設備、機械設備の各分野の図面を対象とする。

- 推奨項目※5（全ての新営設計業務及び新営工事に設定）

	BIM活用の項目	目的
設計	設計条件等と設計図書の整合性の確認	情報の共有、確認の効率化
	基本設計段階における設備計画の検討	納まりの検証の効率化
	概算工事費の算出	効率的な数量算出、精度の向上
	基本設計図書（一部）の作成	図面間の整合性の確保
	実施設計図書（詳細図等）の作成	図面間の整合性の確保
工事	施工計画等の検討	検討の効率化、理解の向上
	施工図の作成	効率的な検討、整合性の確保
	干渉チェック	干渉の確認の効率化
	完成図の作成	維持管理に向けた資料等の作成
	建築物利用説明書に用いる図の作成	維持管理に向けた資料等の作成

※5 3,000㎡未満の新営設計業務の場合、上記の指定項目は推奨項目として設定する。

- 指定項目又は推奨項目以外：受注者は任意にBIM活用が可能

成果品

- 指定項目：「実施設計図書（一般図等）の作成」

- 設計BIMデータ及び設計BIMデータ説明資料※6の提出を求める。

※6 BIMモデルと連動しない箇所が分かる資料、モデリング・入カールールに関する資料

- 推奨項目

- 成果品としてBIMデータの提出を求めない。

設計BIMデータの貸与

- 発注者はBIM伝達会議を開催し、工事受注者へ設計BIMデータ及び同説明資料を説明する。
- 工事受注者が設計BIMデータを活用する場合、発注者は、工事受注者へ設計BIMデータを貸与する。

3- (1) ICTの積極的な活用等 ～「営繕BIMモデル」の公開～

官庁営繕事業におけるBIM活用の理解の促進及び効率的な実施に資することを目的に、官庁営繕事業の設計業務において、発注者がEIR※1でBIM活用を指定する項目への対応を基本として、BIMデータの入力情報及び設定内容の目安を示すため、「営繕BIMモデル」を作成し、そのデータを公開しました。

※1 EIR: Employer's Information Requirements、発注者が示すBIM 活用に関する要件

営繕BIMモデル 架空の建築物(鉄筋コンクリート造 地上5階建て 延べ面積約3,300㎡の一般的な合同庁舎)を対象に作成したBIMデータの例

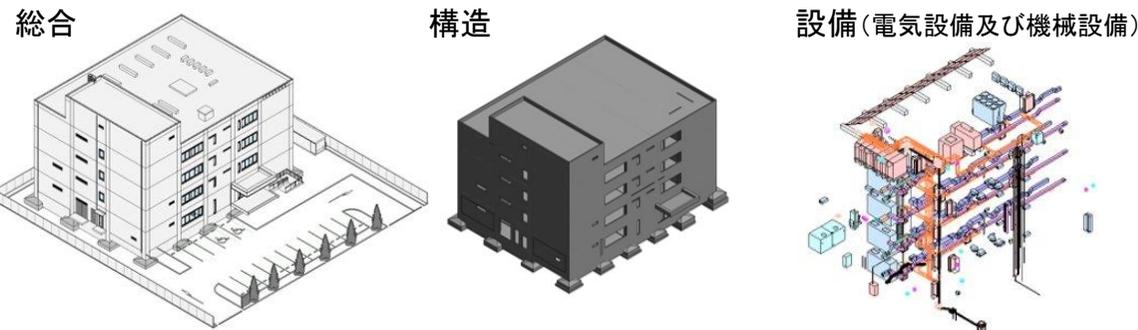
(なお、設計内容は建築基準法等に基づく審査を受けたものではない。)

【使用ソフトウェア】

Autodesk Revit2022

【BIMデータ】

総合、構造及び設備の分野ごとに作成



「営繕BIMモデル」で実施した内容

延べ3,000㎡以上の新営設計業務においてEIRでBIM活用を求める指定項目と推奨項目※2のうち、指定項目と推奨項目の一部※3について実施。

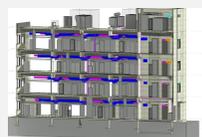
「営繕BIMモデル」で実施した指定項目の内容

実施設計図書(一般図等)の作成



平面図 (総合のBIMデータを用いて作成)

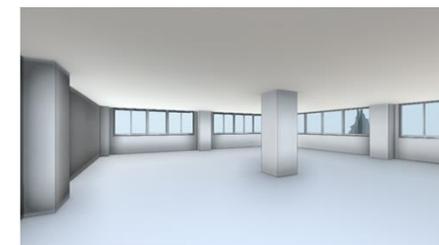
総合、構造及び設備の各分野のBIMモデルを統合し、干渉チェックを実施したうえで、分野間の整合性等を確保した実施設計図書を作成



外観及び内観(の一部)の提示



3Dビュー (外観)



3Dビュー (内観)

※2 「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」に基づくEIRを適用したBIM活用の運用について(令和6年3月21日国営施第25号)による。

(【参考】官庁営繕事業におけるEIRを適用したBIM活用 参照)

※3 推奨項目は、受注者の判断により実施するもの。「営繕BIMモデル」では指定項目とともに実施例を示すことが有効であると考えられる一部項目について参考として実施。

「営繕BIMモデル」で実施した推奨項目: 設計条件等と設計図書との整合性の確認、概算工事費の算出、基本設計図書(一部)の作成、実施設計図書(詳細図等)の作成

公開データ

データ公開URL : https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000130.html

営繕BIMモデル

EIRでBIM活用を求める指定項目及び推奨項目(一部)に対応して作成した総合、構造、設備の各分野のBIMデータ※

※ 営繕BIMモデルは、官庁営繕事業の設計業務におけるBIMデータの入力情報及び設定内容の目安を参考として示すものであるが、入力情報等には推奨項目(一部)に対応するためのものが含まれているので、指定項目のみを実施する場合には、指定項目の実施に必要な範囲の情報の入力等を行えばよい。

営繕BIMプレート

営繕BIMモデルを作成した際のBIMデータの作業環境等の設定内容をプレートとして保存したもの

総合

BIMデータ

プレート

構造

BIMデータ

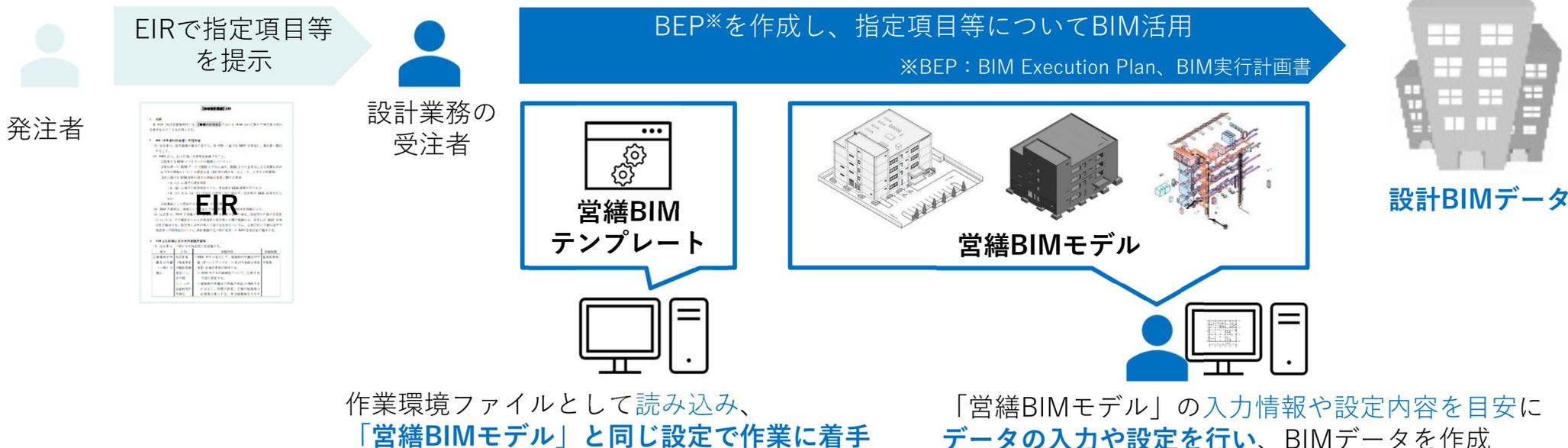
プレート

設備
(電気設備及び機械設備)

BIMデータ

プレート

「営繕BIMモデル」の活用 (官庁営繕事業の新営設計業務でのイメージ)



3-(2) 書類の簡素化～官庁営繕工事における工事関係書類作成の一層の効率化～

生産性向上の取組

これまでの取組

○各省庁が発注する営繕工事の書類の統一書式「**公共建築工事標準書式**」を作成【H15.3】

○建設業団体の意見を伺い**工事関係書類等の明確化、削減等**に取り組む

○受発注者間での**協議による書類の省略・集約、受注者独自書式の使用を可能**

○**書類の二重提出(紙と電子)を求めない**
 ・「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定」【H26.3】
 ・「同」徹底について【H30.3】

○書類等の**押印等の省略**

○全ての営繕工事における**「情報共有システム」**の活用

・「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定」(一部改定)【R3.3】

今回の取組

- 「**公共建築工事標準書式**」の改定【R5.3】
 - ・各省庁統一の書式内に**省略協議対象であること等を明示**
- 「**工事関係書類データ入力シート**」(試行版)の作成【R5.3】

工事関係書類データ入力シート

基本データシートに共通項目(工事件名、工期等)を入力・保存し、各書式に反映させることで**書類作成を効率化**

【基本データシート】

工事件名	〇〇〇
発注者	△△△
受注者	☆☆☆
工期	自:□□ 至:▽▽

共通項目

【各書式】

各書式に共通項目が反映

現場代理人等
通知書

工事件名	:〇〇〇
発注者	:△△△
受注者	:☆☆☆
工期	自:□□ 至:▽▽

経歴(職歴)...

火災保険等
加入状況報告書

工事件名	:〇〇〇
発注者	:△△△
受注者	:☆☆☆
工期	自:□□ 至:▽▽

報告年月日...

発生材報告書

工事件名	:〇〇〇
発注者	:△△△
受注者	:☆☆☆

報告年月日...

完成通知書

工事件名	:〇〇〇
発注者	:△△△
受注者	:☆☆☆
工期	自:□□ 至:▽▽

完成年月日...

- 「工事関係書類データ入力シート」の作成手順・Q&Aを取りまとめた**「手引き」**を掲載し、**本格運用版**として公表【R6.3】

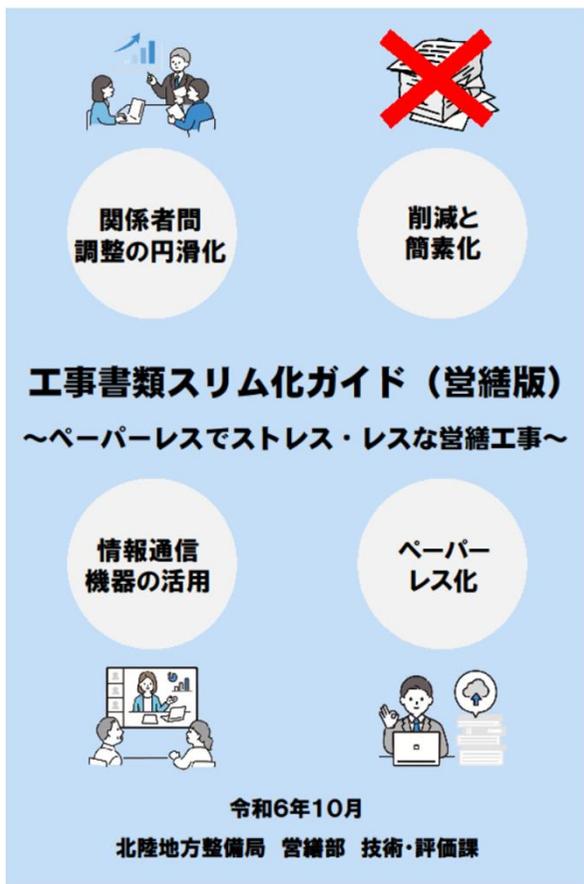
国土交通省HPから工事受注者がダウンロードして広く活用可能

3-(2) 書類の簡素化 ～工事書類スリム化ガイド(営繕版)～

工事書類スリム化ガイド(営繕版)は、**営繕工事における工事関係書類作成の一層の効率化**など現場技術者の負担低減を図るための具体的な取り組みを紹介するものです。

営繕工事においては、従前より「工事の書類の簡素化・効率化」の取り組みを行っていましたが、より多くの方にその内容を知っていただくため、わかりやすくとりまとめた本ガイドを策定したものです。

なお、本ガイドは北陸地方整備局HPに掲載すると共に、管内自治体へお知らせしております。



関係者間調整の円滑化

削減と簡素化

情報通信機器の活用

ペーパーレス化

工事書類スリム化ガイド(営繕版)
～ペーパーレスでストレス・レスな営繕工事～

令和6年10月
北陸地方整備局 営繕部 技術・評価課

現場技術者の負担軽減を図るための取り組み

1. 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化

営繕事業の各段落(設計段階、施工段階)において、適切な設計図書の作成に向けた取組等、発注者として実施する事項の実施に努めます。

2. 工事関係書類の徹底した削減と簡素化

不要な資料を作らない・求めないようにします。

※工事関係書類の共通項目を自動で反映する機能を付加した書式の入力シートを使用により、工事関係図書等全99書式のうち、66書式について共通事項の自動反映が可能。

3. 電子データの活用によるペーパーレス化

ペーパーレス化により、紙資料のコピー・ファイル綴じ作業の削減、二重提出(紙と電子)を不要とします。

4. 情報通信機器の活用により打合せ・立会い・検査等を効率化

関係者の移動や待ち合わせ、準備等にかかる時間を削減します。



書式入力シート使用による簡素化イメージ

3-(3) 関係者間調整の円滑化～営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化～

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3公表）のうち、特に設計に関する取組みについての理解を深めるための「事例解説」を作成しました（R7.3）。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3）

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの（該当箇所の抜粋）

【1.設計段階】

(1) 設計条件の明示

(2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み

- ① 諸条件の整理と適用基準 ② 敷地や周辺の状況 ① 設計業務プロセス管理 ② 図面の整合性 ③ 設計段階における施工条件の確認 ④ 指定仮設の確認

【2.施工段階】

(1) 余裕期間の設定 (2) 遅滞ない設計意図伝達※1等 (3) 納まり等の調整※2の効率化

※1: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等

(4) 情報共有や検討等の迅速化 (5) 設計図書の変更への対応

※2: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

事例解説（R7.3）

● 参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間（62事例）の情報を基に、事例を整理（8分類）

◆ 改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

■ 関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック（日本建築士会連合会）
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）・Q&A（案）
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（及び事例解説）
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）

4. その他

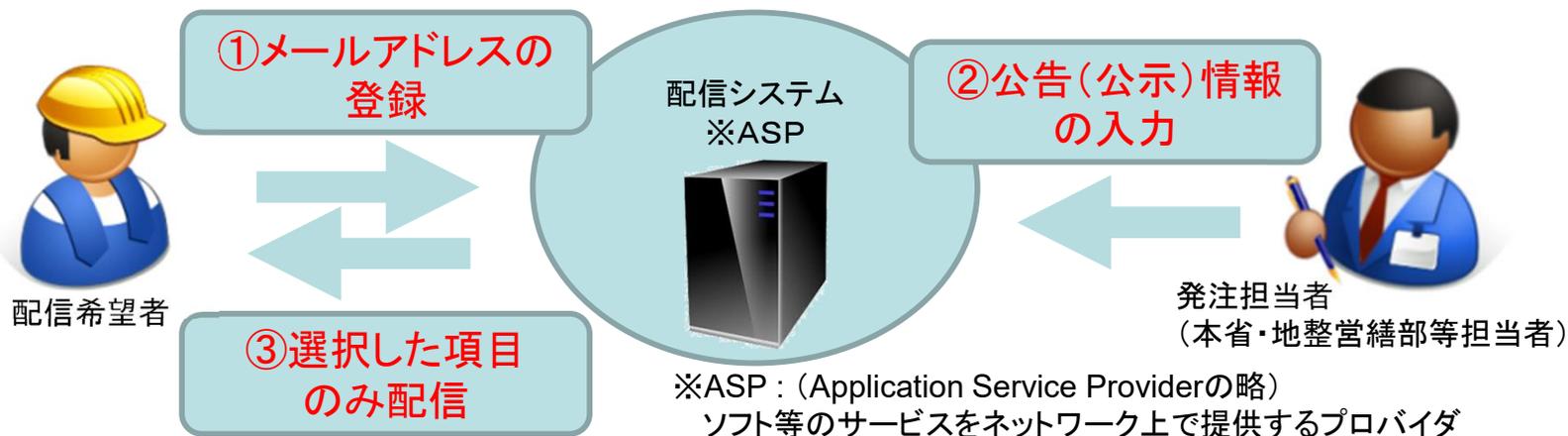
- (1) 官庁営繕部発注情報メール配信サービス
- (2) 公共建築相談窓口

4-(1) 官庁営繕部発注情報メール配信サービス

概要

官庁営繕工事・業務が公告(公示)され次第、概要を配信希望者にメール配信

- ① 配信希望者が、随時、官庁営繕部HPを通じて、**配信を希望する項目(※)を選択**し、配信先のメールアドレスを登録(登録は無料)
(※)発注機関、工事・業務の別、工種、施工場所等
- ② 発注担当者が、公告(公示)情報を配信システムに入力
- ③ 指定した日時に配信システムより、公告(公示)情報に合致する配信希望者へメール配信



登録方法

- 国土交通省官庁営繕部のホームページにアクセスし、「■登録手続きに進む」から登録。
- PC、タブレット、スマートフォン、携帯電話いずれの端末からも登録可能。登録は無料。

○国土交通省大臣官房官庁営繕部ホームページ (「官庁営繕部発注情報メール配信サービスについて」)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

4-(1) 官庁営繕部発注情報メール配信サービス

官庁営繕工事・業務への入札参加を検討される方への発注情報のメール配信を令和6年度も引き続き行います。公告日に、登録されたメールアドレスに配信します。ぜひ、ご登録ください。(既にご登録いただいている方は、再登録の必要はありません。)

○メール配信内容

原則、入札公告日(または公示日)に、以下の内容(イメージ)が配信されます。(発注情報がメール配信されるのは、それぞれの工事・業務の公告日の午前9時以降)

なお、正式な内容は入札情報サービス(<http://www.i-ppi.jp>)にてご確認ください。

メール配信内容(イメージ:工事の場合)

件名:【○○地方整備局営繕部(※1)発注情報のお知らせ】
本日、令和○年○月○日、次の工事の入札公告を実施しました。
工事名:○○改修工事
工事種別:建築(※2)
等級区分:○ランク又は○ランク
工事場所:○○県○○
技術資料の提出締切日(※3):令和○年○月○日
詳細は入札情報サービスのページで公開しています。
《 <http://www.i-ppi.jp> 》
また、○○地整営繕部のHPでも公開しています。
《 <http://www.xxxx> 》
更新・削除は以下のURLにて
《 <https://www.xxxx> 》

(※1)発注機関:国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局営繕部、各地方整備局営繕部及び営繕事務所、沖縄総合事務局開発建設部営繕課

(※2)工事種別:建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備(エレベーター)等
業務種別(業務の場合):設計、積算、工事監理、調査検討、測量・敷地調査

(※3)業務の場合は、参加表明書の提出締切日

○登録開始日等

随時、登録・変更・登録解除が可能です。

無料でご利用いただけますので、以下の「[■登録手続きに進む](#)」からご登録ください。

○配信期間

2025年3月末までを予定しています。次年度以降の実施については決定次第、登録されたアドレス宛てにメールでお伝えします。

(サービスを継続する場合、上記の連絡は発注情報メールの配信をもって代えさせていただきます。)

また、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部等のホームページでもお知らせ致します。

4-(2) 公共建築相談窓口

○国土交通省では、**公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口**を開設

◇北陸地方整備局

営繕部計画課（新潟県、富山県、石川県）

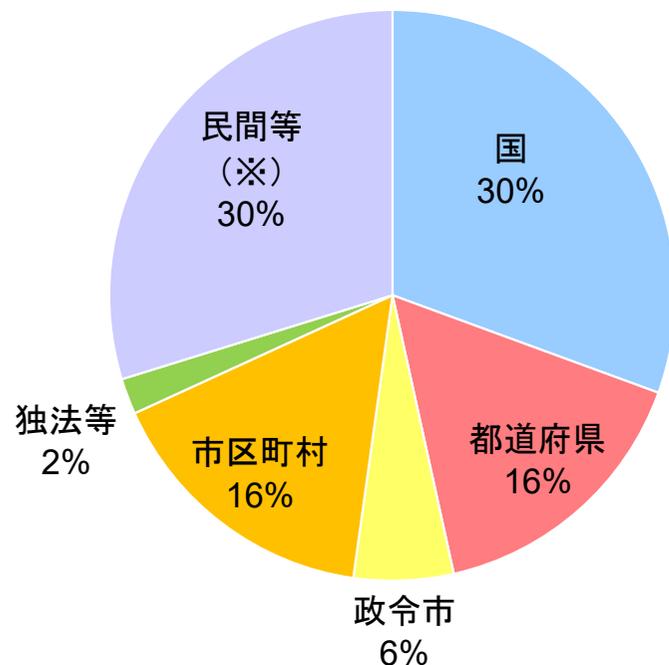
TEL:025-280-8880 FAX:025-370-6504 mailメール:pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp

金沢営繕事務所（石川県、富山県）

TEL:076-263-4585 FAX:076-231-6369

○令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)は、全国で**2,517件**の相談に対応。

相談者の内訳



※ 民間等・・・民間発注者、設計事務所、建設業者等

分野毎の相談の「件数」と「割合」

分野	件数	割合
企画・予算措置	125	5%
設計	322	13%
積算	998	40%
入札契約手続き	105	4%
工事監理	102	4%
保全	516	21%
その他	349	14%
合計	2,517	100%

○令和5年度に引き続き「週休2日の運用方法」や「公共建築工事標準仕様書」に関する相談が分野によらず多く寄せられた

分野ごとの主な相談内容

- 積算 ・共通費の算出方法、インフレスライド、週休2日の補正率
- 保全 ・建築保全業務労務単価、保全業務積算要領の歩掛り
- 設計 ・設計業務委託料の積算、公共建築工事標準仕様書の内容 など